

未来へつなぐ
ともに自分らしく輝けるまち



第7次地域福祉
推進計画

(令和4年度～令和8年度)

宝塚市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
スマレン

ごあいさつ

平成から令和へと元号が変わると同時に、世界各国で新型コロナウイルスが猛威をふるい、我が国でも感染が拡大し様々な影響を受けました。地域福祉においても、従来から進めてきた人とひとのつながりづくりや課題解決に向けた活動などの取り組みが停滞すると同時に、コロナ禍における生活困窮世帯への資金の貸付事業などから新たな生活課題も顕在化し、次期地域福祉推進計画を策定する上での問題提起となりました。

今後は、福祉・介護・医療や教育、そして社会経済においても、今までにはなかった「新たな生活スタイル」を取り入れながら、地域福祉の推進にあたる必要があります。

第6次地域福祉推進計画では、市内の各まちづくり計画の策定を進める話し合いの場に参加し、福祉部分の計画を推進してまいりました。また、ひきこもりや障害などにより様々な課題を抱え悩まれている方々が、参加することを通じて元気になれる居場所づくりや、市民向けに障害の理解を深める学習の機会などを充実してまいりました。

国は地域共生社会の実現に向けて、地域住民や様々な主体が参画し、世代や分野を超えて、人とひと、人と社会がつながり、支えあう取り組みを進めようとしています。これらに対応するため、行政とともに、地域住民をはじめ様々な関係機関が参画する「宝塚市セーフティネットシステム」を構築してまいりました。

第7次地域福祉推進計画では、継続して取り組む事業や強化する事業を明らかにし、また、地域住民による早期発見・早期対応の活動と、それらをサポートする専門職を紡ぎ合わせて、制度では解決できない課題への対応などを充実し、強化することが、重要となっています。

本計画では、主に、まちづくり計画の実行や子どもと親の支援、様々な当事者の参加と活躍、包括的な相談支援体制を構築することを基本目標に盛り込みました。これからの5年間も、市民の皆様をはじめ各種団体や当事者、民間事業者、専門機関、行政とともに、地域福祉の推進、さらには地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました策定委員会の委員の皆様をはじめ、ご意見を賜りました市民の皆様へ心より感謝とお礼を申し上げます。

令和4年4月

社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
理事長 福本芳博

第7次地域福祉推進計画の策定にあたって

社協が市民と共に策定する地域福祉推進計画は、行政が策定する地域福祉計画に対して、民間（当事者・住民・事業者）が主となって、開発的、先導的に取り組む地域福祉の計画です。7次目にあたる今期の計画はこれまでもまして、次の9つの課題を検討する計画となりました。

- 1) 少子高齢、人口減少、世帯の縮小化が進行する社会状況の構造変化に影響を受ける地域社会への対応を意識する。
- 2) 地域、事業者、行政の三者ともに担い手不足が進行する中で、責任を押し付け合わない三者の協働を市民主体を基盤として促進する。そのため、社協は地域福祉の中間支援機能を発揮する。
(注. 中間支援機能の解説は本編に記載)
- 3) 市は第3期の地域福祉計画において、自治体に義務化された包括的な支援体制づくりを総合相談支援体制を含む宝塚市セーフティネットシステムの充実として取り組む改革を行っている。それらを民間の立場から協働・促進しつつ、さらに先の課題を先導的に開拓する計画とする。
- 4) 市の総合計画においてまちづくり計画が位置づけられた段階で、まちづくり計画の福祉領域をさらに充実していくための市民への支援と協同・協働を進める。
- 5) とくに、社会的孤立への対応を身近な圏域から取り組むために、小学校域だけでなく、自治会域を基盤に取り組む。一方で地域を越えた多様な主体のテーマ型のつながりを広げることを意識する。
- 6) 多世代交流の中で、とくに子どもが育ちやすい地域づくりを子育てと子育てに焦点を合わせて学校も含めて取り組む。
- 7) そのために、次世代の若者層が地域社会に参加しやすい活動やしくみを考える。
- 8) もっとも地域福祉として重要な、誰も排除しない・取りこぼさない社会的包摂と、多様な人がお互いを認め合える豊かな多様性のある地域共生社会をめざす。
- 9) 具体的には、障害のある方の地域社会参加や多様な生活課題を抱えた当事者がお互いにつながる当事者会（セルフヘルプグループ）の支援を強化する。

以上のような課題認識のもとに計画策定委員、社協の理事・評議員、行政関係者を中心に多くの前向きなご意見とご提案をいただきました。とくに、垣根の高い福祉ではなく、市民目線のフラットな誰もが参加しやすい地域福祉の推進のあり方をご提案いただきました。また、この協議の過程で、計画の推進責任を担う社協職員のケア、相談、地域、総務（マネジメント）各部署の職員の協議も進められたことを申し上げます。

本計画は、行政の地域福祉計画と合わせて今後の宝塚の地域福祉の見取り図となる計画です。この計画をお読みいただき、どの部分に協働できるかをご検討いただき、皆様の手でそれらを大きく広げ、宝塚の未来を共につくっていただくことを祈念いたします。

第7次地域福祉推進計画策定委員長
関西学院大学 人間福祉学部 教授
藤井 博志

宝塚市社会福祉協議会 第7次地域福祉推進計画

目次

第1章 社会福祉協議会の役割	1
1. 社会福祉協議会とは	1
2. 社会福祉協議会のはたらき	1
第2章 計画策定の概要	3
1. 地域を取り巻く現状	3
2. 第7次地域福祉推進計画の位置づけ	4
3. 第6次地域福祉推進計画の評価	6
4. 宝塚市におけるエリア設定	10
5. 宝塚市セーフティネットシステムの推進	11
6. 計画の推進期間	12
7. 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係	13
第3章 計画策定にあたって	14
1. 第7次地域福祉推進計画策定委員会の取り組み	14
2. 計画の基本理念と基本目標	18
3. 計画の事業体系	19
第4章 計画における事業展開	21
1. お互いさまのまちづくり	21
2. 多様性を認め合えるまちづくり	24
3. 自分らしい暮らしを支える仕組みづくり	29
4. 地域福祉の基盤づくりとマネジメント	34
資料編	39
1. 包括的な支援体制整備について	40
2. 宝塚市の福祉に関する現状	42
（1）宝塚市7ブロックと20のまちづくり協議会のエリア	42
（2）宝塚市人口の推移	43
（3）宝塚市の各種計画について（福祉分野に関連するもの）	44
（4）宝塚市セーフティネットシステム概念図	45
（5）地域ごとのまちづくり計画	46
（6）各種課題に関するデータなどのまとめ	67
（7）宝塚社協の地域福祉推進プロセス	77
3. 計画策定委員会について	79
（1）第7次地域福祉推進計画策定委員会名簿	79
（2）計画策定委員会の協議内容	80
（3）第7次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱	81

第1章

社会福祉協議会の役割

1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（以下、社協）は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、すべての都道府県、市区町村に設置された民間の団体です。

社協は、地域住民や多様な関係者が協働して、つながりづくりをはじめとする地域福祉活動を進めています。また、様々な地域生活課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図ります。これらの取り組みを通じて、安心して暮らせる地域づくりと地域福祉の推進をめざしています。

2 社会福祉協議会のはたらき

宝塚社協は、「安全で安心な楽しいまちをみんなで作ろう」を組織の基本方針として、「協議体」「運動体」「事業体」の3つの側面から総合的に事業をおこなっています。

また、地域福祉を推進していくために、「地域福祉への住民の参加・参画」「地域自立生活の相談支援」「地域ケアの開発・推進」「包括的支援体制の促進」の4つの機能で組織マネジメントをしています。

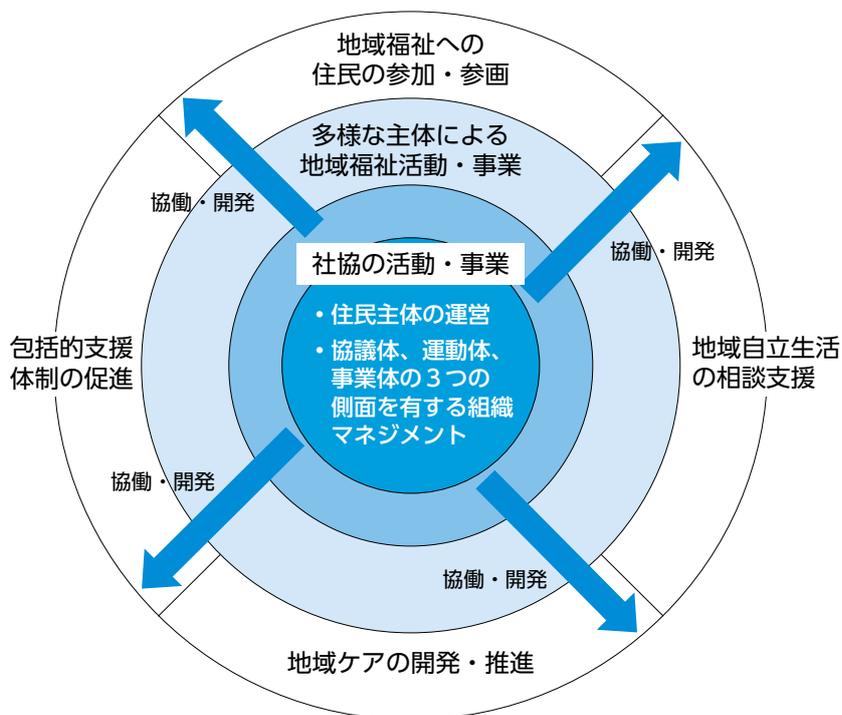
「地域福祉の中間支援組織^{*}」として、新たなニーズへ対応するために、地域や行政、各団体の媒介役としてネットワークをつくり、多様な主体の協働による活動の開発を進める役割があります。

※地域福祉の中間支援組織：中間支援組織とは行政と地域や企業・事業者の間にとって様々な活動を支援する組織のことであるが、宝塚社協は、地域生活課題を解決するために多様な人や団体の支援をはじめ、当事者を含む地域住民、福祉専門職、民間事業者、協同組合、行政等の多様な主体をつなぎ、協議・協働によって活動や事業の創出、社会への働きかけや権利擁護などをおこなう。

▶ 地域福祉の中間支援組織としての社協のはたらき

(社協基本方針と3つの側面、4つの地域福祉推進の機能)

<p>社協基本方針</p>	<p>安全で安心な楽しいまちをみんなで作ろう</p>
<p>3つの側面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 協議体 話し合いによって地域福祉を進める ② 運動体 地域生活課題とその解決を社会に働きかける ③ 事業体 地域生活課題に対応する取り組みを先駆的に開発・実施する
<p>4つの地域福祉推進の機能 (地域福祉の中間支援機能)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉への住民の参加・参画 地域福祉への当事者・地域住民の参加支援の機能 ② 地域自立生活の相談支援 地域生活を支えるための総合相談支援 ③ 地域ケアの開発・推進 新たな地域生活課題に対応する地域ケア・地域福祉サービスの開発・推進 ④ 包括的支援体制の促進 生活者中心の仕組みとしての住民と専門職などの重層的な協働ネットワーク



宝塚市社会福祉協議会「市民がつくる地域福祉のすすめ方」改訂版15・16頁を一部改編

第2章

計画策定の概要

1 地域を取り巻く現状

今日の地域社会では、人口減少、少子高齢化、核家族化などが進み、単身世帯や単身高齢者が増加しています。そのことで、人と人との関係性の希薄化、地域や家族での助け合いなどの機能が弱まり、社会的孤立の問題は年々、深刻化しています。このことは、児童虐待やひきこもり、ヤングケアラー*をはじめとする様々な地域生活課題の要因となっています。

また、個人の価値観・生活スタイルも多様化し、異なる価値観を持つ相手を差別や排除する問題も根強く残っています。

さらに、個人や世帯で複数の課題を抱え、いわゆる8050問題*などの複合的な支援が必要となる事案も増えています。しかし、制度の縦割りや制度の狭間で必要な人に必要な支援が行き届いていない状況があります。

国は、このような社会背景から「**地域共生社会の実現**」を掲げました。これは、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会をつくるという考えです。また、社会的孤立の問題に対しては、「**孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会**」をめざし、「**孤独・孤立対策の重点計画**」を策定し、今後、重点的に取り組む対策を取りまとめました。

宝塚市は、年少人口の減少と高齢者人口の増加による少子高齢社会となっています。**学校・園が統廃合**されるなど地域人口の年齢構成による諸問題が生じています。一方、市内の一部の地域では、若い世代の人口増加による保育や学童保育の待機児童問題があります。また、地形による問題もあ

*ヤングケアラー：法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的におこなっているような子どもとされている。

*8050問題：80代の親が50代の子どもの生活を支えるという状況から生まれる各種問題を総称した言葉。背景には親の高齢化や子どものひきこもりの長期化の問題などがある。

り、坂が多い地域では、スーパーや商店などの生活インフラや交通インフラ整備にも差が生じています。いわゆる「買い物難民」「交通難民」などの問題も生じ、それらに対応するため地域住民による活動や地域住民と民間事業者の協働による取り組み（移動型店舗、宅配、移送サービス、コミュニティバスなど）がおこなわれています。

さらに、令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大は、私たちの暮らしに大きな影響がありました。経済活動が停滞し、生活困窮や生活不安定層の拡大で「生活福祉資金特例貸付」の申請が激増しました。生活困窮者自立支援事業を担う「せいかつ応援センター」への相談も急増しました。また、学校・園が休校・休園となり、教育分野だけでなく、地域での子どもへの支援の必要性がより一層高まりました。地域活動や協議の場、各種イベントも中止となる動きが広まり、通所系の介護サービスでは利用を控えたり、ボランティアの受け入れを取りやめたりするなど、いずれも「地域でのつながりづくり」に積極的に取り組んできた社協として、想像もしなかった事態に陥りました。

今後も変化し続ける社会情勢の中で、時代に即した地域福祉の推進が求められています。今後、様々な地域生活課題に対応しながら人と人がつながり、支え合いながら、誰もが安心して地域で暮らせるまちづくりをめざし、第7次地域福祉推進計画（以下、7次計画）を策定しました。

2 第7次地域福祉推進計画の位置づけ

地域福祉推進計画とは、めざす福祉目標、それに向けた取り組み方針や内容を幅広い住民や関係者が共有し、様々な協議の場で話し合いながら地域福祉を進める、民間の先駆的・開発的な活動計画です。

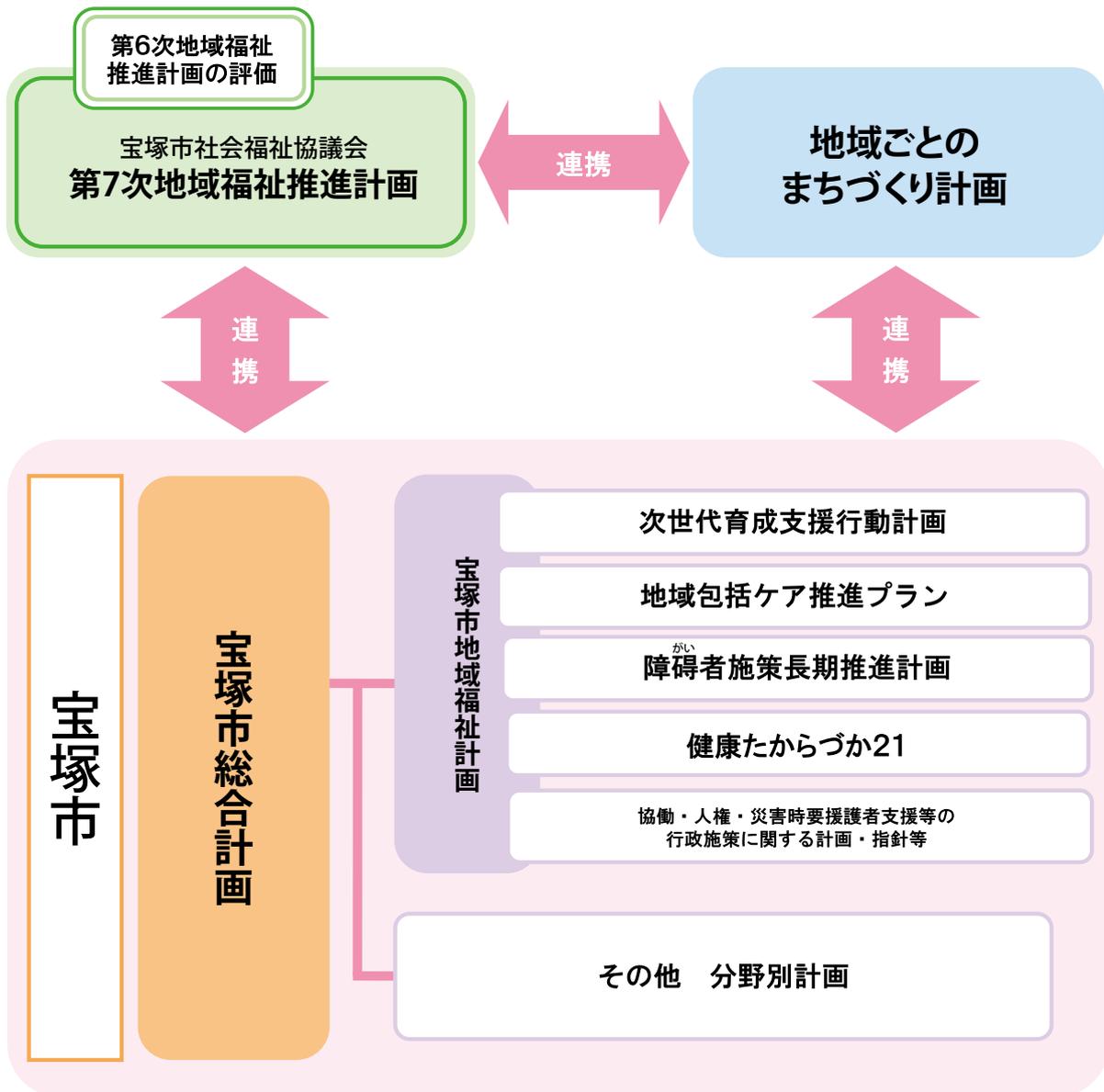
7次計画は、第6次地域福祉推進計画（以下、6次計画）を先行計画とし、6次計画での実践の評価や近年の地域を取り巻く現状を鑑み策定しました。また、宝塚市地域福祉計画（第3期）をはじめとする行政計画や地域ごとのまちづくり計画との整合性を図ります。

宝塚市では、社会福祉法第107条に基づき、宝塚市地域福祉計画（第3期）を令和3年度に策定しました。市町村の福祉の各分野別計画（高齢者・障害者・児童等）の共通的な事項を記載する上位計画と位置づけ、地域生活課題を解決するための仕組みや取り組みを計画的に進めています。

市内のまちづくり協議会では、地域の現状や課題、ニーズを踏まえ、将来像を共有しながら、基本目標や具体的な取り組み等を取りまとめた「まちづくり計画」をすべての地域（20か所）で策定しています。

7次計画の推進にあたっては、国の動向やこれらの計画と連携・協働を図りながら推進していきます。

第7次地域福祉推進計画の位置づけ



3 第6次地域福祉推進計画の評価

7次計画の策定にあたり、6次計画の実施目標・事業項目ごとに「6次計画の成果」と「7次計画への課題」について点検と評価をおこないました。

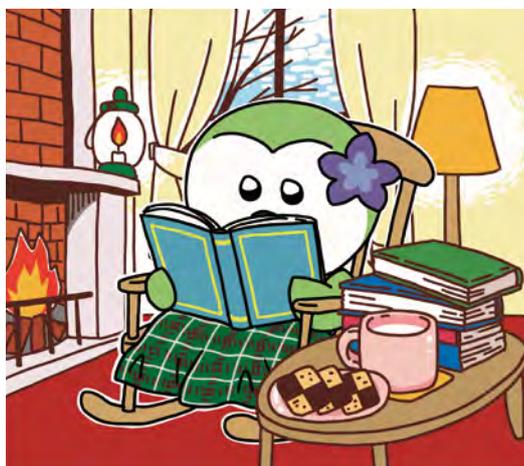
■第6次地域福祉推進計画の評価

(1) 福祉でまちづくり

①小学校区域における生活基盤の整備	6次計画の成果	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ささえあい会議、校区ネットワーク会議などが増え、地域生活課題の発見力が高まった。 ■地域活動の中で障害者の参加が進んでいない現状があり、各まちづくり計画の中に障害者等への理解促進等の取り組みが盛り込まれた。 ■誰もがふらっと立ち寄れる拠点として、長尾地区センター、ごてんやま地区センターを再整備した。 ■相談・発見・つなぎの役割ができる「くらしのパートナー」の取り組みを開始した。
	7次計画への課題	<ul style="list-style-type: none"> ■子育て世代や障害当事者、民間事業者の参画を得たまちづくりを進めることが必要である。 ■地域ささえあい会議がおこなわれていないエリアでの立ち上げと、校区ネットワーク会議の充実を図る。 ■まちづくり計画に基づき、誰もが参加できる居場所づくりを進める。 ■くらしのパートナー活動を広げる必要がある。
②地域福祉を支える人づくり	6次計画の成果	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世代、シニア世代、専門職などとのパートナーシップが広がった。 ■子育て世代対象のセミナーをきっかけに、活動者間の新たなつながりづくりが進んだ。 ■シニア世代を対象とした地域貢献型講座を開設し、地域で活躍する人材が増えた。 ■多様な分野の民間事業者と関係機関で構成する協議の場づくりを進め、福祉と民間事業者による協働の取り組みが始まった。 ■社会福祉法人連絡協議会と協働で専門職向け地域福祉研修を実施し、地域と高齢、障害、児童の専門職間ネットワークづくりが進んだ。
	7次計画への課題	<ul style="list-style-type: none"> ■子育て世代と地域団体がつながるプログラムづくりが必要である。 ■シニア世代が活躍できる場づくりが必要である。 ■専門職間の連携を強化し、地域住民との協働による実践を推進する必要がある。 ■6次計画に引き続き、地域生活課題の解決に向けて、民間事業者などとのネットワークづくりを進める必要がある。

(2) 多様性を認めあう共生の地域づくり

<p>①当事者の社会参加や活躍を可能にするまちづくり</p>	<p>6次計画の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者への理解が深まりつつある。 ● ひきこもりがちな方の活動が始まった。 <ul style="list-style-type: none"> ■ まちづくり計画で「障害者への理解促進」等を掲げた地域が増えた。また、当事者の理解促進のため、学習会・協働プログラムなどの取り組みが始まった。 ■ 学校での福祉教育については、学校との協働による福祉教育連絡会をおこない、当事者中心の体験プログラムなどを進めた。 ■ 福祉専門職と当事者・団体の相互理解を深める場にて、コロナ禍の障害者の生活支援について話し合い、オンラインによる当事者間の交流会やボランティアによる買い物支援をおこなった。 ■ 当事者同士のつながりの場として「セルフヘルプグループ交流会」を開催し、次年度以降も継続することとなった。 ■ ひきこもりがちな方などへの参加プログラムとして「事務体験Day」をおこなった。プログラムの参加者の中から民間事業所の就労につながった。 ■ ひきこもり当事者のセルフヘルプグループとして「スミレン's ワークいろり」が立ち上がった。企業からの仕事を請け負う仕組みができた。 ■ 地域住民や障害当事者による居場所づくりを考える会が立ち上がり、総合福祉センターの元喫茶スペースの活用についての話し合いが始まった。 ■ 4名の市民後見人を輩出した。また、虐待予防と権利擁護を進めるため、市民後見人養成講座修了生が障害者福祉施設へ訪問する活動を開始した。
	<p>7次計画への課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当事者一人ひとりのニーズに合ったつながりづくりや社会参加（地域活動）を進める必要がある。 ■ 当事者の社会参加を進めるために、地域活動や福祉サービスなどの情報を整理し、発信を強化する必要がある。 ■ 障害福祉の理解を深めるため、当事者との協働による福祉学習プログラムを充実する必要がある。 ■ セルフヘルプグループの新たな立ち上げ支援とともに交流会を開催し、必要とする方への参加のきっかけづくりを進める。 ■ ひきこもりがちな方への就労体験の機会を確保するため、民間事業者などへ継続的に依頼をおこなう必要がある。



イラスト：じじ研究員

(3) ささえあう仕組みづくり

①地域福祉の課題解決に向けた協働	6次計画の成果	<ul style="list-style-type: none"> ●多分野の専門職や民間事業者による協働の活動が進んだ。 ●地域住民と専門職との関係づくりが進んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ■宝塚市セーフティネット会議で、生活困窮や社会的孤立などの問題について、せいかつ応援センターだけでは解決が困難な課題を整理する必要性が明らかになった。 ■宝塚市のひきこもり支援として「ひきこもり支援ネットワーク」が発足した。 ■各ブロックエリアにおいて地域生活支援会議を開催し、住民や専門職間のネットワークづくりが進んだ。 ■高齢、障害、児童分野の専門職向けの地域福祉研修を行い、分野間の連携や関係づくりが進み、地域住民と協働する実践が増え始めた。 ■たからづか地域見守り隊の登録事業者数が増加し、地域の発見力が高まった。 ■生活困窮者自立支援事業と生活福祉資金事業を一体的に運用し、コロナ禍における様々な相談や地域生活課題にスムーズに対応することができた。
	7次計画への課題	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉法人連絡協議会との協働による福祉分野を超えた総合相談の体制づくりを進める必要がある。 ■地域住民と専門職による課題解決の実践（認知症、ひきこもり、8050問題など）を充実していく必要がある。 ■地域生活課題に対応するため、社会福祉法人による地域貢献の取り組みを波及していく必要がある。 ■日常生活圏域での見守り・支え合い活動の体制づくりを継続して充実していく必要がある。
②地域共同ケアとその体制づくり	6次計画の成果	<ul style="list-style-type: none"> ●地域共同ケア拠点を充実した。 ●緊急時一時・24時間対応のできる支援体制を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> ■社協7拠点（安倉・光明・仁川デイ、鹿塩の家・野上の家・ふれあいあさひ・安倉南身体障害者支援センター）で、運営委員会を設置した。 ■社協ケア拠点（光明デイ）では、運営委員会の意見をもとに、誰もが過ごせる地域交流スペースや緊急時対応のできる拠点として改修した。 ■医療・福祉・地域の連携を進める総合相談機能として、「スミレン小林介護ステーション」を開設した。また、24時間支援体制の「定期巡回随時対応型訪問介護看護事業」「夜間休日緊急対応事業」を立ち上げ、実施することができた。 ■社会福祉法人連絡協議会の防災部会が立ち上がり、法人間の協働による防災訓練や福祉避難所の要援護者受け入れシミュレーション体験をおこなった。
	7次計画への課題	<ul style="list-style-type: none"> ■社協ケア拠点を活用し、地域共生ケアや緊急時宿泊対応を継続していく必要がある。 ■障害のある高齢者や重度障害者の在宅生活を支えるためのサービスや仕組みを開発する必要がある。 ■災害時の対応について、各法人間の連携や協働による体制を構築する必要がある。 ■総合相談支援体制の構築のため、生活困窮者支援を軸に社協における課題検討や連携についての協議や実践が必要である。 ■子どもに関する相談支援体制について、地域と各機関のネットワークづくりを進めていく必要がある。

(4) 地域福祉の基盤づくりと計画・マネジメント

<p>①地域福祉の 基盤整備と マネジメント</p>	<p>6次計画 の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活課題を解決する全市的なネットワークが立ち上がった。 ● 社協組織において各プロジェクトを立ち上げ、制度新設・見直しをおこなった。 ● 定期的に6次計画の評価・点検をおこなった。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 行政と協働し、宝塚市セーフティネットシステムを立ち上げ、解決のためのネットワークを進めることができた。(宝塚市セーフティネット会議や地域生活支援会議、地域福祉研修の実施など) ■ 「子どもと地域を考えるラウンドテーブル」や「就労支援プロジェクト」、「地産地消プロジェクト」などが立ち上がり、地域住民や関係団体、民間事業者間の話し合い、協働による活動が始まった。 ■ ひきこもりの方の支援として、企業の協力を得て、就労体験をできる場が増えた。 ■ 社会福祉法人連絡協議会が発足し、防災や地域貢献をテーマとした取り組みが始まった。また、専門職向け地域福祉研修については、行政・法人連絡協議会とともに、運営、共催することができた。 ■ 基盤整備研究会や担当課を超えた課題解決に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、社協組織・経営の課題を見直し、社協会員制度の見直し、24時間体制の取組みや人事制度の構築などの改善・改革を進めた。 ■ 地域福祉活動推進委員会を毎年開催した。計画の進行管理・評価に加え、時節に応じた社会課題（地域共生社会や子ども、当事者の地域での相互理解と社会参加等）への対応について協議をおこなった。
	<p>7次計画 への課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国が推進する包括的支援体制整備の構築として、宝塚市セーフティネットシステムをさらに充実させていく。そのために、社協として地域福祉の中間支援機能をさらに強化していく。 ■ 社会福祉法人連絡協議会と協働し、地域貢献活動を充実する必要がある。 ■ 社協組織の基盤強化（人事、財政、事業）として、職員の確保、定着、育成を進める必要がある。 ■ 新たな地域生活課題に対応するために、多様な人や団体と協働し、事業や取り組みを開発していく必要がある。 ■ 地域生活や地域福祉活動にとって有益、有用な情報を、必要としている方々に届くような情報提供を強化していく必要がある。 ■ 地域生活課題に対応する様々な活動に必要な活動財源を確保していく必要がある。



イラスト：じじ研究員

4 宝塚市におけるエリア設定

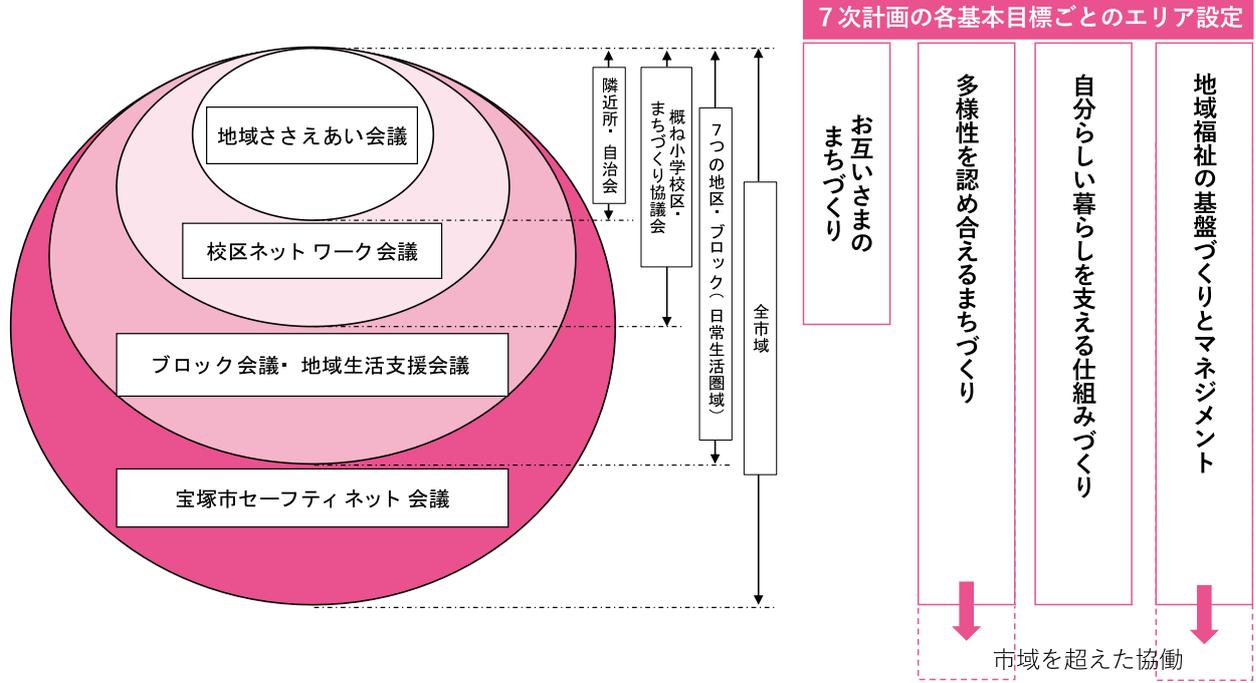
宝塚市では、協議協働の範囲を4つのエリアに分け、各エリアの機能を活かした地域福祉活動が展開されています。7次計画においても、引き続き各エリアの機能を意識しながら、ネットワークづくりや課題解決に向けた協働による活動を展開していきます。

社協は、主に自治会～小学校区エリアでは地域住民との協働、小学校区～ブロックエリアでは専門職との協働、主にブロックエリア～全市域においては行政などと協働しながら活動を展開しています。

7次計画では、地域住民と専門職や行政との関わりが増え、地域との連携・協働がさらに深まることをめざし、地域福祉活動を展開していきます。

また、ひきこもりや不登校など身近なエリアで対応しにくい課題については市内の活動や団体だけに留まらず、市外を含む広域で活動する団体・組織・民間事業者などとも連携をしていきます。

▶ 宝塚市におけるエリア設定及び7次計画におけるエリア設定



▶ エリアにおける機能・位置づけと活動者（イメージ）

単位	機能・位置づけ	主な活動者・参加者
地域ささえあい会議 (隣近所、自治会単位)	個別の見守りと 災害時など緊急支援のエリア	自治会、民生委員・児童委員、サロン・ミニデイなどの活動者など
校区ネットワーク会議 (概ね小学校区)	地域の協働による 支援のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブなど
ブロック会議・ 地域生活支援会議 (7つの地区・ブロック 【日常生活圏域】)	情報連携や 情報発信のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会地区センター、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、児童館など
宝塚市セーフティネット会議 (全市域)	セーフティネット となるエリア	宝塚市、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動団体、当事者団体など

出典：宝塚市地域福祉計画（第3期）に一部加筆

5 宝塚市セーフティネットシステムの推進

宝塚市では「宝塚市セーフティネットシステム」の一環として、制度の狭間・複合的な支援が必要な方への対応など、住民の抱える生活課題を「受け止める」ための総合相談支援のネットワークづくりを進めています。そのために、住民・専門職による地域生活課題の把握と解決を図る仕組みとして、官民協働で各エリアにおける会議体づくりを進めています。

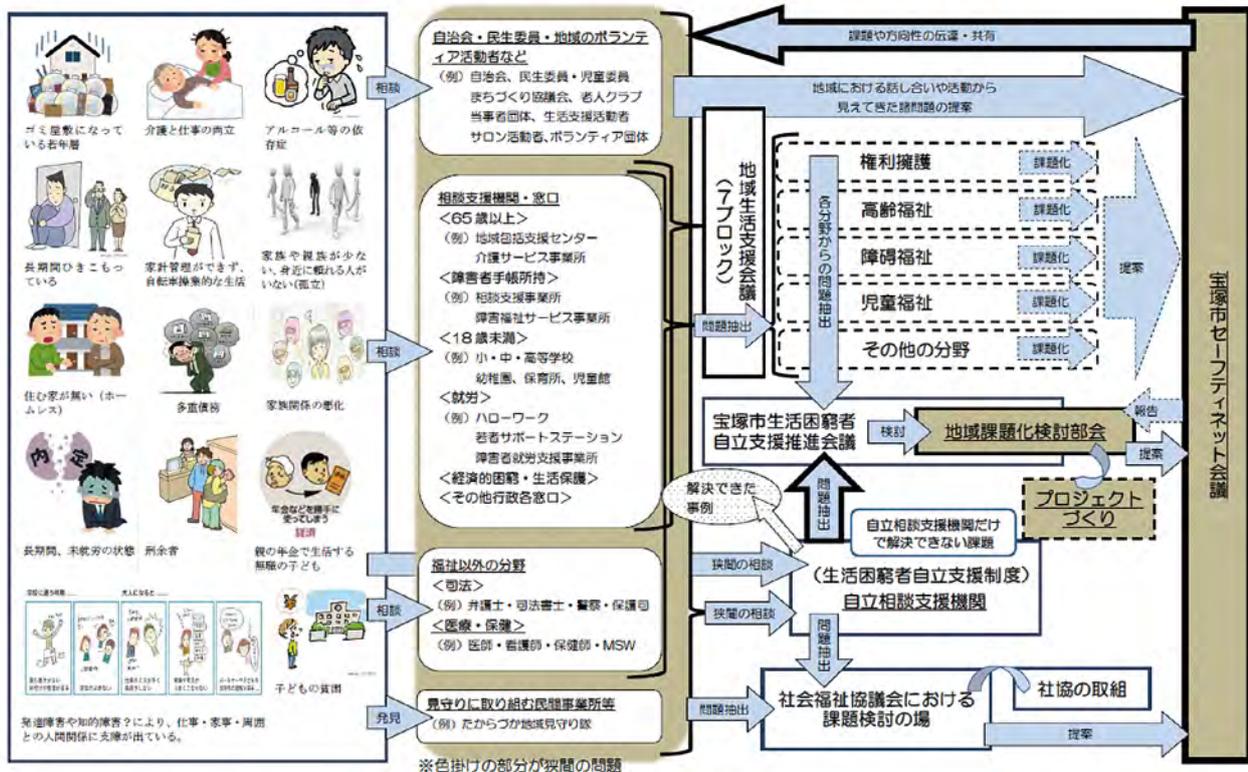
7次計画では、宝塚市セーフティネットシステムを推進していくために、基本目標のうち、「お互いさまのまちづくり」「多様性を認め合えるまちづくり」「自分らしい暮らしを支える仕組みづくり」を核とし、1つ目の目標では住民による協議・協働から見出された課題の共有と解決に向けた活動を、2つ目の目標では専門職による連携と協働による課題解決の仕組みづくり、3つ目の目標では多様な主体間による新たな社会資源や事業・取り組みの開発に努めます。

また、宝塚市セーフティネット会議では地域生活課題の解決を図る循環型のシステムとして、地域生活課題の整理をおこない、その解決の方向性について話し合う会議体として運営していきます。

▶宝塚市セーフティネットシステム概念図 (※大きい図は資料編45ページ参照)

地域住民や関係機関の連携と、課題解決に向けた循環型ネットワークの形成

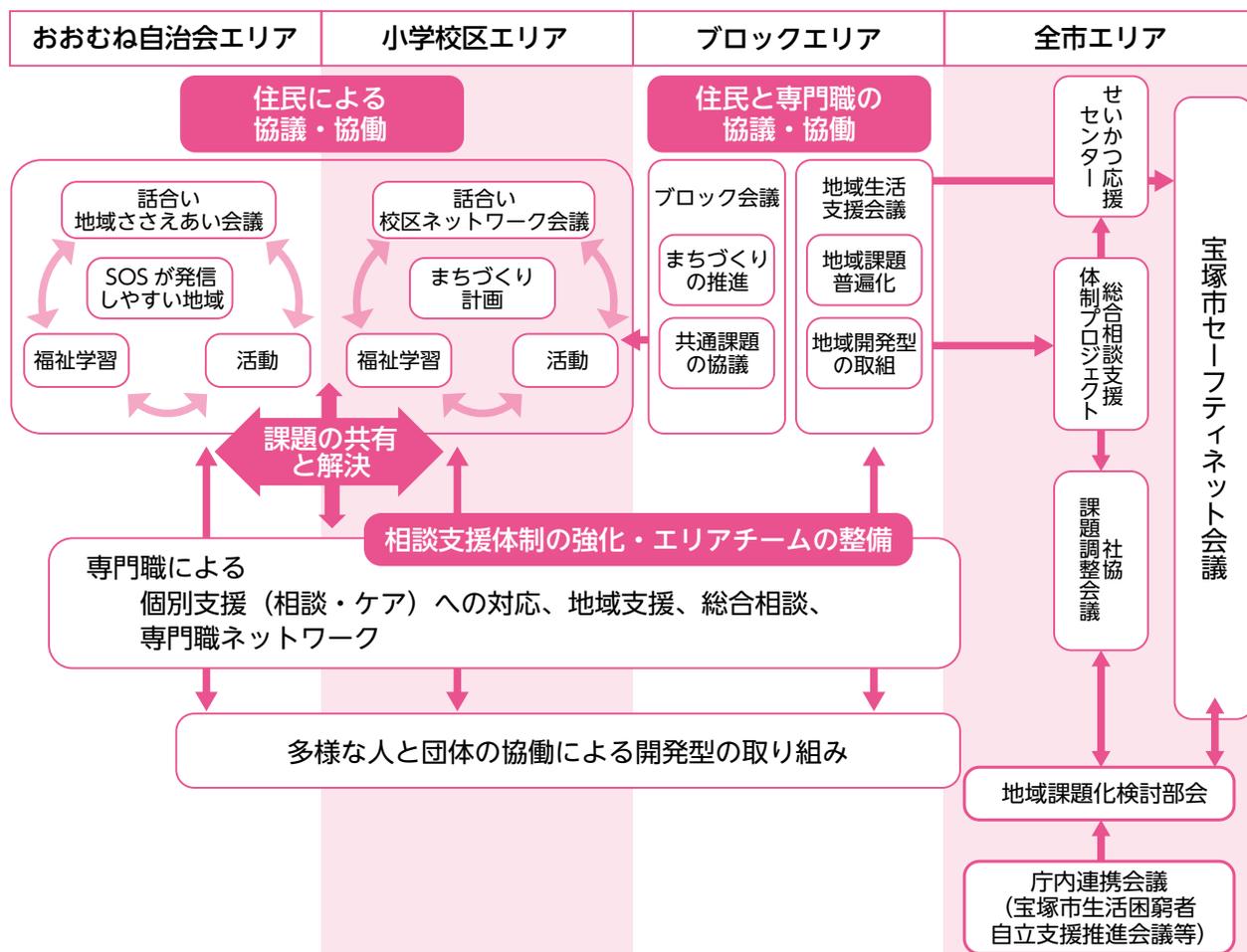
～生活困窮者自立支援制度だけに課題を留まらせない～ 出典：宝塚市地域福祉計画（第3期）



▶ ささえあう仕組みづくり

～地域福祉における課題解決のネットワークイメージ図

エリアごとの会議体と課題解決に向けたネットワークづくり、生活困窮者自立支援事業を核とした相談機関と行政庁内の連携（※詳細は30ページ参照）



6 計画の推進期間

本計画の推進期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化や宝塚市地域福祉計画と整合性を図ります。

宝塚市の福祉関連の計画とその期間

計画名	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
宝塚市社会福祉協議会 地域福祉推進計画（5か年）	第5次	第6次			第7次						
宝塚市総合計画	第5次後期計画				第6次基本計画（～R12年度）						
宝塚市地域福祉計画	第2期		第2期改訂版		第3期				第4期		

7 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係

7次計画でめざす地域福祉推進の方向性は、国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)の理念「誰一人取り残さない」と重なり合うものです。そのため、SDGsの推進について「3. すべての人に健康と福祉を」をはじめ、多様な価値観を認め合い、多様な人や団体とのパートナーシップのもと、社会参加ができるよう地域福祉の視点で各事業に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■ 「持続可能な開発目標」(SDGs) とは

Sustainable Development Goalsの略で、2015年の国連サミットで採択され、持続可能な世界を実現するための17項目のゴールと169のターゲットから構成。「誰一人取り残さない」という誓いのもと、2030年までの目標として、世界で取り組みを進めることとしている。



SDGsの17の目標ごとの説明
(国際連合広報センター HP)

第3章

計画策定にあたって

1 第7次地域福祉推進計画策定委員会の取り組み

計画の策定にあたっては、第7次地域福祉推進計画策定委員会（以下、策定委員会）を立ち上げ、協議をおこないました。7次計画では、新たな地域生活課題に対応していくため、様々な立場の方を委員として招きました。

策定委員会では、座談会を開催し委員同士で宝塚の未来について語り合い、それぞれの思いや願いを共有しました。6次計画の評価をおこない、今後取り組むべき重要な項目を抽出し、その項目をもとに基本目標や計画の体系、今後の主な取り組み、基本方針について協議し、策定にあたりました。

▶ 策定委員会の運営について

策定委員の構成	自治会、民生児童委員、まちづくり協議会、ボランティアグループ、子育て世代、障害当事者、障害者家族会、民間事業者、社会福祉法人、行政、学識経験者、社協理事で構成
WEB会議の活用	コロナ禍でも継続して協議ができることと委員の参加率を高めるため、委員会では会場参加とオンライン参加を併用して実施した。 また、WEB会議を用いたことで、社協職員も委員会での協議内容を共有し、計画づくりを進めた。
意見シートの活用	委員会終了後には、「意見シート」を送付。 委員会で発言しきれなかったことや意見・アイデアを出してもらい、委員と事務局で共有できるようにした。
事務局及び行政との課題認識共有	宝塚市行政（健康福祉部、子ども未来部）や当事者団体などと協議の場を設け、計画内容のすり合わせをおこなった。 事務局職員の協議では、各種チーム（組織横断、年齢別、職階別）で課題の整理や計画の方向性を話し合った。



▶ 策定委員会での協議のプロセス

<p>座談会による意見出し 計画で実現したいこと</p>	<p>「第7次地域福祉推進計画で実現したいこと」について委員の意見や思いを共有した。 【座談会から出たキーワード】 居場所、持ち場、活躍、福祉のイメージアップなど</p>
<p>計画の方向性について</p>	<p>国が示す地域共生社会の実現に向けた支援内容と策定委員からの意見より5項目「相談支援体制」「社会参加」「まちづくり」「つなぐ」「その他」を抽出した。</p>
<p>重点項目の抽出</p>	<p>宝塚市地域福祉計画、地域ごとのまちづくり計画の内容とすり合わせ、現状の福祉課題と重要な項目を整理した。 【福祉課題】 子どもや子育て世代が抱える問題、社会的孤立、当事者の社会参加、居場所の拡充、防災・災害時対応 【重点項目】 ①子どもや子育て ②社会的孤立 ③当事者の社会参加 ④居場所機能の充実 ⑤災害（日常のつながり） ⑥制度狭間、複合多問題</p>
<p>基本目標</p>	<p>重点項目を踏まえて、7次計画の基本目標と実施目標・事業項目を編成した。 (19～20ページ参照) 【基本目標】 1 お互いさまのまちづくり 2 多様性を認め合えるまちづくり 3 自分らしい暮らしを支える仕組みづくり 4 地域福祉の基盤づくりとマネジメント</p>
<p>基本方針</p>	<p>委員会での議論を総括し、基本目標、実施項目の内容から抽出されたキーワードをもとに、基本方針について協議した。</p>

▶ 計画の進行管理について

計画策定後は、主に4つの場を通じて年次ごとの計画進捗の点検や評価をおこない、中間年となる令和6年度には、社会情勢や福祉施策に応じた見直しをおこないます。

- ①プロジェクトチーム：各基本目標、実施目標・事業項目に基づく新たな事業や活動について、社協内の各課を横断する職員などによるプロジェクトチームを発足し、事業・活動を立案し取り組む。
- ②行政との協議：市地域福祉計画や地域ごとのまちづくり計画との関連事項について、課題の抽出や今後の展開を協議する。
- ③地域福祉活動推進委員会：外部委員等で構成し、地域福祉推進計画の進行管理と評価、具体的な方策や総合的な提言を得る。
- ④理事会・評議員会：①～③について総合的に点検・評価をおこなう。

策定委員の一言コラム

策定委員会では毎回活発な議論や様々な意見が出されました。

委員の皆様それぞれの立場から「一言コラム」として、計画を通じて期待すること、策定委員会を通じて感じたこと、これからの宝塚で大切にしたいこと、などの思いを寄せていただきました。

策定委員会に参加して、たくさんの事を学ばせていただきました。公と個人の間をつなぐことを大切にしたいと思います。



このまちの、この地域の一員としての自覚が生まれ、思いやり、支え合いの活動につながっていくためには、みんなが自治会に加入することが第一歩だと思います。

混沌とした 世の中だけど
せめて ひとかけらでも
届けたい
明日への 夢や希望を

策定委員の一言コラム

さまざまな分野の方々と一緒に委員に加わらせていただき、とてもよい勉強になりました。この計画がこれからの宝塚のお役に立つことを願っています。

支援を必要としている方と、その方たちに手を差し伸べようとしている方々の手と手がつながり、居心地の良いまちになってほしいと思います。



策定委員会に参加し決意したことは、参画する企業が増えるようにすることです。一社でも多く、計画の想いに共感し想いを寄せる企業を増やします。

共に生きる「あなた」の明日を想像する。
それが「福祉」の始まり。
「お互い」の明日が、より彩り豊かに、喜びも痛みも分け合う深い鼓動が聞こえるように。



バスを待つ時間に初対面なのに天気の話が出来る、そんな地域の温かさが好きです。
未来へ繋げていく為に何が出来るか、一緒に考えていきたいです。



2 計画の基本理念と基本目標

基本理念 「未来へつなぐ ともに 自分らしく 輝けるまち」

7次計画では、「基本理念」として、みんなで未来に向け、次世代を担う子どもたちをはじめ、様々な人と人とのつながり、人と地域とのつながり、互いの多様性を認め合い、支え合いながら自分らしく活躍できるまちづくりをめざします。

■基本理念に込めた思い

未来へ	子ども、次世代、未来志向
つなぐ	世代をつなぐ、人と人をつなぐ、地域をつなぐ（コーディネート）
ともに	互いに支え合う
自分らしく	多様性を認め合う
輝ける	役割がある、活躍できる
まち	まちづくり

基本目標 1 お互いさまのまちづくり

地域を基盤としたあらゆる主体（地域住民、住民組織、専門職、民間事業者など）が、協働し、まちづくり計画に基づき、互いに、つながり合い、支え合えるまちづくりを進める。

基本目標 2 多様性を認め合えるまちづくり

地域では、子どもや高齢者、障害のある方、外国籍の方など多様な生活様式や文化、価値観をもちながら生活している。誰もが互いを理解し、関心を寄せ、活躍できるまちづくりを進める。

基本目標 3 自分らしい暮らしを支える仕組みづくり

多様な地域生活課題について地域住民や専門職等が総合的に受け止め、「自分らしい暮らし」を支えられる仕組みとネットワークを構築する。

基本目標 4 地域福祉の基盤づくりとマネジメント

住民主体の協議体としての役割と地域福祉の中間支援組織としての役割を果たし、多様な主体の参画を得ながら地域福祉の基盤づくりをおこない、地域福祉の活性化を進める。

3 計画の事業体系

7次計画の事業体系は下記のとおりです。また、実施目標の中から以下の3つを重点的な取り組みとして設定しました。(事業体系の★印の項目)

- (1) 協働による地域ごとのまちづくり
- (2) 自分らしく活躍できるまちづくり

▶ 第7次地域福祉推進計画 事業体系

★は本計画における重点的な取り組み

基本理念

未来へつなぐ
ともに
自分らしく
輝けるまち

基本目標

1

お互いさまの
まちづくり

2

多様性を
認め合える
まちづくり

3

自分らしい
暮らしを支える
仕組みづくり

4

地域福祉の
基盤づくりと
マネジメント

実施目標

(1) 小学校区エリアにおける生活基盤の整備

- ① 協働による地域ごとのまちづくり ★
- ② 日常のつながりづくりの推進

(2) 多様な人や団体によるまちづくり

地域福祉の活性化を進める人づくり

当事者が活躍・社会参加できるまちづくり

- ① 自分らしく活躍できるまちづくり ★
- ② 多様な居場所、拠点づくり

協働による包括的な支援体制の構築

- ① 地域福祉の課題解決に向けた相談体制の強化
- ② 子ども・親支援の充実 ★
- ③ 地域生活を支えるケアの推進

(1) 地域福祉の中間支援機能の強化

(2) 新たな課題に対応した社協組織のマネジメント

(3) 子ども・親支援の充実

地域づくりや当事者の社会参加、福祉と教育の連携強化などの取り組みを通じて、地域共生社会の実現に向けて取り組めます。

事業項目

子育て支援活動、障害当事者の居場所や学びの機会づくり
地域と民間事業者とのネットワークづくり / 校区ネットワーク会議と協議の場づくり

SOSを発信しやすい地域づくり

多様な人の参加・協働による人づくり
住民と協働できる専門職の養成・民間事業者との協働

社会参加のニーズ調査
当事者組織の運営支援と当事者の参加支援
ひきこもり当事者への支援
福祉学習の充実

誰もが参加しやすい居場所・拠点づくり

相談支援体制の強化 / 地域と福祉専門職との協働の場づくり / 制度狭間への対応の強化

福祉・教育・地域のネットワークづくり / 孤立しない子育て支援

地域と協働した切れ目のない支援体制づくり
地域共同ケア拠点における新たな社協事業の実施
(共生型サービスや小規模多機能居宅介護事業、療養通所介護事業など)

地域福祉の中間支援機能を強化するためのネットワークづくり
災害時の体制強化

情報発信及び広報の強化 / 市民活動や団体のコーディネート機能の強化
課題解決に向けて地域と協働する社協職員の育成 / 課題に対応する地域福祉財源の確保
第7次地域福祉推進計画推進のための取り組み

第4章

計画における事業展開

1 お互いさまのまちづくり

(1) 小学校区エリアにおける生活基盤の整備

まちづくり協議会が策定した地域ごとのまちづくり計画（以下、まちづくり計画）における居場所づくりやつながりづくりを、身近な地域での交流や支え合い活動によって進めます。

自治会エリアや小学校区エリアにおける日常生活で、誰もが気に掛け合い、困った時にSOSの発信が出しやすい地域づくりを進めます。

①協働による地域ごとのまちづくり

住民が主役となり、行政や専門職、民間事業者との協働による地域ごとのまちづくり計画を進められるよう支援します。地域ごとの生活課題に応じて、より多くの人や団体が参画できる協議の場づくりなどをおこないます。

【主な取り組み】

子育て支援活動、障害当事者の居場所や学びの機会づくり	活動・事業
小学校区エリアにおける子育て支援活動（子どもの居場所、多世代交流など）の現状と子育て世代が必要とする活動をさらに把握し広げる。 子育て世代がまちづくり協議会などの地域活動へ参画することを促し、世代間で出会い、交流できるネットワークづくりを進める。	・福祉コミュニティ支援事業 ・福祉学習交流会
障害福祉の理解を深めるため、障害当事者や地域住民、障害者相談支援事業所が連携し、交流や学習の機会をつくる。 障害当事者が参加しやすい地域の居場所づくりを進める。	
身近な地域の情報を適切に届けるための方法などについて話し合う場をつくる。	

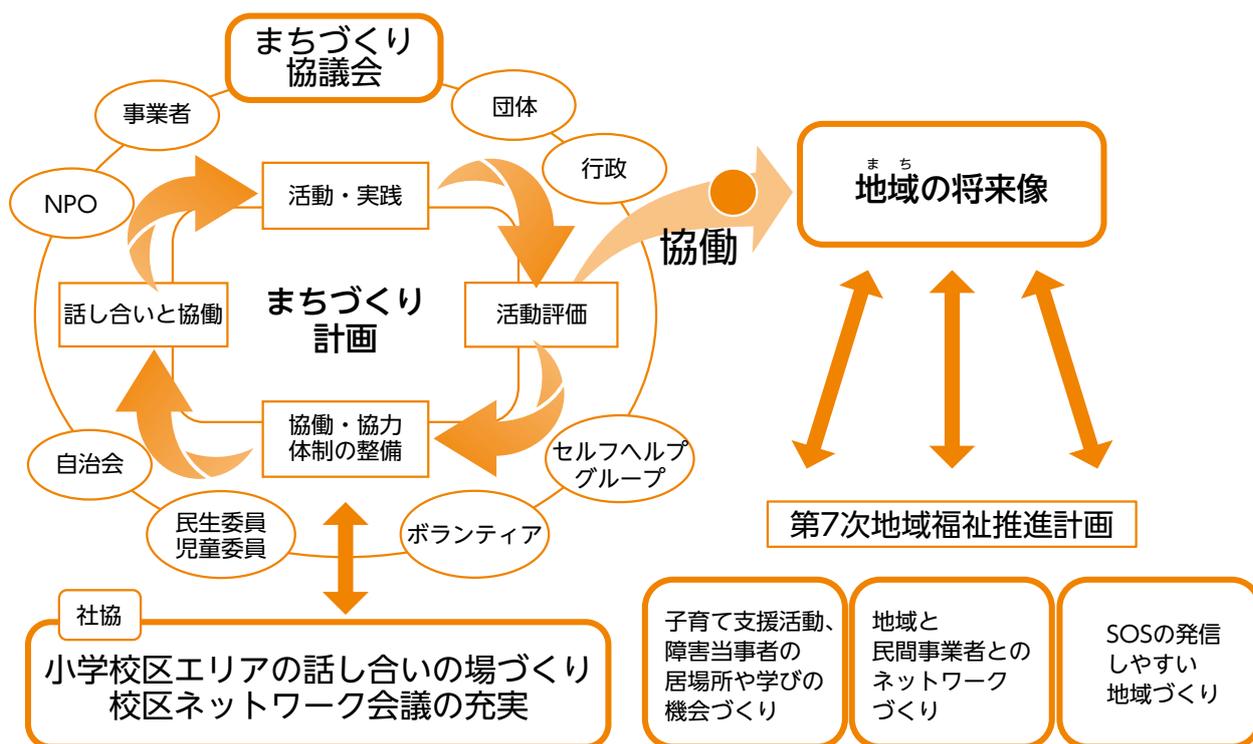
地域と民間事業者とのネットワークづくり	活動・事業
地域の活性化のために、まちづくり協議会や民間事業者（商店、金融機関、公益法人等）との協働による取り組み（交流行事、防災訓練など）を進める。 たからづか地域見守り隊*の取り組みを通じて、地域と民間事業者とのつながりづくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・校区ネットワーク会議 ・たからづか地域見守り隊事業

校区ネットワーク会議と協議の場づくり	活動・事業
まちづくり計画の実現や新たな地域生活課題について話し合う場として、校区ネットワーク会議の運営支援やその他の協議の場づくりをおこなう。 課題解決に向けた話し合いの場には、障害当事者・団体や民間事業者の参加を調整するなどの運営支援をおこなう。	<ul style="list-style-type: none"> ・校区ネットワーク会議 ・福祉学習交流会

▶まちづくり計画の協働による推進

社協はまちづくり計画の福祉分野の推進を目的として、校区ネットワーク会議をはじめとした住民の多様な話し合いの場の運営支援をおこないます。

また、まちづくり計画に描かれている「地域の将来像」の実現にむけた協働を、7次計画で計画している活動・事業を通じておこないます。



*たからづか地域見守り隊：宝塚市・宝塚市社会福祉協議会が推進する見守り活動支援の仕組み。登録事業者（店舗や企業、配達業者、郵便局、金融機関など）が地域住民の気になることや異変を察知した場合に、地域包括支援センターや社協に連絡し、対応を依頼する。

基本目標	具体的な取り組み	継続	新規	スケジュール（西暦）					役割分担（協働の領域）				備考	
				20年	第6次総計				① 市民	② 主に 市民	③ 市民と 行政	④ 主に 行政		
					21年	22年	23年	24年						25年
	4 コミュニティスクールの推進	○		→										
	5 学校行事、体験学習、登下校時等への住民の協力	○		→						○				個人の協力も得る
	6 地域の食材を活かした給食の推進	○		→								○		
	7 地域住民のPTA・PTCA活動への参画、協力		○	→					○					PTCA、PTAに頼らない住民がこぞって協力する体制づくり
7. 人に温かく思いやりのあるひとづくり	(1) 地域で子どもたちを育てる活動の拡大													
	1 スクラム会議の充実と情報の共有	○		→						○				
	2 地区公民館の開放等による子どもの居場所づくりの推進		○	→						○				自治会の協力体制の構築が不可欠
	3 子ども集団（子ども会ほか）の活性化への支援	○		→						○				子ども会衰退への対処
	4 子育て世代への支援活動（地区による見守り等）の充実		○	→						○				「地域で子どもを育てる」伝統の再構築
	5 児童館活動との連携のための住民組織の強化		○	→						○				
【産業・環境】	(1) 農業生産の効率化・合理化													
8. 農あるまちづくり	1 農地の集約化	○		→						○				
	2 農業法人化の推進	○		→						○				
	3 中核施設の整備	○		→						○				ライスセンター、育苗施設の充実

出典：西谷地区まちづくり協議会

②日常のつながりづくりの推進

日常生活の基盤となる自治会エリアで、見守りや支え合い活動、防災活動などを通じて、日常的なつながりづくりを進めます。

地域住民や民生委員・児童委員、自治会、専門職が連携することで、支援の必要な方を早期に見出し、支え合える地域づくりを進めます。

【主な取り組み】

SOSを発信しやすい地域づくり	活動・事業
日常生活での外出先（美容院やコンビニ等）でつながり合える場を把握し、多様な人や団体による見守り・支え合い活動の体制づくりを進める。	・地域ささえあい会議 ・自治会・地域見守り支援事業
災害時にも強い地域をめざし、地域ささえあい会議や災害時要援護者支援制度*を通じて、行政や専門職などの連携強化を進める。	・ふれあいいきいきサロン支援事業

(2) 多様な人や団体によるまちづくり

誰もがつながり合えるまちをめざし、子どもから大人まで多くの方々が学びの場への参加を通じて、つながり合い、助け合える人や団体の輪を広げます。

地域福祉の活性化を進める人づくり

生きがいづくりや得意なことを活かした人や団体、民間事業者などが、互いに協力し合い、誰もが支え合える地域づくりを進めます。また、様々な人や団体が互いに協働できるようにコーディネートする人材を増やします。

福祉学習や各種講座への参加をきっかけに、新たな活動を生み出し、参加者同士の出会いや仲間づくりを進めます。

【主な取り組み】

多様な人の参加・協働による人づくり	活動・事業
<p>福祉学習や各種講座をきっかけに、地域活動の新たな担い手づくりを進める。また、個人や団体の得意なことなどを活かし合えるような協働の場をつくる。</p> <p>また、誰もが支え合える地域をめざし、人と人、人と居場所をコーディネートする人材を発掘する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしのパートナー、ボランティア養成講座 ・老人福祉センター各種講座
住民と協働できる専門職の養成・民間事業者との協働	活動・事業
<p>行政や社会福祉法人連絡協議会*とともに地域福祉研修を継続し、身近な地域での住民と専門職の協働による地域福祉活動の実践を推進する。</p> <p>地域貢献活動やSDGsの取り組み等をテーマとした民間事業者向けの研修・交流会を実施する。</p> <p>地域生活課題の解決に向けた民間事業者と様々な団体とのネットワークづくりを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職向け地域福祉研修 ・地産地消プロジェクト

2 多様性を認め合えるまちづくり

当事者*が活躍・社会参加できるまちづくり

誰もが自分らしく活躍し、社会参加しやすいまちづくりをめざして、地域交流や話し合いの場などの居場所や拠点の活用を進めます。

※7次計画における「当事者」について

「当事者」は、生活を営む上で、生きづらさや障害を認識している人のことを意味します。7次計画においては、特定の要援護者を限定していません。

しかし、支援を必要としている人や生きづらさを感じていることによって、孤立しがちな当事者に対しては、互いに悩みを出し合い、自己肯定感を高め合えるように社会と交流する活動（趣味の集い、イベント開催、ボランティア活動、セルフヘルプグループ*の活動など）を支援します。

①自分らしく活躍できるまちづくり

誰もが自分らしい生活を送ることができるように、地域住民やボランティアグループ、関係機関、民間事業者等が協力し合い、一人ひとりの自己実現や生きがいを尊重したまちづくりを進めます。

*災害時要援護者支援制度：要援護者（高齢者や障害者）など、災害時に自分の力では避難が困難な人を、地域（自治会・民生委員・児童委員・まちづくり協議会など）で連携して、支援する取り組み。

*社会福祉法人連絡協議会：宝塚市内の社会福祉法人（高齢・障害・児童・保育等の福祉施設・社協など）が連携をとって情報交換や課題共有をしながら、住民とともにより良い地域づくりをするネットワーク

*セルフヘルプグループ：何かしらの生活の難しさを感じている人が、同じような悩みを抱えている人々と互いに支え合い、その困難さを乗り越えることを目的とした集まり。自助グループ、相互援助グループと呼ばれることもある。

【主な取り組み】

社会参加のニーズ調査	活動・事業
地域住民や関係機関、民間事業者等での話し合いの場を設け、当事者の社会参加の現状に関する課題とニーズ把握をおこない、必要とされる社会参加の場づくりを進める。	・社会参加プロジェクト(仮)

当事者組織の運営支援と当事者の参加支援	活動・事業
セルフヘルプグループの立ち上げや運営を支援する窓口としてボランティア活動センター※を位置づける。	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフヘルプグループ交流会 ・つどいの場トライル ・事務体験Day* ・ILP（自立生活支援プログラム）*
セルフヘルプグループ交流会を通じて、活動内容を市民へ発信し、参加のきっかけづくりをおこなう。	
当事者の社会参加支援として、趣味や特技を活かした社会参加、就労体験、生活力を身につけるための体験プログラムづくりを進める。	

※令和4年7月から宝塚ボランタリープラザ zukavo と名称変更

ひきこもり当事者への支援	活動・事業
民間事業者、社会福祉法人連絡協議会、共同受注窓口*と連携し、社会参加や就労体験の場づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・スミレン's ワークいろり活動支援 ・ひきこもり者家族の会 ・ひきこもり支援ネットワーク
ひきこもり当事者の活動（「スミレン'sワークいろり」*）を支援する。また、ひきこもり当事者の家族会の立ち上げ支援とその運営支援をおこなう。	

福祉学習の充実	活動・事業
<p>障害当事者や行政・学校などと連携・協働し、人権教育や障害福祉の理解、権利擁護*など社会的包摂*に向けた福祉学習プログラムを充実する。</p> <p>また、地域や学校において、子どもから大人を対象とした福祉学習のプログラムづくりと、その機会を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉学習交流会 ・ピアサポーター*派遣事業

※事務体験Day：せいかつ応援センターが実施する当事者の就労体験プログラムの1つ。月1回希望者が集まり、依頼された事務作業をおこなう。

※ILP（自立生活支援プログラム）：(Independent Living Programの略) 障害者が自立生活に必要な心構えや技術を学ぶ場。

※共同受注窓口：官公庁や企業が発注する仕事や商品に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所に斡旋・仲介を行うワンストップ窓口。

※スミレン'sワークいろり：宝塚市内のひきこもり傾向のある人たちが集まり、企業等からの仕事の請負等ができるように結成されたグループ。

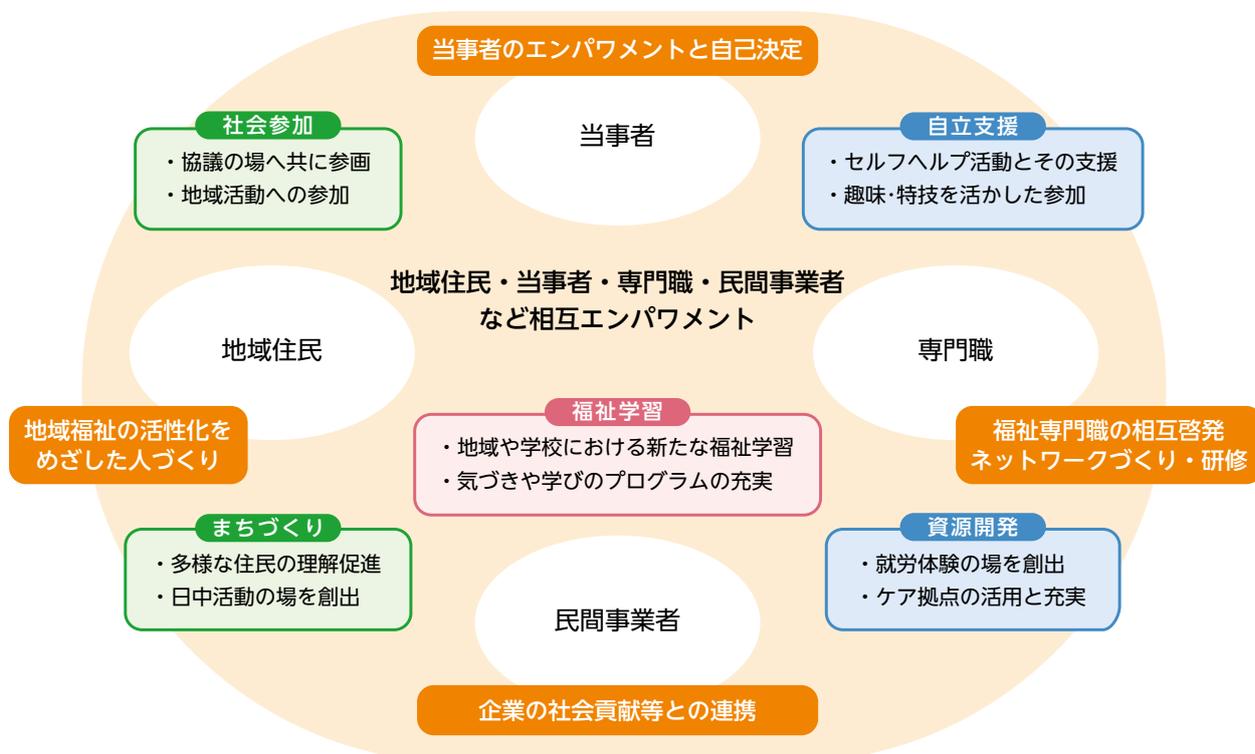
※権利擁護：認知症や障害などにより、自分の権利や意思をうまく表現できない、不利益に気づかない人に代わって主張し、本人の権利を守ることをいう。特に福祉分野においては、福祉サービスの利用援助や苦情、不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援する。(出典：宝塚市地域福祉計画)

※社会的包摂：全ての人が孤立や排除から守られ、受け入れられる社会づくりのこと。ソーシャルインクルージョン。(出典：宝塚市地域福祉計画)

※ピアサポーター：ピア(peer)とは仲間・同じような立場や境遇、経験等を共にする人々を表す。ピアサポーターは仲間のために支援やサービスを提供する人を指す。

▶ 当事者の社会参加・活躍のための連携イメージ

当事者や地域住民、専門職、民間事業者などが互いの理解を深め、相互にできることを少しずつ持ち寄り協働する（相互エンパワメント[※]）ことで、誰もが役割をもち、社会参加と活躍のできるまちづくりをめざします。



② 多様な居場所、拠点[※]づくり

多様な人や団体が協力し、年齢や障害に関わらず、誰もがふらっと立ち寄り、仲間づくりや互いに助け合える関係を育むことのできる居場所、拠点づくりをめざします。

【主な取り組み】

誰もが参加しやすい居場所・拠点づくり	活動・事業
既存の拠点、福祉施設や空きスペースの現状の調査、分析をおこない、地域住民、サロン活動者、専門職、民間事業者などと話し合いながら、ふらっと立ち寄れる居場所、拠点づくりを進める。	・拠点を考える会
人と人とのつながりづくりや様々なニーズに対応できる地域福祉活動拠点 [※] づくりをめざし、地域や行政などと協働による連絡会を立ち上げる。	・地域福祉活動拠点連絡会（仮）
居場所や拠点の情報発信について、既存の紙媒体の充実とともにICT [※] 等の多様なツールを活用し、情報が必要な方に届く仕組みづくりを進める。	・社協広報紙 ・社協ホームページ

※相互エンパワメント：エンパワメントとは、本来ある力を失っている人や組織、コミュニティが持っているはずの力を取り戻す過程。福祉分野においては、自己決定や自己実現を促す支援を指すことが多い。相互エンパワメントは支援者から利用者に対する一方的なものではなく、相互に高め合うことを指す。

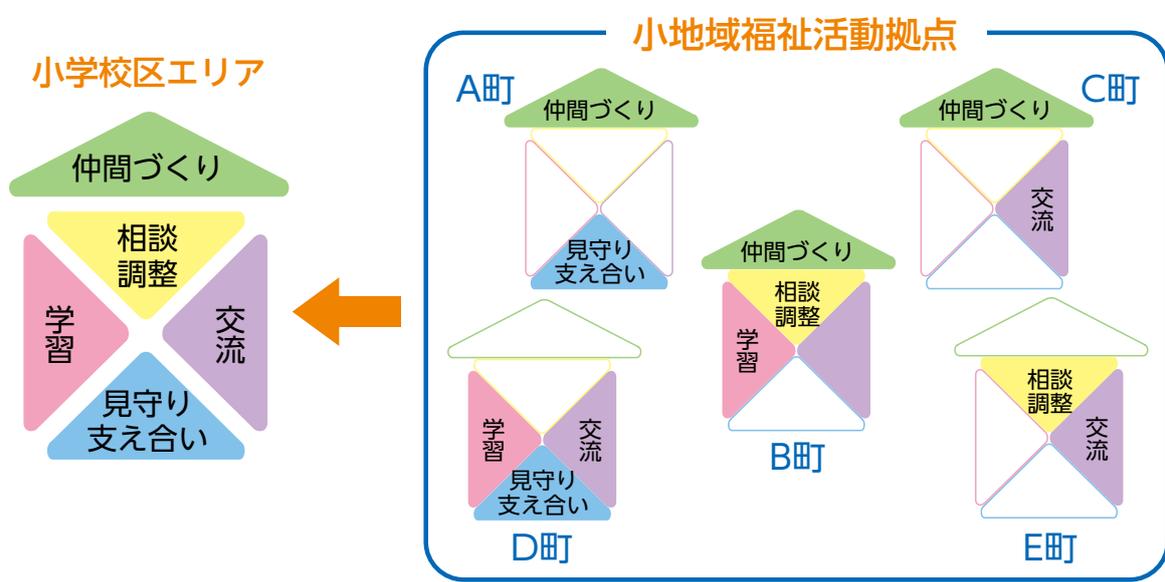
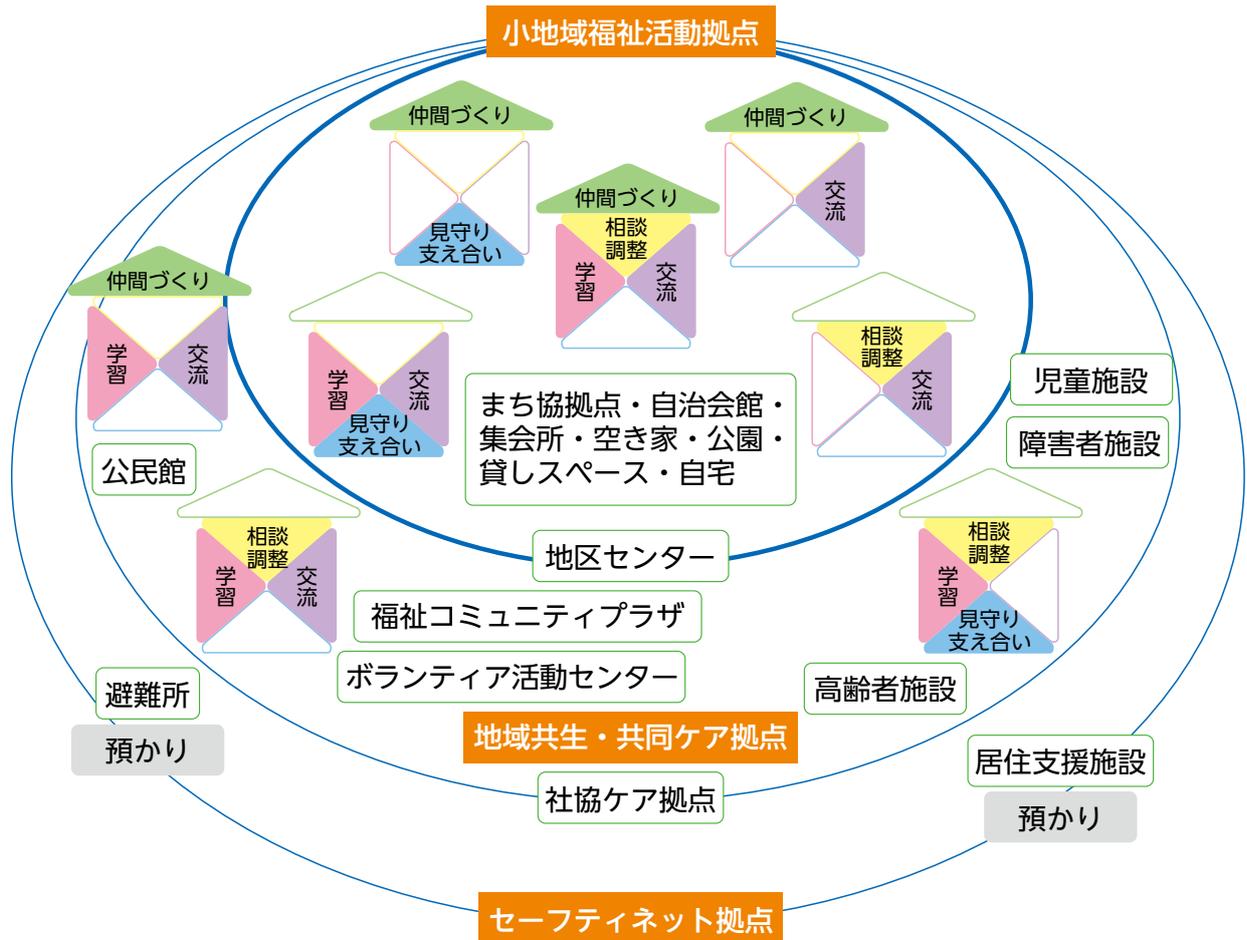
※居場所・拠点：居場所とは人などがいるところ。その人が心を休めたり、活躍できる環境。拠点とは活動の足場となる重要な地点。7次計画では、居場所は、安心して参加し、役割を担いながら、つながりづくりのきっかけとなるところ・もの（物理的な場所や建物だけではない）。拠点は、多様な主体が活動を展開できる場所（主に建物）と位置づけている。

※地域福祉活動拠点：多様な人や団体が活動を展開することのできる場所（主に建物）とし、P.28のように機能を整理。

※ICT：Information and Communication Technologyの略。情報通信技術を活用したコミュニケーション。

■地域福祉活動拠点のエリアと機能

小地域福祉活動拠点	地域共生・共同ケア拠点	セーフティネット拠点
主に自治会域・小学校区において、地縁団体、ボランティア団体が主体的に活動する拠点	小学校区・ブロック域において、福祉事業者等が地域との協働や交流を通じて、当事者の社会参加を進める拠点	主にブロック域において、福祉事業者等が総合的な相談対応と災害時や緊急時に一時的な居住支援などを行う拠点
<ul style="list-style-type: none"> 相談・調整機能 仲間づくり機能 	<ul style="list-style-type: none"> 交流機能 見守り・支え合い機能 	<ul style="list-style-type: none"> 学習機能 預かり機能



3 自分らしい暮らしを支える仕組みづくり

協働による包括的相談支援体制（総合相談支援体制）の構築

地域住民や専門職、民間事業者などが地域を基盤として、協働し、課題の発見と課題解決に向けた取り組みを実現するための体制を構築していきます。

宝塚市セーフティネットシステムを推進する重要な機能の一つとして、包括的相談支援体制（総合相談支援体制）の構築をめざし、下記に示す5つの機能を充実していきます。

主にブロックごとの地域生活支援会議をはじめ、小学校区エリアや自治会エリアなどの会議体にて、分野横断的な専門職間の連携や地域住民と専門職との協働による課題解決の取り組みを進めていきます。

■包括的相談支援体制の5つの機能（総合相談支援体制）

機能	内容
①権利擁護	自分らしい暮らしや生き方を尊重し、その実現と権利を護る
②早期発見・早期対応のできるつながりづくり	身近な相談窓口につながる関係づくりと、住民ニーズに気づき、発見が相談機関につながるしくみづくり
③社会参加への支援	ニーズに応じた多様な社会参加への支援
④連携による協議・協働	地域住民・地域団体や専門職間の情報共有と解決に向けた協議と協働
⑤社会資源づくり	多様なニーズに対応した分野横断的な社会資源の拡充や発展

①地域福祉の課題解決に向けた相談体制の強化

新型コロナウイルス感染の拡大により、潜在化していた課題（貧困、孤立、ひきこもり等）が明らかとなりました。これらに対応していくために、せいかつ応援センターをはじめ、各専門職と地域、民間事業者の連携による相談体制を強化していきます。加えて、課題を抱える当事者への理解を深める福祉学習や交流会、話し合いなどの機会を通じて、地域での協力体制を構築し、一人ひとりの権利が護られ、誰もが、自分らしい暮らしを続けられるまちづくりを進めます。

▶ ささえあう仕組みづくり～地域福祉における課題解決のネットワーク

おおむね自治会エリアと小学校区エリアは住民が主体となり、諸団体や専門職などと協議・協働しながら地域福祉活動を展開しています。それらのエリアでは、各地域の地域生活課題の解決に向けて、学習や話し合い、支え合い活動などを進めながらSOSが発信しやすい地域やまちづくり計画の実現をめざしていきます。

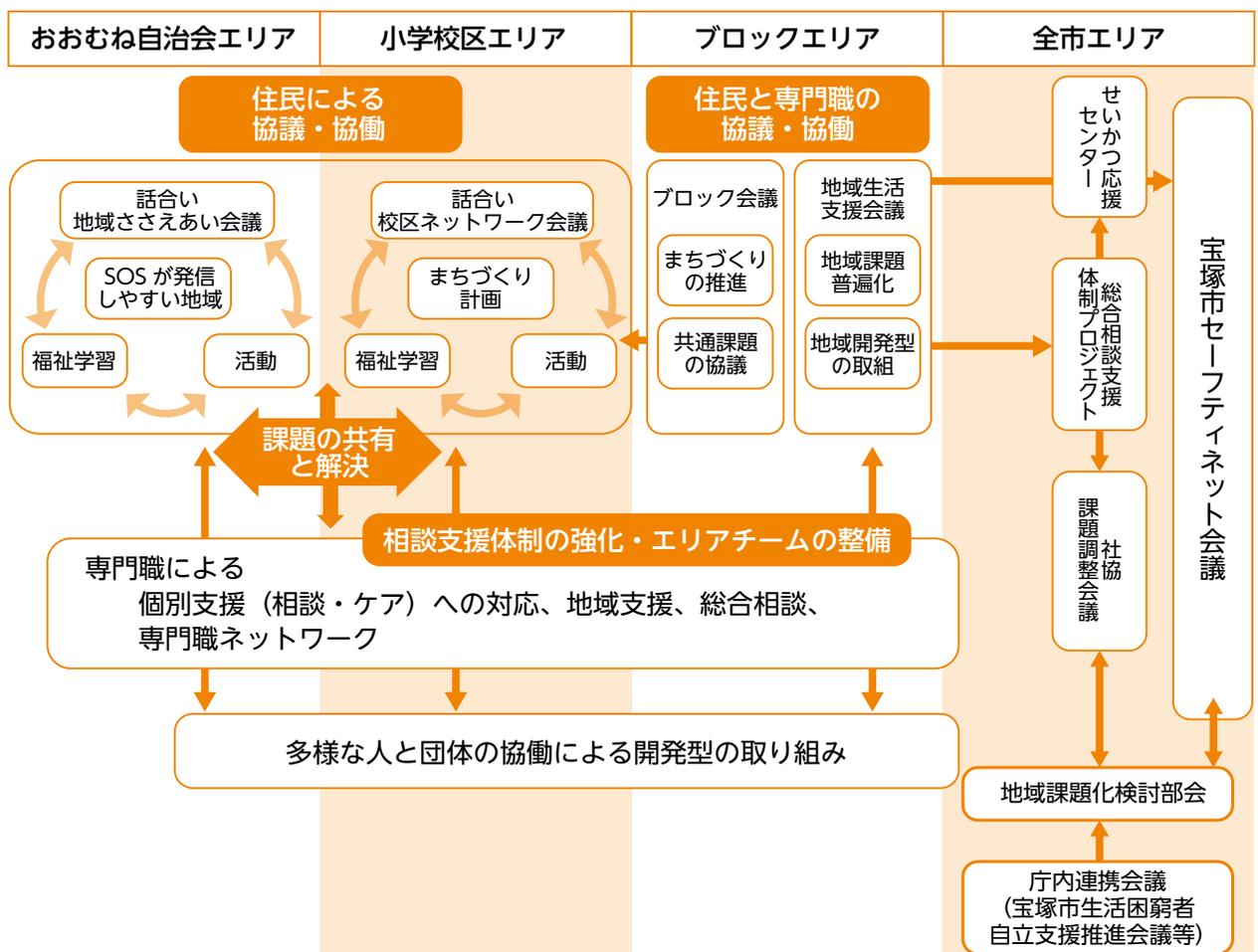
ブロックエリアと全市エリアは、社協・専門職・行政が主体となり、地域住民からの相談・情報を基に、情報把握や共有する過程で、課題の整理や普遍化をおこないます。加えて、地域生活課題の解決に向け、住民と他機関協働による実践や開発型の取り組みを展開していきます（エリアチーム制）。

社協・行政の協働によりセーフティネットシステムの構築を進め、誰もが住みやすいまちづくりを進めていきます。

■エリアごとの主体と活動内容

エリア	主体	活動内容
自治会エリア	住民	地域ささえあい会議、学習会、見守り活動
	住民と専門職など	個別支援（相談・ケア）、学習会
小学校区エリア	住民	まちづくり計画、校区ネットワーク会議
	住民と専門職など	福祉学習、交流行事など
ブロックエリア	住民	ブロック会議、まちづくり計画の情報共有など
	社協・専門職・行政と住民	地域生活支援会議、地域開発型の取組み
全市エリア	社協・専門職・行政	課題調整会議、庁内連携会議など
	社協・専門職・行政と住民	セーフティネット会議など

▶ 地域福祉における課題解決のネットワーク図 (P12再掲)



【主な取り組み】

相談支援体制の強化	活動・事業
生活困窮者自立支援事業など制度では対応できないことについて、社協内相談機関の連携を強化し、制度横断的な対応ができる体制づくりを進める。	・社協総合相談支援体制プロジェクト
せいかつ応援センターでは、訪問による相談機能を強化し、つながりづくりを推進する。また、生活困窮者の住宅確保の課題を解決するために、居住支援の取り組みを強化する。	・居場所づくりと居住支援の強化
外国人の生活相談などへ対応できるように支援団体との連携による相談体制を構築する。	・外国人支援団体との連携
妊娠期から幼児期において支援が必要な方が早期に相談できるよう行政（子ども家庭総合支援拠点*等）との連携を強化する。	・児童館や子ども家庭総合支援拠点との連携

地域と福祉専門職との協働の場づくり	活動・事業
社会福祉法人連絡協議会などとの協働により、制度にとらわれない相談（断らない相談支援体制）や、緊急時の対応ができる仕組みとして、総合相談支援体制づくりを進める。	・社会福祉法人連絡協議会との協働 ・介護保険事業者協会との協働
ブロックエリアにおける地域住民と行政や専門機関との協議・協働を進め（地域生活支援会議など）、制度狭間や複合的に支援が必要な世帯へ対応できるような体制を強化する（8050問題やヤングケアラーなど）。	・地域生活支援会議 ・校区ネットワーク会議 ・エリアチーム制

制度狭間への対応の強化	活動・事業
制度狭間や複合多問題へ対応できる小地域ごとの多職種による支援体制（エリアチーム制）を整備し、地域との協働による課題解決の実践を市内に広げる。 地域福祉研修や実践を通じて、広範な視野を持つ福祉専門職の育成と資質向上を進める。	・エリアチーム制 ・社会福祉法人連絡協議会
地域住民や関係機関との協働の中で把握・共有した制度では対応できていない課題については、課題調整会議*をおこない、解決にむけた取り組み・事業を開発する。	・課題調整会議 ・単身者生活支援プロジェクト
身寄りがない単身者の生活支援（入院時の諸手続きや金銭管理など）をおこなう。	
地域と民間事業者・社会福祉法人との協働により、生活支援が必要な青年、壮年、中年層などへの支援活動（食品の提供、就労支援など）を充実する。	・フードドライブ** ・地産地消プロジェクト

*子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までをおこなう機能を担う拠点。

**課題調整会議：社協内で制度の狭間の問題や複合多問題ケースの問題を整理し、課題を明らかにして、解決の方向性を調整することを目的とする会議。普遍的な問題は宝塚市の地域課題化検討部会（官民協働で共有・課題化し、解決への方策を検討する場）や宝塚市セーフティネット会議に課題提起をおこなう。

**フードドライブ：家庭で余っている食品をスーパーなどに持ち寄り、必要とする福祉団体等に寄付する取り組み。

②子ども・親支援^{*}の充実

すべての子どもが安心できる暮らしの実現をめざし、子どもと子どもを育てる親支援を充実していくために、教育、福祉、地域との連携を強化していきます。

また、学校をはじめとする地域団体などとのネットワークを構築し、子どもの地域生活課題の解決について考える場づくりを進めるとともに、地域で孤立しない子育てを支援します。

※7次計画における「親支援」について

一般的には「保護者」という言葉を用いますが、保護者は未成年者を保護する義務のある者であることに対して、「親」は、子どもを産んだ父と母の総称や養父母を示します。

7次計画では、育児に悩んでいる親に対する支援を明確にするため、「親支援」としていません。

【主な取り組み】

福祉・教育・地域のネットワークづくり	活動・事業
<p>子どもに関係する切れ目のない相談支援体制をめざし、地域と各機関（行政・教育・保育・福祉）のネットワークづくりを進める。</p> <p>コミュニティスクール[*]との協働により、福祉と教育、地域間の連携を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職による子どもネットワーク会議 ・コミュニティスクールとの協働 ・おさらい塾[*]の拠点拡大

孤立しない子育て支援	活動・事業
<p>全ての子育て世帯が、地域で孤立しないために、子育て支援グループや親同士の仲間づくりの支援を地域や行政、関係機関と連携して充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代仲間づくりプログラムの実施 ・子育て支援ネットワークづくり ・フードドライブ
<p>地域生活支援会議を通じて、ブロックエリアに配置されている児童館などと高齢・障害の相談機関と地域が連携し、切れ目のない子育て支援体制を強化する。加えて、子ども家庭総合支援拠点との協力体制をつくる。</p>	
<p>子育て世代などの協力を得て、SNSなどの活用を含め、子育てに関する情報の発信や伝え方を強化する。</p>	

※コミュニティスクール：学校・保護者・地域住民が参加する「学校運営協議会」を設置し、学校だけではなく保護者も地域も一体となって子どもの教育に関わっていかうとする学校。

※おさらい塾：大型児童センターが実施する学習支援プログラム。元教師や現役大学生が中学生を対象に、学校の宿題やテスト対策、日々の学習の支援をおこなう。

高校生の一言コラム

フレミラ宝塚（大型児童センター）を利用している高校生に「これからの宝塚のまちに期待すること」「自分が今後大切にしたいと思うこと」など、次世代を担う若い世代の思いを聞きました。

暮らしやすい町のため、一人一人の長所を生かした、魅力のあるまちになってほしい。
地区ごとで人と人とのつながり、交流を深めるのが重要だと思った。

私は、宝塚市が明るく楽しい町になってほしいです。
なので、“ともに自分らしく輝けるまち”というのはとても良いと思います。
私も自分らしくいこうと思います。

私は、子どもから大人・高齢者の人まで、年の差や住んでいる場所関係なく関わりあえるまちがすてきだなと思っています。
フレミラ宝塚のように、たくさんの人が交流できる場が増えてほしいです。

③地域生活を支えるケアの推進

住み慣れた地域で暮らし続けることを支えるために、地域住民や関係機関との協働による社協のケア体制と地域共同ケア^{*}拠点の機能を充実します。

また、地域住民や様々な関係機関が連携・協力し、地域による発見力と関係機関によるサポート体制を充実します。

【主な取り組み】

地域と協働した切れ目のない支援体制づくり	活動・事業
高齢や障害など心身の状況が重度化しても、地域住民と専門職等が連携し、地域との関係を切らないよう在宅生活を支える体制をつくる。また、そのための人材育成をおこなう。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援会議 ・エリアチーム制 ・社協ケア拠点での運営委員会
地域住民や関係機関と協働しながら、社協のケア拠点 [*] ごとに運営委員会を設置し、地域生活の課題の発見や見守り活動などつながりづくりを進める。	

地域共同ケア拠点における新たな社協事業の実施 (共生型サービス [*] や小規模多機能居宅介護事業 [*] 、療養通所介護事業 [*] など)	活動・事業
社協が運営するケア拠点を制度横断的に対応できることと、誰もがふらっと立ち寄れる居場所の機能を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ・社協ケア拠点での運営委員会 ・社協ケア拠点での緊急対応、一時宿泊事業 ・共生型通所介護 ・小規模多機能型通所介護 ・療養通所介護
社協ケア拠点を活用して、高齢者・障害者・子どもとその親などの緊急対応や一時宿泊の体制を整備する。	
在宅で生活する障害者の高齢化や認知症、医療依存度の高い方のニーズに対応していくために、通所介護事業の共生型サービスや小規模多機能型居宅介護事業、療養通所介護事業の実施に向けたプロジェクトを立ち上げる。	

※地域共同ケア：宝塚社協が取り組む、地域の共同性を基盤にしたケア。生活全体をみるケアを通じて、要介護高齢者がサービスの対象者ではなく、生活の主体者として暮らすことを支援するとともに、それらのケアを住民と協働で進めることで地域のケア力を高める実践をおこなっている。

※（社協の）ケア拠点：宝塚社協が運営するデイサービスセンター、身体障害者支援センターの総称。

※共生型サービス：同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することができる制度。

※小規模多機能居宅介護事業：利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練をおこなう。

※療養通所介護事業：常に看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺症等の重度要介護者又はがん末期患者を対象にした「通い」のサービス。

4 地域福祉の基盤づくりとマネジメント

(1) 地域福祉の中間支援機能の強化

社会的孤立など様々な地域生活課題を解決するためには、様々な分野の人や団体が参画する必要があります。それらをつなぐ（媒介機能）地域福祉の中間支援機能を持つ社協組織の役割が求められています。社協は、「協議体」「事業体」「運動体」の3つの側面によって地域福祉を推進しています。

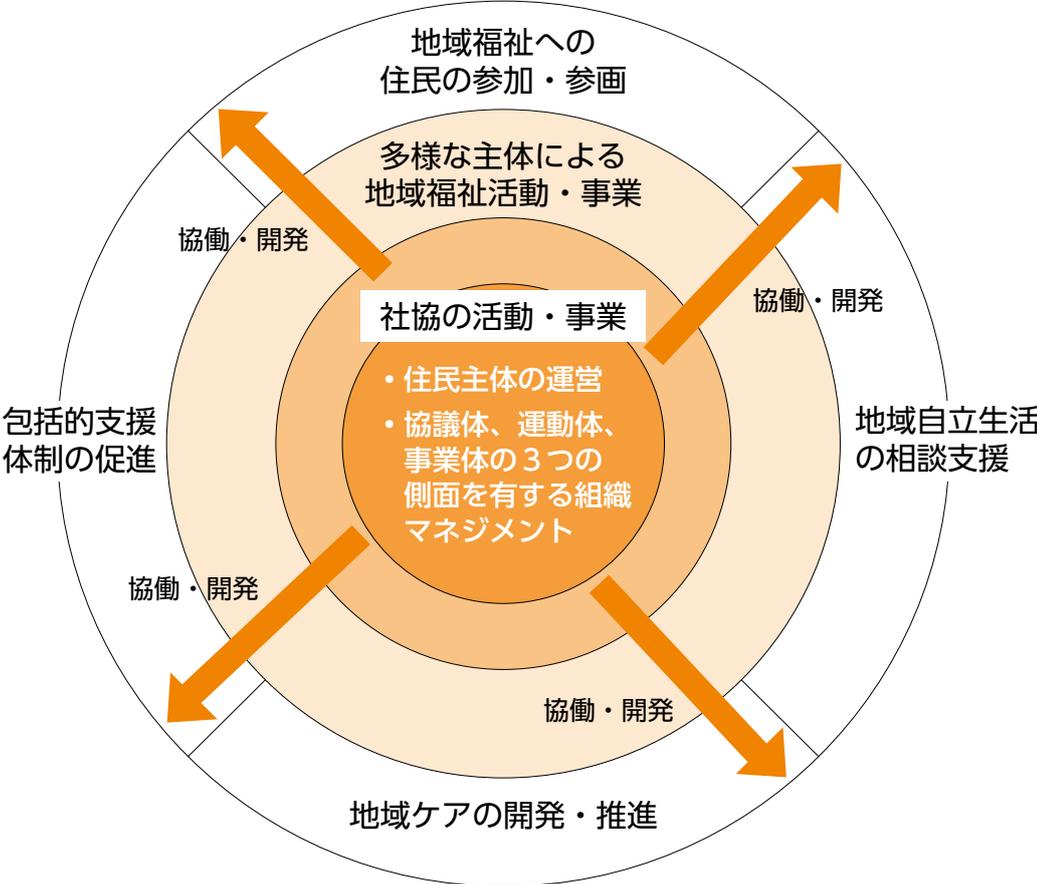
1つ目の「協議体」の機能で、話し合いによって連携・協働して地域福祉を進めていきます。2つ目の「事業体」の機能で、地域生活課題に対応する活動や事業を開発し、実施していきます。3つ目の「運動体」の機能で、地域生活課題とその解決を地域福祉の関係団体と共に社会に働きかけることや、自分らしい暮らしを護り（権利擁護）、それを支える地域づくりを進めていきます。

これらの機能を活かしながら基本目標である「お互いさまのまちづくり」「多様性を認め合えるまちづくり」「自分らしい暮らしを支える仕組みづくり」の取り組みを進め、地域共生社会の実現をめざしていきます。

また、新型コロナウイルス感染拡大や災害などの突発的な有事に備え、広域なエリアでの連携・協働できる体制を構築します。

▶ 地域福祉の中間支援組織としての社協のはたらき (P2再掲)

社協は、協議体・運動体・事業体の3つの側面を強化しながら、協働と開発によって、地域福祉を推進する。



【主な取り組み】

地域福祉の中間支援機能を強化するためのネットワークづくり	活動・事業
地域生活課題の解決に向けて、多様な人や団体の支援をはじめ、当事者を含む地域住民、福祉専門職、民間事業者、協同組合、行政等の多様な主体をつなぎ、協議・協働をおこなう。	・地域福祉を進める協議・協働の場の整理及び拡大

災害時の体制強化	活動・事業
<p>平常時からの見守りやつながりづくりを進め、行政との協働による災害時要援護者支援制度の周知や災害に備えるための話し合いの場をつくる。</p> <p>災害時には、被災地への人的・物資・義援金などの支援をおこなう。また、災害救援活動を行政・専門職や地域の避難支援組織*（自治会、民生委員・児童委員連合会、まちづくり協議会など）、障害者団体などと連携できる体制を強化する。</p>	・地域とともに進める災害時要援護者支援体制づくり

（2）新たな課題に対応した社協組織のマネジメント化

社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、各種事業の見直しや広範な視野を持つ人材育成、情報戦略のプロジェクトの立ち上げ、地域活動に必要な資金調達などを進めます。

【主な取り組み】

情報発信及び広報の強化	活動・事業
情報のデジタル化に伴う情報弱者など情報が必要な人への支援として、多様な人や団体とともに情報発信についてのプロジェクトを立ち上げる。	・情報発信・広報強化プロジェクトの立ち上げ

市民活動や団体のコーディネート機能の強化	活動・事業
<p>新たにボランティア活動センター※の指針を定め、従来のボランティア活動支援に加えて、あらゆる個人やグループによる主体的な市民活動・ボランティア活動*やセルフヘルプグループ活動の支援を強化する。</p> <p>市内外の様々な団体や民間事業者、NPO等のネットワーク化を進め、ボランティア支援拠点（宝塚福祉コミュニティプラザ**）を活かした市民活動・ボランティア活動を推進する。</p>	・これからのボランティア活動センター※の方針の推進

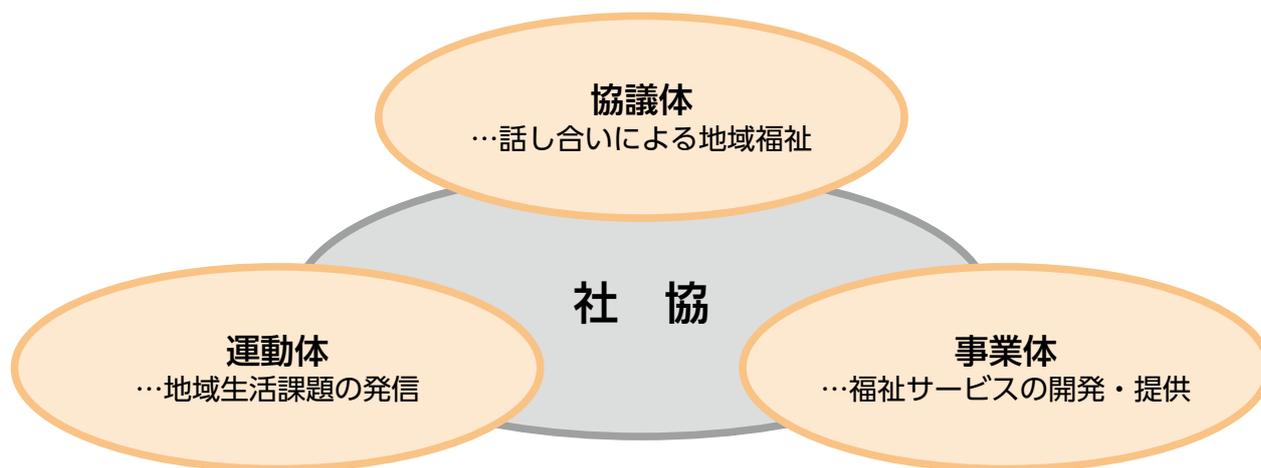
※令和4年7月から宝塚ボランティアプラザ zukavo と名称変更

課題解決に向けて地域と協働する社協職員の育成	活動・事業
<p>地域住民や関係機関との協働や福祉制度では対応できない課題を解決していくために課題調整会議をおこなう。</p> <p>社協職員の育成として、一人ひとりの主体性を育み、創造・コーディネート・チャレンジができる職員育成をおこなう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアチーム制 ・地域福祉専門職研修の開催 ・課題調整会議 ・職員実践報告会 ・中間管理職研修

課題に対応する地域福祉財源の確保	活動・事業
地域福祉活動への参加者や協力者（応援者）を増やし、地域福祉活動を支える資金調達などを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・募金百貨店プロジェクト*の推進 ・善意銀行運営委員会
第7次地域福祉推進計画推進のための取り組み	活動・事業
本計画の推進にあたり「地域福祉活動推進委員会」を開催し、定期的に点検をおこなう。また、策定後の新たな課題については、単年度ごとの事業計画に反映し事業を展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動推進委員会

社会福祉協議会の3つの側面

社協の事業は多岐にわたり、その組織や事業は、下図のとおり、大きく「協議体」「運動体」「事業体」の3つに側面に分類できる。



社会福祉協議会の3つの側面

※避難支援組織：災害時要援護者支援制度に協力する組織（宝塚市民生委員・児童委員連合会、宝塚市に届け出をした自治会やマンション管理組合、まちづくり協議会など）

※市民活動・ボランティア活動：市民活動は営利を目的とせず、社会的課題の解決に向けて、市民が自発的、自主的におこなう、組織的・継続的に取り組む活動。ボランティア活動とは、個人や団体が、他の人々や社会のために自発的、自主的におこなう、公益的な活動。近年では、ともに「市民自身が自発的にさまざまな問題の解決に取り組む活動」という広い意味で使われることが多い。

※宝塚福祉コミュニティプラザ：公益財団法人プラザ・コムがつくった市民活動拠点。ボランティア活動者のための施設、障害者のための施設、老人福祉センター・大型児童センター、子ども家庭支援センター、ボランティア活動センターなどを有する。

※募金百貨店プロジェクト：商品の売上の一部が共同募金への寄付になる、企業の地域貢献の取り組み。

おわりに ～社会福祉協議会に期待すること

今期の第7次地域福祉推進計画（以下、第7次計画）は、「『未来志向』の発想や実践を通じて、社会福祉協議会は地域社会とどのように向き合うことができるのか」が重要なテーマです。

昨今、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、誰もがその対応に追われています。感染予防の観点から、人々は「隔離」や「距離」をとること、いわゆる「ソーシャル・ディスタンス」が推奨され、リモート化による仕事や会議が当然となり、新たなつながり方や働き方を模索するようになりました。また、コロナ禍は、そもそも社会が抱えていた格差や貧困、孤立の問題を表出することとなり、社会の脆弱性が問われたように思えます。このような状況下において、誰もが自身の暮らし、目の前の課題に向き合うことで精一杯になり、他の誰かのことを考えたり、互いを尊重できる余裕もないままに、日々の生活を営んできたのではないのでしょうか。2022年現在、行動の規制は徐々に緩和しつつあるものの、未だに“ウィズ・コロナ時代”を我々は生きており、不透明で先の見えないことには変わりはありません。

そんな時代だからこそ、これからの地域福祉には、目の前の地域生活課題に対して地道に向き合いつつも、市民、住民の皆さんとともに自分たちの強みや地域の資源を活かし合って協働することで、どんな状態であっても“ありたい地域の未来”をどうすれば実現できるのか、そんな希望を持った「未来志向」のまちづくりが求められています。第7次計画では「未来志向」な基本理念、目標が掲げられていますが、その実現のためには、この計画が、今まで地域福祉に関わっていなかった人々、学校、企業、団体等の多様な参加を促すためのツールとして機能しなければならないと考えます。それは、福祉に限らない、多様な分野（農業、防災、教育、工業、産業、保健・医療、環境等）とも結びつくことで、地域福祉のあらゆる展開や可能性を“そうぞう（創造／想像）”していくことにつながるからです。場合によっては、宝塚市外の人や組織とも結びつくことで生まれる相乗効果もあるかもしれません。

宝塚市社会福祉協議会には、第7次計画の推進を通じて、多様な主体をつなぎ、「協議体」「事業体」「運動体」という3つの側面を有する地域福祉の中間支援組織として、「未来志向」で地域社会の可能性を高め、広げていただけることを期待しております。

第7次地域福祉推進計画策定委員会副委員長
関西学院大学 人間福祉学部 専任講師
柴田 学

資料編

1 包括的な支援体制整備について

(厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)資料)

2 宝塚市の福祉に関する現状

- (1) 宝塚市7ブロックと20のまちづくり協議会のエリア
- (2) 宝塚市人口の推移
- (3) 宝塚市の各種計画について(福祉分野に関連するもの)
- (4) 宝塚市セーフティネットシステム概念図
- (5) 地域ごとのまちづくり計画
- (6) 各種課題に関するデータなどのまとめ
- (7) 宝塚社協の地域福祉推進プロセス

3 計画策定委員会について

- (1) 第7次地域福祉推進計画策定委員会名簿
- (2) 計画策定委員会の協議内容
- (3) 第7次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

1 包括的な支援体制整備について

市町村の包括的な支援体制整備の推進について、厚生労働省は、令和元年度に有識者による「地域共生社会推進検討会」を設置しました。

検討会では、「具体的な課題解決を目指す」と「つながり続けることを目指す」2つのアプローチを組み合わせ、専門職による伴走型支援と地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りの双方の視点を重視することで、セーフティネットを強化し、重層的なものにしていく必要があると提案されました。

検討会の最終とりまとめでは、下記内容が提言されました。

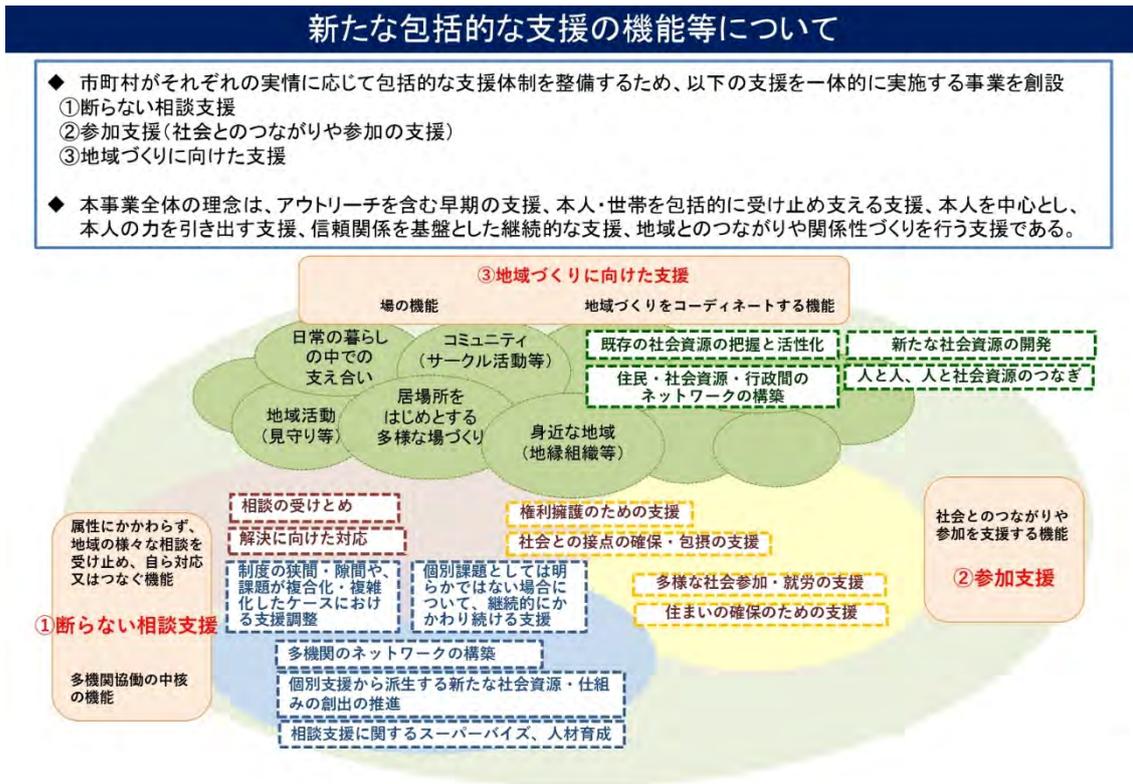
- ①「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設
- ②本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民を対象とする
- ③住民のニーズや資源の状況に応じ、市町村が裁量を発揮しやすい仕組み
- ④市町村が柔軟に取り組めるよう、財政支援の一体的な実施の促進

(参考：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト)

厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/#tiikikyosei>



「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ（抜粋）



市町村の包括的支援体制の構築

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【新たな事業の内容(①～③を一体的に実施)】

①断らない相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

③地域づくりに向けた支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
 - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
 - ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を合わせた事業を実施

②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

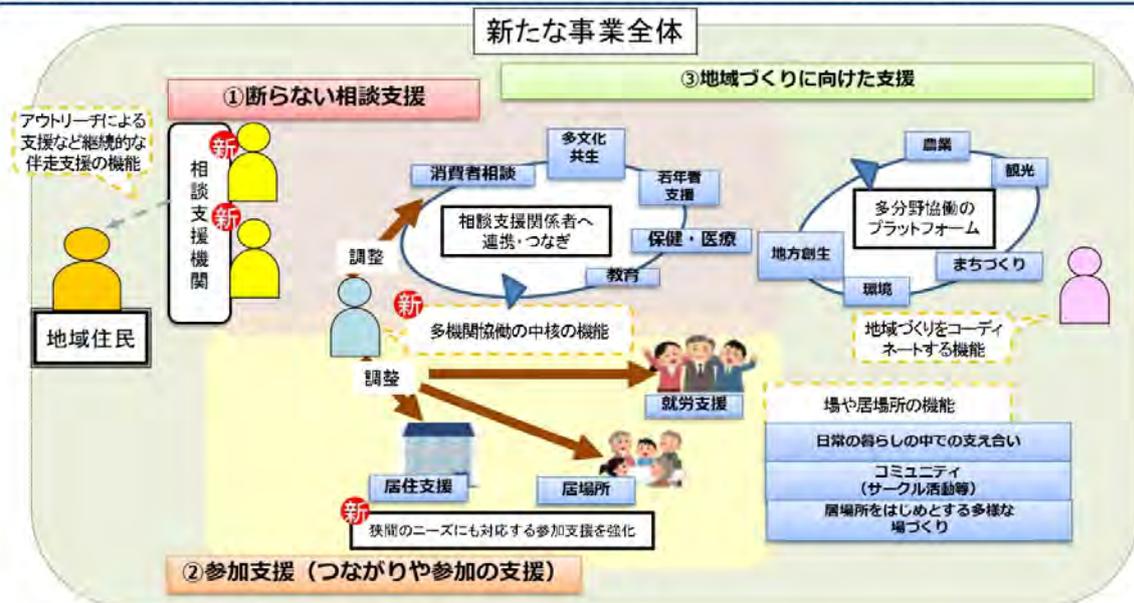
- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

(市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点)

- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行う必要がある。それらを前提としつつ、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
 - 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
 - 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。
- ※市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

新たな事業について(イメージ)

- 新たな事業を実施する市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につなぎ続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
- また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。



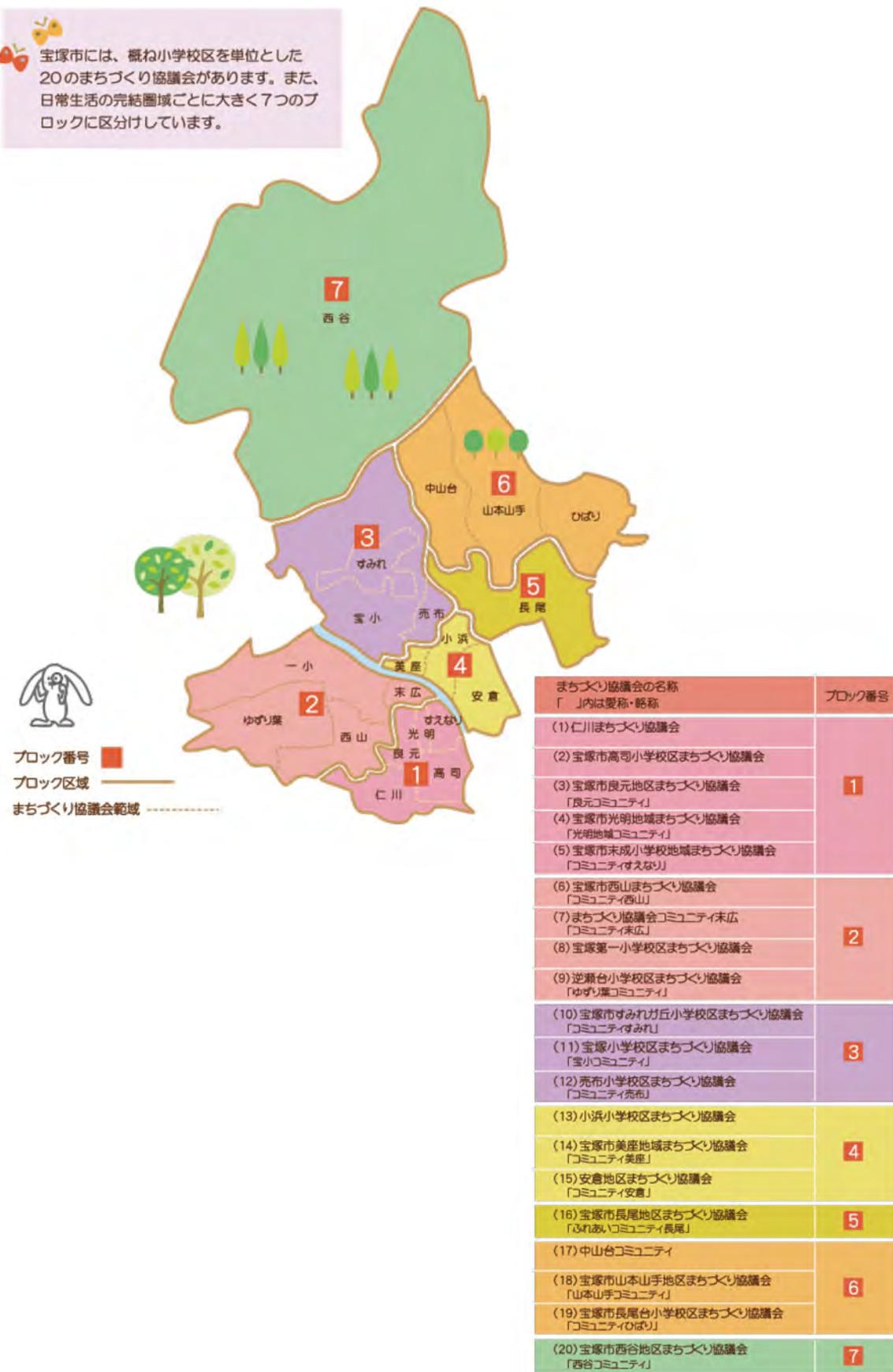
「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」
 最終とりまとめ 全編
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332_00020.html



2 宝塚市の福祉に関する現状

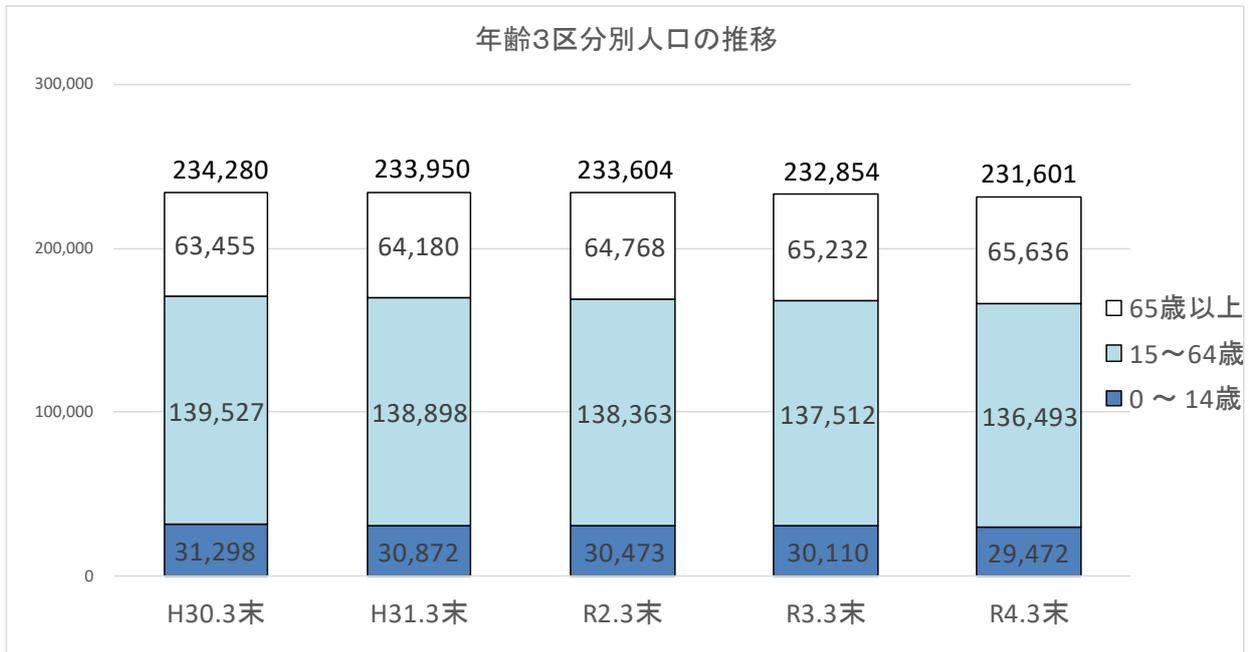
(1) 宝塚市7ブロックと20のまちづくり協議会のエリア

宝塚市には、概ね小学校区を単位とした20のまちづくり協議会があります。また、日常生活の完結圏域ごとに大きく7つのブロックに区分けしています。



(2) 宝塚市人口の推移

宝塚市の人口の状況は、ここ数年は23万3千人あたりで推移していますが、微減傾向にあります。また、14歳以下と15歳～64歳の人口は平成30年3月末以降ともに減少傾向にあります。一方、65歳以上の高齢者は増加傾向にあり、少子化と高齢化が進んでいます。



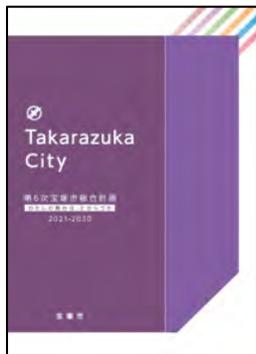
資料：宝塚市住民基本台帳（各年3月末）

(3) 宝塚市の各種計画について（福祉分野に関連するもの）

※PDFでご覧の方は、QRコードをクリックしてください。

■第6次宝塚市総合計画

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/shisaku/1026733/index.html>



■宝塚市地域福祉計画（第3期）

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kenkofukushi/chiikifukushi/1043387.html>



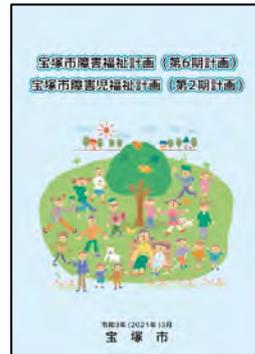
■宝塚市次世代育成支援行動計画たからっ子「育み」プラン（子ども・子育て支援事業計画）

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kyoiku/kodomokeikaku/1027217/1010843.html>



■宝塚市障害福祉計画（第6期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第2期計画）

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/shisaku/1000143/1010634.html>



■宝塚市第5次障害（がい）者施策長期推進計画

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/shisaku/1000143/1001308.html>



■宝塚市地域包括ケア推進プラン（宝塚市高齢者福祉計画・第8期宝塚市介護保険事業計画）

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kenkofukushi/kaigohoken/1008585/1041318.html>



(5) 地域ごとのまちづくり計画

1 地域ごとのまちづくり計画について

「地域ごとのまちづくり計画」は、市内に20あるすべてのまちづくり協議会において、市民自らが地域の現状や課題、ニーズを踏まえ、将来像を描き共有しながら、目標や具体的な取り組み等を取りまとめたものです。

地域が目指す理想の姿である「地域の将来像」、分野別の目標である「基本目標」、地域の将来像の実現に向けて取り組む「具体的な取り組み」の3層で構成し、そのうち、「地域の将来像」と「基本目標」の2層部分が第6次宝塚市総合計画に位置付けられています。

「地域ごとのまちづくり計画」を、より多くの方々に知っていただき、協力いただくために、第7次地域福祉推進計画にもその概要を掲載しています。

「宝塚市みんなのまちづくり協議会」ポータルサイト
<https://takarazuka-community.jp/>



2 地域ごとのまちづくり計画の協働による推進

第7次地域福祉推進計画では、「お互いさまのまちづくり」を基本目標とし、重点的な取り組みとして、「協働による地域ごとのまちづくり」を推進します。

本計画における活動や事業を通じて、各地域のまちづくり計画に描かれている「地域の将来像」の実現にむけて協働していきます。

その一つとして、まちづくり計画を推進するために、住民を中心とした行政や専門職、民間事業者が参画できる協議の場をつくっていきます。

[1] 仁川まちづくり協議会

人口/14,360人 世帯数/6,640世帯 [平成31年(2019年)3月末現在]

まち 地域の将来像

自然豊かな景観と歴史・文化を大切に、住民誰もが心豊かに暮らせるまち

地域に暮らす人々が愛着を持ち、ずっと住み続けたいまちであるために、仁川地域の特徴でもある弁天池の景観維持といった環境保全活動やとんど焼きなどの文化的な活動は、地域全体で取り組みを進めていきたいと思えます。また、新たなニーズや課題が発生した場合は計画への追加・修正も行い、計画にとらわれず地域の視点で活動を進め“住民誰もが心豊かに暮らせるまち”を目指します。

基本目標

1. 防災・防犯 災害時の対応や防犯について、共に学び、備え、行動できるまちづくり

- (1) 防災・減災について知る・学ぶ
- (2) 共助を進めるための体制の整備
- (3) 地域の防犯について知る・学ぶ
- (4) 学校や関係機関と連携した防犯活動
- (5) 高齢者や子どもの交通事故を防ぐ取り組み
- (6) 防犯の啓発活動

2. 景観・自然環境 地域の自然や景観を知り、守り続けるまちづくり

- (1) 弁天池の景観維持
- (2) 仁川小学校屋上緑化活動
- (3) 小仁川のホタルを守る活動

3. 福祉 地域の中の誰もが笑顔で過ごせるまちづくり

- (1) 交流の場と機会づくり
- (2) 福祉活動に関わる人を増やす
- (3) 見守り・ささえあうつながりづくり

4. 健康・スポーツ 子どもから高齢者まで健康で暮らせるまちづくり

- (1) 子どもから高齢者までの健康づくり
- (2) 健康・スポーツ活動の啓発

5. 子どもの成長 子どもたちと子育て世代がそれぞれ集える場所があり、安心していきいきと過ごせるまちづくり

- (1) 子育て世代への支援
- (2) 子育て世代や子どもにかかわる各主体が情報交換できる場づくり
- (3) 子どもの登下校時の安全確保
- (4) 子どもの毎日の遊び場・居場所(放課後遊ぼう会等)の継続、拡充
- (5) 子どもの体験の場づくり

6. 歴史と文化 地域の歴史・文化を学び、体験できるまちづくり

- (1) 地域住民の交流とふるさとづくり
- (2) 地域の歴史・文化に触れる

**まち
地域の将来像**

好きです わがまち 高小校区 つながりあえる まちづくり

この地域で住み続けたい!と思える地域にしたい。心かよわせる友がいて、出会えばついつい立ち話をしてしまう。あの場所へ行けば誰かがいる。これに参加すれば友達が増える。まちづくりは一人ひとりの地域愛が土台となります。今後のまちづくりにより多くのみなさんの参加と力を頂けることを期待し大きな輪になってゆけることを望みます。

基本目標

1 みんなで交流ふるさとづくり(文化・交流分野)

地域交流を目的としたこれまでの活動を継続しながら、さらにより多くの地域の人たちがつながるきっかけづくりや、運営面への関心を高める工夫を行います。また、交通安全など、地域の抱える課題について知ってもらう機会とするなど、イベントの機会をより効果的に活用できるように工夫していきます。

2 笑顔ひろがる集いの場(福祉・交流分野)

交流(あいさつし合うご近所関係)からもう一歩進んだ関係づくりには、お互いを知り合うことが不可欠です。地域の一員として支え合う人の輪を作っていくためにも、独り住まいの高齢者の方や障がい者、外国人への意識的な参加の呼びかけ、子育て世代の方々、子どもたちが遊んだり、学んだりする機会など、様々な場を設けて関わり合いを深めていく取り組みを進めていきます。

3 エコ・ガーデン・クリーンな環境づくり(美化・環境分野)

清掃活動や花壇の管理など、地域内の環境を整えることで清潔感のある地域を目指します。また、それぞれの活動を継続させていくために、小・中学校等との連携についても検討していきます。

4 安心と信頼でつながるまちづくり(見守り・防犯・交通)

地域の交通安全や防犯意識を高めるための活動に、さまざまな世代の人に取り組んでもらえるような場づくりを工夫します。また、交通・道路など市との折衝が必要な事項については、定期的に協議を行います。

5 非常時に助け合えるまちづくり(防災)

自治会が存在しない地域において、自主防災会の立ち上げ支援を行い、災害時の体制を整えていきます。また、地区の防災訓練で実際の災害を想定した行動の確認や、平時から情報共有を密にしておく取り組みを進めていきます。

6 地域はひとつ、つながりあえるなかまづくり(人材育成)

「まち協」は地域のつなぎ役となり、組織同士のつながりを深めていくため、情報共有の機会や組織連携での取り組みを進めます。また、地域活動のプラットフォームとなる利用しやすい拠点施設について検討します。

地域の将来像

世代を超えてつくろう住みよいまち「良元」
 人に優しく自然に優しいまち「良元」
 地域でふれあういつも笑顔のあるまち「良元」
 みんなでつくろう安心のまち「良元」

目標はこれからも引き継いでいくことが大切であると考え、平成17年(2005年)に策定した「良元コミュニティまちづくり計画書」に引き続き、以上の4つの将来像を掲げます。

良元地区の「お宝」は「地域の方が活発であり、みんなが協力的であること」「あいさつができるなど、人の温かさを感じられるところ」「住みやすいところ」などがあげられます。歴史・文化や自然環境などを守っていくと同時に、これからも人の温かさを知る「人との交流」の機会を大切にしていきます。

基本目標

1 歴史と文化を育むまち

各地域団体や社寺の良元らしい活動・事業などを大切にしていき、歴史や地域の活動を守っていくと共に、育むことを目指します。

2 人々が集う賑わいのあるまち

三世代交流の機会をつくるとともに、人材育成を検討し、商店街などと協力し、阪急小林駅前周辺整備事業なども協議しながら、にぎわいのあるまちを目指します。

3 助け合える暖かいまち

まちづくり協議会や自治会、地域の各種団体や各分野の事業所などとも連携し、高齢者や子ども、障がいのある方など、みんなが交流できるまちを目指します。

4 安心・安全なまち

防災意識の向上や子どもの安全見守りを進めるために、まちづくり協議会や自治会、地域の各種団体が連携しながら、もしもに備えた勉強会や訓練など、安心安全なまちを目指します。

5 健康づくりのまち

各世代にあった事業内容を検討し、住民の健康維持と向上を目指します。

6 花と緑があふれるきれいで快適なまち

現在の緑化活動に加えて、勉強会などを通して地域の中にある貴重な緑地環境の情報発信を行います。また、地域の各種団体と協力して、地域の美化を目指します。

各基本目標に
 基づく事業



[4] 宝塚市光明地域まちづくり協議会「光明地域コミュニティ」

人口/4,797人 世帯数/2,336世帯 [平成31年(2019年)3月末現在]

まち 地域の将来像

安全で安心して都市生活ができる利便性に富んだ永住志向型のまち
親子代々が住み続けて生活の歴史を積み重ねながら、“成長する現代的ふるさと”の実現

この地域には、神社・仏閣のような“ふるさと”的なものはありません。戦時中軍需工場の社宅があっただけの地域でした。その周辺は農地でした。昭和38年(1963年)ごろから宅地開発がされ、急激に人口が増えました。子どもたちも多かったのです。既存の小学校が満杯のため、昭和54年(1979年)には光明小学校が開校されました。歳月が流れ、その当時の卒業生も今や50歳を超えています。時の流れを感じます。あらためて、地域の人がお互い助け合い、安全で安心して暮らすことができ、親子代々いつまでも住み続けられるまちにしていきたいのです。過去を振り返り、現在をしっかりと見つめ、未来へバトンをつなげること。それが今の私たちの使命であり、次世代へ“ふるさと”を贈ることになります。

基本目標

【^{まち}地域の将来像】を受けて、4つの分野に分けて基本目標を立てました。

1 安全・安心な生活ができるまち

地震・台風などの災害に備える体制づくりや、街灯・防犯カメラによる犯罪抑止に取り組むこと。また、日々の買い物や通院にも不便を感じない、高齢者にやさしいまちにします。

(1)安全・安心 (2)交通安全 (3)日常生活道路整備

2 清潔で爽やか、歩いて楽しくなるまち

清潔なごみステーションは、ごみの出し方が守られています。どうすれば実現できるのか検討します。散策していて、子どもが遊ぶ公園に花が咲いていると楽しくなります。道端に放置された犬の糞は飼い主の責任大です。猫は、地域猫という観点から考えます。

(1)環境整備 (2)快適空間の創出 (3)公園の整備 (4)ごみの適正処置 (5)犬猫の糞害撲滅

3 健康・福祉の問題を大切にすまち

健康で長生きできることは素晴らしいことです。ふれあいサロンを開いてご近所で助け合ったり、福祉団体と連携・交流することで元気アップをしていきます。困ったときの窓口相談も実施します。

(1)健康生活環境の整備 (2)支え合いの福祉環境の整備 (3)ふれあい拠点のネットワーク化

4 青少年の健全育成を大切にすまち

青少年の健全育成は大人の責任です。地域として取り組んでいる校区祭り・家族運動会・とんど祭りなどの行事を通して作ってきたふれあいの場や、学校との連携を深めていくことを進めます。

(1)健全育成環境の整備 (2)非行防止 (3)子どもの虐待防止 (4)地域マナー向上
(5)子育て支援など

まち 地域の将来像

笑顔いっぱい活気あふれる美しいまち

「笑顔いっぱいのまち」人は、嬉しい時、楽しい時、感謝している時、感謝されている時、心が落ち着いた時など、欲求が満たされ幸福と感じれば、自然と笑顔になります。この地域に関わる人すべてが幸せと感ぜられるまちをめざします。

「活気あふれるまち」この地域に関わる人すべてが、精神的にも経済的にも伸び伸び暮らせ、いきいきした気分で、自分のやりたいことに自発的に取り組み、充実感や達成感を味わうことができるまちをめざします。

「美しいまち」この地域に関わる人すべてが、美しい心を持ち、自然環境の維持保全、住環境の整備改善、景観の美化と維持保全に努め、美しいまちをめざします。

基本目標

- 1 安全で快適なまち(事故や犯罪がなく災害に強い安全なまち、秩序ある開発や交通の便の向上など生活環境が快適なまち)**
 - (1) 交通事故防止と安全対策の充実
 - (2) 無電柱化の推進
 - (3) 防災防犯対策の充実
 - (4) 生活の利便性の追求と環境改善

- 2 街並み・景観の美しいまち(自然とのふれあいができ、緑あふれる環境とゴミが落ちていない美しいまち)**
 - (1) 自然とのふれあい
 - (2) 環境の整備と維持保全

- 3 健康で心がふれあうまち(人と人とのふれあいが盛んで、心と身体が健康で生き甲斐を持って暮らせるまち)**
 - (1) ふれあいの場づくり
 - (2) 援護が必要な方も地域で快適に暮らせる場づくり
 - (3) 福祉情報の受発信
 - (4) 健康づくりの推進
 - (5) 移動手手段の改善
 - (6) 人材の発掘

- 4 全ての世代が心豊かに安心して暮らせるまち(地域活動が活発で人とのふれあいが盛んで地域教育が充実し心豊かに安心して暮らせるまち)**
 - (1) 地域活動の活性化
 - (2) 地域住民のふれあいの向上
 - (3) 地域教育環境の充実
 - (4) 地域の防犯体制の充実

まち
地域の将来像

ホタルやトンボ、小鳥が飛びかう ころろ豊かなまち にしやま

わたしたちの住む西山小学校区は、武庫川の支流である逆瀬川の両岸に広がる丘陵地(扇状地)に位置しており、緑も豊かで静かな住宅地が続いています。逆瀬川にはホタルやミヤマアカネという赤トンボが飛びかい、ウグイスやセキレイ、メジロなどの小鳥も生息するなど、自然に恵まれた地域であるといえます。地域の良さとして、まちづくり計画策定委員会やアンケートでは「親切な人が多い」「ご近所づきあいが広い」など、人の心の豊かさを指摘する声も多く聞かれました。この20年ほどの間に、グラウンド跡地や戸建て住宅の細分化などによる住宅開発が進み、人口も2,000人以上増えました。一方で高齢化も課題となり、防災・防犯や交通安全、子どもの安全や子育て支援、隣近所の助け合いなどがより一層求められてきています。坂道が多いことから、日常の移動や通学などに苦勞もありますが、坂が多いことを健康増進につなげる「苦あれば楽あり」という前向きな評価も大切にしていきたいものです。

恵まれた自然環境を守りながら、新しい人を受け入れつつ、住民同士のふれあいを強め、楽しく明るい、ずっと住み続けたいまちを次世代に残していくことが求められていると思います。

基本目標

1 安全安心のまちづくり

災害時死者ゼロをめざした減災の取り組みと、日常の安全の確保を進めます。

2 健康推進のまちづくり

誰もが生き生きと暮らせるよう、日常的な健康推進の取り組みを進めます。

3 環境保全のまちづくり

逆瀬川の自然や住宅地の自然を守り育てる取り組みを進めます。

4 文化交流のまちづくり

文化芸術に親しめる機会を維持し、多世代交流・多文化交流を意識した取り組みを進めます。

5 地域福祉のまちづくり

助け合いの精神にもとづく要援護者対策・ささえあい、子育て支援、終活に向けた取り組みを進めます。

6 広報活動

広報紙の充実と自治会広報との連携、ポータルサイトの充実をはかります。

7 自治会・PTA・コミュニティ活動

自治会・PTA・コミュニティ活動の連携を維持・強化し、事業所との連携をはかります。



ミヤマアカネのイラスト



市立西山小学校



ミヤマアカネ



逆瀬川と甲山

**まち
地域の将来像****つながり・支えあう、みんなで楽しく暮らせるまちづくり**

末広小学校区は、逆瀬川駅から宝塚市役所に至る小さいエリアの中に静かで落ち着いた住宅地が広がっており、市役所・公民館など市の中心機能が集積しているほか、生活に便利な施設が立地する「コンパクトで便利・住みやすいまち」です。

まちのシンボル・地域の憩いの場として末広中央公園があり、自治会や各団体等が連携して風通しよく無理なく活動し、子育て世代からお年寄りまで多世代が楽しく暮らしやすい環境です。

今後も地域に暮らす人だけでなく、地域の事業所や学校等とのつながりから、互いに支え合い、協働して取り組みを進めていくことで、安心し、こころ豊かに暮らせるまちを目指します。

基本目標**1. 安心・安全なまちづくり**

防災、防犯、交通安全の3つの柱を中心とした取り組みを進めます。特に防災については、コミュニティ末広が武庫川沿いに位置し、豪雨等の水害発生時の対応が求められているため、地区防災計画の作成をはじめ、地域内での事業所等との連携を進めていくとともに、防災意識を高める啓発活動などにも取り組んでいきます。また、防犯、交通安全等についても地域内の連携や関係各所との情報交換を定期的に進め、危険箇所等の改善などを進めていきます。

2. 出会い・ふれあう・集いの場づくり

児童館などがないため、子どもたちの集う場も限られているほか、「よりあいひろば」が閉鎖となり、高齢者や未就学児を持つ子育て世代の場など、地域の方々が集える場が求められています。また、高齢化によって起こるちょっとした困りごとへの対応や、地域の福祉施設を含めた事業所との連携が必要です。これまでの福祉活動を維持しつつ、子育て支援活動の充実や自習スペースの確保などの検討を進めるとともに、ちょっとボランティアの仕組みづくりや、自治会、福祉事業所等との情報共有など横のつながりづくりを進めていきます。

3. 賑わい・交流のまちづくり

「コミュニティ末広夏まつり」や「ふれあいビアガーデン」などコミュニティの活動を継続しているものの、地域の中でもコミュニティの活動に関心のある方はごく一部に限られているのが現状です。子育て世代も多く暮らす地域のため、コミュニティの活動に、より多くの若い世代の方にも関わっていただく機会をつくるとともに、広報の充実を図っていきます。

4. 快適な環境づくり

地域住民が愛着をもてる快適な環境づくりを目指して、小学生等との連携を図りながら公園の定期清掃を行います。また、街路樹や植栽の剪定についての定期的な意見交換のほか、野鳥のフン対策、ゴミ捨てマナー向上のための啓発などに取り組み、美しいまちづくりを推進します。

まち
地域の将来像

住民が住み続けたいまちづくり
～持続可能なまちをめざして～

- ① 宝塚市の都市計画と連携して、環境・景観が保全された地域づくりができています
- ② お店や事業者が地域と一体となって、にぎわっている
- ③ 高齢者がいきいきと生活している
- ④ 自治会・マンション・各種団体・事業者が連携して課題解決にあたっている
- ⑤ 住民が集い憩える場が増えている
- ⑥ 日常の暮らしを守る「防災福祉コミュニティ」が確立している
- ⑦ 生活を支える移動手段となる「交通インフラ」が充実している
- ⑧ 通学路をはじめ、障がい者・高齢者、誰にとっても安全な道路が整備されている
- ⑨ 青少年が地域や学校の活動の中で社会への関わり方を学び、地域の一員となっている
- ⑩ 地域全体で子どもを見守り、連携を深めながら子育てをしている

基本目標

各基本目標を実現するため、次のような方向性で、取り組みを進めます。

0 あいさつ(挨拶からはじまる顔の見えるつながりづくり)

1 継承と発展(歴史・文化・環境・にぎわい)

1.1宝塚ホテル移転を契機に武庫川右岸をどのようなまちにするか、市のビジョンや都市計画の再検討、関係者との協議・検討/1.2宝塚のシンボルとなる緑の保全・景観形成、美化・緑化活動の充実/1.3子ども、子育て世代からシニア世代までが集え憩える公園・集会所などの整備/1.4住民が歴史・文化にふれる機会を増やし、地域への愛着と誇りを醸成/1.5お店や事業者が地域密着型の事業を展開/1.6住民は地域のお店や事業者を利用

2 地域をつなぐ(つどい、支えあえるまちづくり)

2.1多世代が交流する場づくり/2.2高齢者や障がい者が生きがいをもって地域で活躍する場づくり/2.3地域での見守り、支え合いの充実/2.4保育所や学校・園、医療機関や介護などの生活支援サービスの充実/2.5マンション居住者との情報共有とコミュニケーションの場づくり/2.6自治会や各種団体、事業者などとの地域が抱えている課題の解決に向けた話し合いの場づくり

3 思いをひろげる(安全・安心)

3.1想定される災害被害を同じくする地域・自治会がブロックを形成し、災害時の対応の検討、ブロックごとの防災計画づくり/3.2地理的な理由で「一小」に避難しにくい地域の“歩いていける距離”での一時避難所の設定/3.3災害時要 援護者の把握と「防災福祉コミュニティ」の理念のもと、日常的に顔の見える関係づくり/3.4シニア世代や障がい者などが、買い物、通院、社会参加のために外出しやすく、健康で文化的な生活ができるよう、市と民間事業者が力を合わせて、バス路線など交通インフラの充実/3.5市と協働して危険個所の改善やバリアフリー化の推進/3.6防犯対策の充実

4 次世代をはぐくむ(将来・未来の担い手を育成)

4.1子どもたちのあそびの場づくり/4.2中・高校生向けの空間づくり/4.3中・高校生が地域で活躍する場づくり/4.4世代間交流の推進/4.5子育て世代の場づくり/4.6コミュニティスクール

**まち
地域の将来像****豊かな自然・美しいまちなみの中で、健康で安心してらせるまち**

自然豊かな当地域は、昭和30年～50年代に美しいまち並みに開発されたが、今では宝塚市内でも特に高齢化率が高い地域になっています。三世代交流でお互いに助け合う「まちづくり」を実践し、高齢者が健康長寿を目指し、安全、安心で、このまちに住んで良かった、将来も住み続けたい、そして是非住んでみたいというモデル地域になるよう住民全員で取り組んでいきます。

基本目標**1 自然を活かした健康長寿のまちづくり**

当地域は高齢者が多いことから、高齢者が何時までも健康で、介護が要らないように暮らしていくこと（ピンピンコロリ・PPK運動）が理想です。このため、豊かな自然を保全し、その自然を活かして整備してきた「健康づくり散策路」等の一層の充実を図り、自主的な維持管理につとめます。

2 ふれあいと助け合いで安心して暮らせるまちづくり

今後、高齢化率が益々高くなっていくことから、地域の憩い・交流の場としくみづくり、高齢者が安心して社会参加、日常生活ができるしくみづくりに取り組みます。また、子ども達から高齢者までがふれあえ、コミュニティの活性化につながるような施設づくり、活動に取り組みます。

また、安心して暮らせるよう、より一層防災、防犯への取り組みを強化します。

3 安全・安心・便利なみちづくり

当地域では自動車ならびに自転車等の交通量は年々増加し、人と車が交錯し、一部の道路では大変危険な状況が見受けられます。安心して歩けるような交通対策を推進します。高齢者も多く、公共交通の充実や車椅子で安心して通行できるような道路環境づくりを推進します。

4 美しい、緑と街並みを培うまちづくり

当地域は大半が計画的に開発された住宅地であり、道路・公園、住宅地等が整然と整備されていることが特徴であります。また里山や中小河川などの豊かな自然を有し、緑に包まれた閑静な住宅地としてのイメージが強いと感じられます。

このような優れた景観・環境を保全し、更に魅力アップするための活動に取り組みます。

5 まちづくりにつながるひとづくり

「まちづくりはひとづくり」といわれるように人材の発掘・育成が重要です。一般に若い世代は地域への関心が薄く、これまでコミュニティ活動の中心であった方々は高齢で活動に参加しにくいという状況がみられます。次世代のコミュニティ活動を担っていく人材の発掘・育成に積極的に取り組みます。

**まち
地域の将来像**

1. 多世代が諸活動に参加することにより、顔の見える関係が広がっている。
2. 地域の諸課題に対し、多くの関係者が解決にむけて協力する仕組みがある。
3. 防災の仕組みが整い、災害に強い安心・安全のまちとなっている。
4. 公園が整備され、緑化・美化が行き届き、自然と共生するまちとなっている。
5. 子どもたちの歓声が響き、すべての世代に活動力があふれている。
6. 地域の中央に拠点ができ、既存の拠点とともにコミュニティ活動が盛んになっている。
地域にコミュニティ活動を応援する文化がある。

誰もが住みたくなるまち、住み続けたいまちの実現を目指します。そのため具体的な将来像として、上記の6点を掲げます。

基本目標**1. 子育てしやすいまち**

当地区では14歳以下の住人が減少していますが、将来にわたり活気のあるまちを維持するには、子育て世代が魅力を感じて転入を希望するようなまちづくりが最も重要な視点の一つと考えました。「こんなことがあれば子育てしやすい」について、子育て中の、また子育てを終わったばかりの保護者から、「緊急的な子どもの一時預かり」「子どもが遊べる屋内施設」「子育て世代が集まれる場」などの思いが出されました。これらのニーズについて対応できることについては、少しずつ年次計画策定時に検討し、織り込みながら定着していくこととします。

多くのことからは、コミュニティ施設があれば実現に向けて大いに前進することがわかり、「コミュニティ施設」実現については、基本目標4で対応します。

2. 高齢者や障がい者が安心して暮らせるまち

高齢者や障がい者が地域の活動の輪の中に自然に入っていけるようにすることが、安心して暮らせることに通じると考えています。平成26年(2014年)1月に宝塚市きずなの家「ラ・ビスタよりあい広場」が開設されたことで地域活動の核ができ、高齢者や障がい者の顔の見える関係も広がってきています。

ところが、「ラ・ビスタよりあい広場」は令和3年(2021年)11月に補助金が打ち切られることにより、存続が不可能となる状況があります。まちづくりのためには拠点が必要であり、代替拠点としての「コミュニティ施設」については基本目標4で対応します。

3. 災害に強くみんなで助け合えるまち

防災はまちづくりにおける基本です。本地区は大きく分けてすみれが丘地区と宝塚御殿山北地区で構成されています。防災についてはそれぞれの地区の自治会が対応してきましたが、単独の自治会では対処しきれない課題があるため、まちづくり協議会としての防災組織を作っていきます。

4. 活発なコミュニティ活動を支えるまち

上記1、2の基本目標を達成するにはニーズに見合う拠点、「コミュニティ施設」が必要です。既存の各棟集会所、管理センターなどは「誰でもいつでも」というコミュニティのニーズには対応できません。「誰でもいつでもという日常の活動」を可能にする拠点の取得が当地区の最大の課題です。

コミュニティ活動のためにはその担い手も必須です。近年活動の担い手が高齢化してきており若い層の補充が課題となっていますが、「活動」こそが担い手を生むということもあり、その意味でも「コミュニティ施設」の取得が当地区のまちづくりのための最大の目標と言えます。

**まち
地域の将来像****人が集まり、美しく、楽しい、魅力的なまちづくり
コミュニケーションのとれる安全・安心なまちづくり**

私達の地域は、美しい山と川に囲まれ歴史に育まれた、都会と自然が程よく混じった心地よい地域であると、子どもも大人も感じています。この地域を将来も更に良くしていく為には、社会環境的にも自然環境的にも充分考えられた良い計画を策定し、実現していくことが必要です。

今後少子高齢化が更に進み、人口が減少すると予測されている中で、私たち宝塚小学校区まちづくり協議会は地域を愛し良くしていきたいという強い思いから、「宝塚の顔としての安心・安全・快適なまちをめざして」としていた従前の将来像をさらに向上させ、地域に今以上に人が増え、お互いさまの近所づきあいであふれ、にぎわいのある地域になることを切に願い、上記の「人が集まり、美しく、楽しい、魅力的なまちづくり」、「コミュニケーションのとれる安全・安心なまちづくり」を新たなまちの将来像と決めました。

宝塚小学校区まちづくり協議会事務局として、多くの方々から熱いたくさんのご意見をいただいたことについて感謝するとともに、今後は宝塚の顔としての自覚と誇りをもって、私たち住民と行政との協働により、一歩一歩着実に進め実現してまいります。

基本目標**1 福祉と健康と教育環境の充実**

- ① 世代を超えて情報共有でき交流する場のあるまち
- ② 自律し、相手を思いやる気持ちを持った子どもを育むまち
- ③ 障害者や外国人などすべての人の人権を尊重し、みんなが福祉を支えるまち
- ④ 救急車の利用が日本一少ないまち

2 みんなで取り組む防災防犯

- ① 防災一地域のネットワークづくりと情報の共有があるまち
- ② 防犯一顔の見えるコミュニケーションがあるまち
- ③ 事故防止一みんなで見守ることができるまち

3 宝塚らしい環境景観づくり

- ① 住環境と経済環境がほどよく調和のとれたまち
- ② 地域の宝物をみんなで共有し、情報発信のできるまち

まち
地域の将来像

美しい住環境と豊かな交流を育てるまち

売布の地域特性を活かし、住民一人ひとりがそれぞれに、お互いを尊重し、誰もが暮らしやすい、安全・安心で美しいまち、人と人の豊かなふれあい・交流が育まれるまちであってほしいとの思いを込めています。

基本目標

1 みんなでつくりあげる豊かな自然と文化の香りがするまち

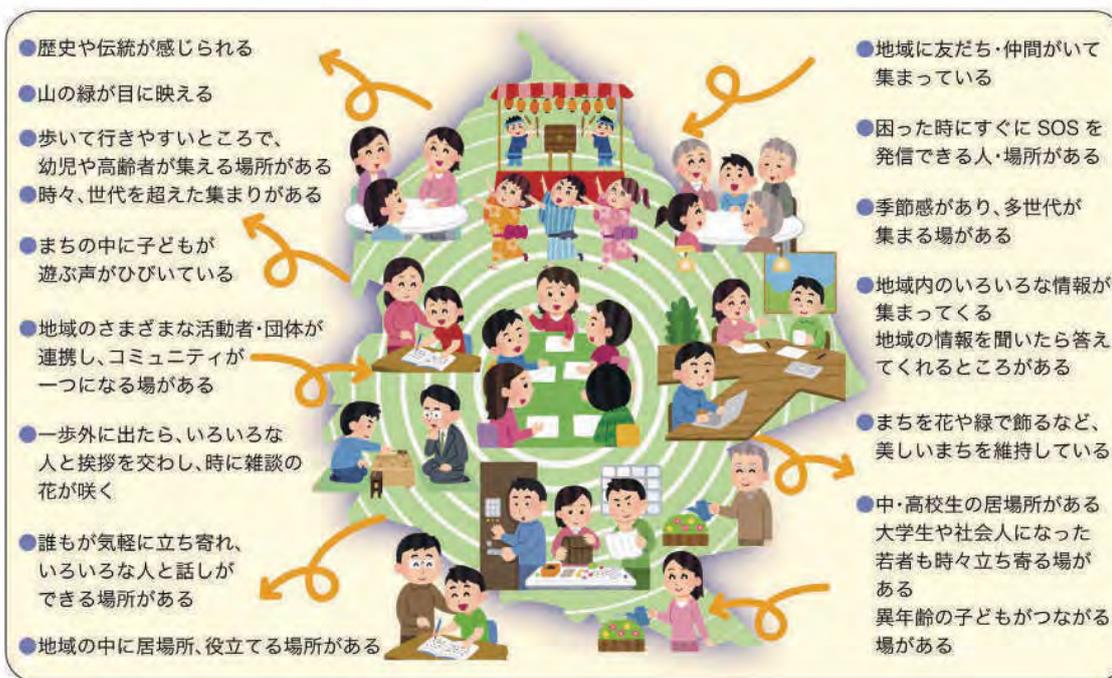
- 1. 地域資源を活かす取り組みの強化
- 2. 住環境の管理・活用の取り組み強化
- 3. 環境配慮行動の推進
- 4. 「文化」を活かしたつながりの強化

2 ふれあい・おもいやりに満ち、コミュニケーションのあるまち

- 1. コミュニティの拠点のあり方の検討
- 2. 地域自治のあり方の見直し
- 3. 多世代が交流できる場づくり
- 4. 子どもの豊かな体験の場づくり
- 5. 中・高・大学生の居場所・活躍の場づくり
- 6. 豊かな人のつながりがあるまちづくり
- 7. さまざまな人が活躍できる地域づくり
- 8. 地域情報の共有と発信力強化

3 地域のみんで支え合う安全安心に暮らせるまち

- 1. 地域の防災力向上
- 2. 安全な地域づくり
- 3. 一人ひとりが守る交通規則



**まち
地域の将来像****自主と自立のまちづくり 小浜**

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、一人ひとりの人権が守られ、尊重されていることが重要です。そのためには、福祉教育・人権教育の充実が求められます。小浜小学校区には、福祉と人権に関する施設が充実しています。これらの施設が、世代を超えた住民の交流や学習の場として活用されることが大切です。いつまでも小浜小学校区に住んでいたい・住み続けたい地域になり、公共施設・道路・防災面でも安全で快適な生活ができる地域になるようにしたいです。

基本目標**1 災害に強く、みんなで助け合えるまち**

一人ひとりが防災意識と知識を高めます。災害発生時に隣近所で声を掛け合って安否確認ができるよう、日頃からご近所で顔の見える関係づくりを進めます。災害対策に役立つ情報の共有、いざという時に適切な判断・行動ができるよう学習会や訓練などに取り組みます。

2 犯罪がないまち

夜間、街灯が少ないために暗い場所もあるため、自治会やさまざまな団体によるパトロール活動を継続するとともに、校区内の安全点検を定期的に行い、関係者に環境改善をお願いしていきます。住民同士で挨拶をし合い、一人ひとりが地域に目を配る校区運動を展開し、不審者が入ってきにくいまちづくりを進めます。また、消費者詐欺などの学習機会をつくり、防犯意識の向上に努めます。

3 人にやさしく、みんなで交通規則を守るまち

狭い道路を通り抜けすることがないよう、市と連携して道路のあり方を検討し、安全なまちづくりを進めます。危険箇所について、交通安全施設の整備等の要望を出していくとともに、歩行者も自動車も自転車もそれぞれが交通規則を守って、安全に移動できるまちにしていく活動を強化します。

4 緑がゆたかできれいなまち

子どもたちが想い描く「花と緑が豊かで、ゴミのない、きれいなまち」「のびのびとボール遊びができる場所」づくりのため、自治会等での清掃・緑化活動を行います。また公園や緑地、公共施設などを見直し、一人でも多くの人が環境整備に参加し、また活用しやすい場づくりを進めます。

5 お互いさまがあふれる優しいまち

歩いて参加できる場所でサロンや健康づくりが開催できるよう、運営ノウハウを学び、取り組みの輪を広げます。引き続き人権を守る学習会の開催に力を入れ、差別のない、お互いを尊重し合う地域づくりをめざします。自治会のない地域などへの地域情報の伝達方法を工夫します。暮らしのお困りごとへの手伝いを気軽にお願いし合える助け合い活動についても検討し、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

6 多世代で交流できるまち

子どもたちが身近な地域の歴史・文化を体験し、より多様な文化への理解へとつながられるよう、「見る・知る機会」を増やします。また、校区で暮らす人がお互いに知り合うことを意識して、行事を企画・運営します。より多くの人を知恵と力を出し合って、より良い場づくりをめざします。

**まち
地域の将来像****笑顔あふれる美座**

「笑顔」の基本は、安全なまちと人とのつながりがある安心感。それを基盤に、まちを舞台にして、みんなが集い、いろいろな楽しいことを企画・実施して、みんなで笑いあっているまちをめざして、まちづくりに取り組みます。

基本目標**1 安心して暮らせるまち**

「安心して暮らせるまち」を実現するため、次の点に重点をおいて具体的な活動に取り組みます。

- ・水害の発生の危険性が高いまちとしての備えの充実
- ・防災をベースにした隣近所のつながりづくり
- ・地域の安全点検
- ・通学路等の道路の安全性向上
- ・パトロール、見守り活動の継続
- ・門灯点灯運動で一人ひとりの防犯意識の向上

2 多世代がつながるまち

「多世代がつながるまち」を実現するため、次の点に重点をおいて具体的な活動に取り組みます。

- ・子どもと高齢者の交流
- ・新規転入者・ご近所でもつながりが少ない人へのあいさつ・声掛け
- ・子育て世代と地域との交流
- ・エイジフレンドリーシティの推進
- ・既存行事に来て欲しい層向けの広報

3 みんなが楽しく暮らせるまち

「みんなが楽しく暮らせるまち」を実現するため、次の点に重点をおいて具体的な活動に取り組みます。

- ・小・中学生の居場所づくり(児童館のような場所)
- ・不登校生のための居場所づくり
- ・中高年の居場所づくり
- ・障がいのある人、外国人との交流
- ・公園の充実

4 武庫川とともにあるまち

「武庫川とともにあるまち」を実現するため、次の点に重点をおいて具体的な活動に取り組みます。

- ・武庫川の自然や歴史を知る機会づくり
- ・河川敷をみんなで美しい場所にする(清掃・花壇づくり等)
- ・気軽にスポーツが楽しめる場づくり
- ・地域行事での活用

**まち
地域の将来像****夢ある安倉のまちづくり****～古くからの歴史・伝統を守り、明るく楽しく暮らせるまち 安倉～**

コミュニティ安倉は、様々な世代が住民同士で声をかけ合い、お互いが挨拶ができて仲の良い地域、明るく楽しめる地域を目指しており、自治会をはじめ、各種団体、事業所等が連携を取り、健康、福祉、生活環境の保持、青少年育成、防災・防犯など、さまざまな取り組みを行っています。

今後も、誰もが「安倉に住んでよかった」と言えるよう、地域住民同士、あるいは地域と行政が共に創り上げ、やがてはふる里を大切に思う心が育められたらと思います。

基本目標**1 安全・防犯 「人々が安心して暮らせるまち」**

当地域は、大きな幹線道路が通り、自動車交通量が多い一方で、古くから形成された住宅街の中には狭い路地や田畑なども残されています。子どもから高齢者まで安全に移動できるように、通学路や歩道の改善、信号の設置等を進めるほか、夜間でも安心して歩けるよう防犯力を高めます。また、鉄道駅まで遠いためバス路線の充実を図ります。さらに、地域内の事業所等とも連携しながら、地域の防災力向上の取り組みを進めます。

2 青少年 「あいさつのとびかうまち」

住民同士が挨拶ができて仲の良い地域を目指して、子どもの見守りや声かけ運動の実施を進めます。また、安倉児童館や学校、事業所等とも連携を取りながら、子育てがしやすい環境づくりを進めます。さらに、子どものころから地域活動に参加する機会をつくるために、中学生との交流や協働でのまちづくりを推進します。

3 歴史・公園 「自然と歴史がいきづくまち」

当地域は、古くは古墳時代前期の安倉高塚古墳のほか、西宮街道、有馬街道、京・伏見街道等の歴史街道、さらには安倉音頭やだんじりなどが残されています。こうした歴史文化を将来世代に引き継げるよう、古墳の保全や歴史学習の推進等に取り組んでいきます。また、公園・池などの自然環境の保全にも努めます。

4 健康・福祉 「健康でいきいき暮らせるまち」

当地域の中心に総合福祉センターがあり、地域内には多くの福祉事業所が点在しています。いつまでもいきいき暮らしていけるように、福祉事業所等との連携を進めるとともに、高齢者・^{がい}障害者等の居場所づくり、健康づくり等の取り組みを行います。

5 地域交流 「世代を超えて楽しめるまち」

地域内のさまざまな世代を超えて楽しめるまちを目指して、交流行事等の開催などとともに、地域の情報を、広報誌、ブログ等を通じて発信していきます。

**まち
地域の将来像****「緑と夢と人」次世代につなげるまち・長尾**

市東部に位置する長尾地域は、大都市近郊の住宅地として人口が増加し続けており、子どもたちの笑顔であふれています。

古より地域の人々の安寧を祈り続ける中山寺をはじめとする数多くの寺社。木接太夫の称号で有名な接ぎ木の伝統と技術を今に伝える花卉・植木園芸業。花と緑に囲まれた新旧4万人が集うこの地のすべての人々が、心豊かに暮らし、子どもたちが夢をもてる明るい未来につないでいけるような地域づくりをめざします。

基本目標**1 「自然・環境」 大切な自然を守り、人にやさしい環境のまち**

散策して楽しめる川や里山、多様な動植物が観察できる緑豊かな環境を守るため、住民参加型での活動を進めます。また、公共施設の利活用や空き家問題、公園管理等にも取り組んでいきます。

2 「産業・歴史」 接ぎ木を含めた園芸産業を地域の財産として市内外に発信するまち

1,000年以上の歴史と技術を誇り、全国に知られた園芸のまち長尾。この産業と歴史は、他の地域に類を見ない特別な分野ですが、関係者のみならず地域全体で市内外に広報・発信し、イベント等に参加するなど、技術の継承を応援していきます。

3 「福祉・健康」 健康寿命を延ばし、みんなが生き生きと生活できるまち

顔見知りが増えると安心でき、出かけるところが増えると元気になります。赤ちゃんから高齢者まで、子育て世代や障がいのある方も、誰もが住みよいまちづくりをめざします。住民交流の場をさらに充実させ、必要な情報を届けていきます。

4 「青少年・人権」 地域の各種団体がより連携し、誰もがわかりあえるまち

非行の低年齢化、いじめ、虐待など子どもたちを取り巻く環境が激変する中、学校と地域、PTAをはじめとする各団体との連携を強化して、子どもたちの健全育成に取り組むと同時に、見守る目を増やし、安心・安全に過ごせる環境づくりをめざします。また、多様な人びとを理解し合う人権意識向上の啓発に努め、誰もが笑顔で気持ちよく住める、温かいまちづくりをめざします。

5 「防災・防犯」 災害時に助け合える人のつながりがあるまち

地域住民の安心と安全を確保するために、地域の治安維持に努めます。また、近年特に際立っている自然災害に対しては、物的な備えと災害時における避難所開設・運営等の総合的対策の推進や、交通事情も含めた地域に特化した計画づくりに取り組みます。さらに、各関係機関との連携を密にすると共に、日常生活においても普段からの地域のつながりや助け合う心、思いやりのある気持ちを育めるまちづくりをめざします。

**まち
地域の将来像****すべての世代の住民が、優しくていいところだなあと思えるまち**

- ・当地区は、豊かな緑と、澄んだ空気、素晴らしい眺望に恵まれています。このような自然環境を生かして、その中で、全ての世代の人々が、安心して、心豊かに健やかに生活でき、暮らしや生き方をさらに充実させられるようなまちを目指します
- ・少子化が進行しており、子どもの居場所の確保や魅力のある子育て環境などを整えること、子どもの安全などの生活環境や教育環境などを充実する努力が必要です。
- ・また、さらなる高齢化の進行が予想されることから、坂道の多いまちで買い物その他の日常生活の負担を軽減するための仕組み、歩道の改善や公園など生活環境の充実、移動手段の確保などが課題です。
- ・近年のこれまでに無いほどの台風や集中豪雨などの自然現象はこの街も同様であり、コミュニティよりさらに小規模な自治会の範域で自主防災活動の充実が急務です。
- ・住環境面では、開発からほぼ50年経っており、問題個所はその都度市と協議して修復しています。さらに、街の施設の老朽化対策は大きな課題です。

基本目標**1. 安心・安全で快適なまちづくり**

- 1-1 防災の充実 1-2 防犯対策 1-3 交通安全対策 1-4 交通体系の整備

2. 健康で安心して暮らせるまちづくり

- 2-1 健康づくりの推進

3. 人に温かく豊かな心をはぐくむまちづくり

- 3-1 青少年と地域活動 3-2 地域福祉の推進 3-3 市民文化の創造

4. いきいきと活力のあるまちづくり

- 4-1 ファミリーセンターの活性化

5. 花や緑があふれ自然と共生する 庭園のまちづくり

- 5-1 緑化環境の整備と推進 5-2 公園の整備 5-3 住環境の整備と保全

6. ふれあいと協働のまちづくり

- 6-1 コミュニティ活動の推進

まち
地域の将来像

まちキョンのつぶやき…

今は大規模な震災があれば、いち早くこの地域から脱出したいと考えてる人もいるみたいやけど、地域の人みんなで「どないしてもここにとどまりたい」と思えるまちになったらええなあ。

コミちゃんのおつぶやき…

このまちは良いところいっぱいあるし、良くなったことも色々あって、みんなで知恵を出し合って、いずれは、ここが私たちの「ふるさと」だと誇れるまちにしていきたいなあ。

基本目標

1 (防災) 災害に冷静、迅速対応し、危険から守り合えるまち

地区内には土砂災害危険区域・土砂災害特別警戒区域があります。災害発生時間帯によっては、保護者が帰宅困難となり、子どもだけになってしまう家庭も多いと想定されます。子どもから高齢者まで、それぞれが自分自身を守る行動をとり、各家庭での備え、適切な災害情報の取得など減災につながる活動を進めるため、学ぶ場づくりを行います。また、地域内の連絡体制、自治会内での助け合いなど、各家庭と地域全体が一体となった地域防災力の強化を図ります。

2 (住環境) あふれる緑が織りなす四季の美しい景色と生活利便性を兼ね備えたまち

地区の魅力である緑の空間は、適切な維持管理が不可欠です。地域と市、開発事業者等の関係機関が連携して、緑をいかに維持していくかを再検討し、住民がなすべきこと、市等で事業として実施することを明確にし、より質の高い住環境の創造に努めます。また、山本駅周辺には生活利便施設がありますが、高台の生活利便性を高めるために、必要とされる機能や施設の誘致を開発事業者等に求めています。

3 (防犯) 犯罪が起きにくく、安心・安全に暮らせるまち

住民一人ひとりが、ご近所同士であいさつをし合い、不審者がいないかなどまちに目を配ってもらえるよう、地域全体で防災意識の向上と日々の取り組みを推進します。自治会等が中心になってパトロールなどを実施し、防犯意識の高い地域であることをアピールします。また、市や警察署と連携して、犯罪を未然に防ぐ取り組みを強化します。

4 (交通) 事故がなく、車の渋滞で困ることがないまち

自動車・自転車・歩いている人、すべての住民が交通規則を厳守し、お互いに譲り合って、安全を守り合うまちにしていく意識を醸成します。また、市、警察署と連携して、発生している事故などの危険な状況を分析し、改善策を検討・実施するなど、地域内の道路環境の向上に努めます。

5 (健康・福祉・交流) 出会い、ふれあいがあり、誰もが健康で活躍できる場があるまち

長く住んでいる人と新しい住民、子どもと高齢者、世代内、世代間など、さまざまな住民の交流が自然と生まれる場所と仕組みをつくりまします。また、障がいのある人、日本語がわかりにくい人など、交流がしにくい人が参加しやすい工夫に努めます。自分にできることで社会的に活躍できる場づくりを行い、みんなで支え合うコミュニティづくりを目指します。

6 (青少年) 子ども達や親子が安心して遊び、学び、集い、仲間づくりができるまち

新たに転入してきた子どもや保護者が、すぐに打ち解け、仲間づくりができるよう、気軽に参加できる交流の場づくりを行います。また、子ども達が地域の中で、楽しくさまざまな経験ができ、健全に過ごすことができる場を提供します。

**まち
地域の将来像****100年の歴史と緑を大切に、未来へとつなぐまち**

当地域は、大正5年(1916年)、日本でも早くに山麓斜面を生かしながら近代住宅地として開発され、その後も周辺部に住宅地が拡大していきました。1980年代から地域住民や行政により住環境や景観保全の取り組みが進められ、現在でも自然環境に恵まれた良好な住宅地が維持されています。こうした連綿と引き継がれてきた歴史と緑を未来に引き継ぎつつ、豊かで安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本目標**1 安全・安心 「子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまちづくり」**

子どもからお年寄りまで安心して暮らせるように、防犯灯や防犯カメラの設置などの安全・防犯対策、子どもの見守りの推進、道路の危険箇所についての安全対策、獣害対策、空き家・空き地対策に取り組みます。また、小学校や山際の土砂災害が懸念されており、早急な対策を進めます。

2 インフラ整備 「歴史的価値を残し、誰もが住みやすいまちづくり」

当地域が持つ景観を残していくため、重要伝統的建造物群保存地区(重伝建地区)指定や、無電柱化の推進、旧安田邸利活用案の具体化に向けた検討を進めます。また、坂道が多い当地域での高齢者等の移動が不安視されるなか、地域公共交通システムの整備に向けた検討を行います。

3 イベント・交流 「多世代が楽しく参加・交流できるまちづくり」

ひばり祭りや自治会館を活用した趣味の会の開催など地域全体で交流できる場・機会を創出し、若い方が楽しく地域活動に関わる仕組みやきっかけをつくり、地域の担い手づくりに取り組みます。

4 高齢者・障がい者福祉 「住民同士が支え合うまちづくり」

高齢者等の居場所づくり、サロン同士の交流会など地域内での交流の促進のほか、地域内で認知症、障がい者などさまざまな立場の方の支え合いを推進します。

5 子ども福祉 「子育てしやすいまちづくり」

共働き世帯の増加などを受けて子育てしやすい環境づくりを目指して、小学生の学習支援や子どもの居場所づくり、世代間交流の促進、親への支援、学校との連携などを推進します。また、人材バンクの登録制度を再開するなど人材発掘・育成を行います。

6 環境 「豊かな自然を活かし、快適で安らぎのあるまちづくり」

閑静な住宅地環境の維持、自然破壊の防止など地域の環境保全に努めます。また、「ぎずきの森」をはじめとする魅力づくりに取り組み、環境保全活動の担い手づくりを進めます。

**まち
地域の将来像****人びとが心身ともに豊かさと元気にあふれ、安全・安心に暮らせるまち**

当地域の将来は、その自然、歴史・文化、産業などを受け継ぎつつ、社会・経済の変化に対応できるように地域資源の更なる活用を図りながら、住まう人にはこの地に暮らす喜びが実感できるまちに、訪れる人には安らぎと癒しを覚えるまちにしていきたいことを目指します。

基本目標**1 防災・防犯のまちづくり**

近年の自然災害などに備えて、災害対策や非常時に住民同士が助け合える体制の構築を行います。また今後も高齢化が進むことから、高齢者の支援体制の充実、交通事故防止の対策などを図ります。

2 多世代が交流できるまちづくり

誰もが安心して暮らせるように、住民同士の支え合いや交流などを推進します。

3 健康で暮らせるまちづくり

全ての世代、全ての住民がそれぞれに豊かな生活を送れるように、医療の充実、施設のバリアフリー化に取り組み、介護予防と健康スポーツなどを推進します。

4 新旧のさまざまな文化が溢れるまちづくり

地域に数多く残された伝統文化を後世に承継するとともに、文化活動などを推進し、新たな文化の創造を図ります。

5 地域で守り地域で育てる教育のまちづくり

誰もが社会教育の機会を得られるように、生涯学習の充実や文化の世代間交流などを育みます。

6 地域を学園とみて豊かな心を育むまちづくり

学校が地域の文化の中核となるため、地域が一体となって学校教育や活動への支援を推進します。

7 人に温かく思いやりのあるひとづくり

「地域で子どもたちを育てる」という観点に立ち、子育てに対する地域としての支援体制の充実を図ります。

8 農あるまちづくり

農業生産の効率化・合理化や安全安心な農作物づくりとプレミアム化、新規就農者の受入れ・支援などを推進し、農業がこれからも継続して営んでいける環境づくりに取り組みます。

9 都心からちょっと足を延ばして楽しめる環境づくり

西谷の玄関口の活性化や遊休施設の活用、花の里の整備・情報発信などを進め、来訪者を呼び込みます。

10 移住の受け皿づくり

地域住民の意識改革に取り組み、空き家の活用などにより新たな移住者の受入れを促進させます。

11 自然と共生する環境づくり

「生物多様性保全上重要な里地里山」にも指定される西谷地区の「自然」という最大の魅力を活かして、今後も自然を維持し、循環型社会の形成を推進します。

(6) 各種課題に関するデータなどのまとめ (*第7次地域福祉推進計画 第4回計画策定委員会資料一部加筆)

1. 子どもや子育てについて

(1) 児童虐待について

児童虐待については、新規通告件数は増加傾向にあり、子ども・子育て世帯への支援が必要となっています。また、相談できる環境づくりが求められています。

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
身体的虐待	2 3 2	2 4 7	2 6 1	4 1 2	4 2 4	4 1 7
性的虐待	1 5	0	8	3	4	9
心理的虐待	1 2 6	1 2 3	1 8 1	1 6 6	2 1 4	2 2 5
ネグレクト	1 0 5	6 0	7 4	8 7	7 4	6 1
合計	4 7 8	4 3 0	5 2 4	6 6 8	7 1 6	7 1 2

※児童：0～18歳未満

市子育て支援課より資料提供

・児童虐待に関する経験を持つ保護者のうち、相談したくてもできなかった人が2～3割程度みられます。

◆あなたは、身近な子どもに対して、児童虐待と思われる行為をした経験、もしくはしそうな経験がありますか。



◆そのようなとき、誰かに相談できましたか。



資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成31年（2019年）1月）

参考：宝塚市次世代育成支援行動計画たからっ子「育み」プラン（後期計画）

(2) 不登校児童生徒について

不登校については、年々増加傾向であるため、教育と福祉の連携がますます重要となっています。不登校児童生徒だけでなく保護者も含めた居場所づくりなども検討していく必要があります。

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
小学校	3 6	5 3	6 5	1 2 8
中学校	1 7 8	2 0 8	2 2 7	2 5 6
合計	2 1 4	2 6 1	2 9 2	3 8 4

参考：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

※令和元年度からは、市内全校において文部科学省の手引きに基づいた欠席理由の判断基準の再確認を市内全校と行い、より正確な不登校の実態把握に努めた。

(3) 子どもの貧困について

- 平成29年（2017年）7月の「子どもの生活についてのアンケート調査」によると、子どもの相対的貧困率は全国的な傾向と比べて低いものの、ひとり親世帯においては相対的貧困世帯・生活困難世帯となっている割合が高くなっています。

■相対的貧困世帯・生活困難世帯の割合

世帯類型	小学5年生	中学2年生	合計
全体	451 世帯	357 世帯	808 世帯
相対的貧困世帯	33 世帯 (7.3%)	27 世帯 (7.6%)	60 世帯 (7.4%)
生活困難世帯	49 世帯 (10.9%)	40 世帯 (11.2%)	89 世帯 (11.0%)
非生活困難世帯	312 世帯 (69.2%)	248 世帯 (69.5%)	560 世帯 (69.3%)
判定不能の世帯	57 世帯 (12.6%)	42 世帯 (11.8%)	99 世帯 (12.3%)

※本調査における本市の子どもの相対的貧困率（小5と中2の平均）は7.4%、国全体における子どもの相対的貧困率は13.9%（平成28年国民生活基礎調査）ですが、調査方法が異なるため本調査との単純な比較はできません。

■ひとり親世帯の割合

世帯類型	小学5年生	中学2年生	合計
全体	39 世帯	31 世帯	70 世帯
相対的貧困世帯	23 世帯 (59.0%)	10 世帯 (32.3%)	33 世帯 (47.1%)
生活困難世帯	4 世帯 (10.3%)	7 世帯 (22.6%)	11 世帯 (15.7%)
非生活困難世帯	8 世帯 (20.5%)	12 世帯 (38.7%)	20 世帯 (28.6%)
判定不能の世帯	4 世帯 (10.3%)	2 世帯 (6.5%)	6 世帯 (8.6%)

資料：宝塚市子どもの生活についてのアンケート調査（平成29年（2017年）7月）

参考：宝塚市次世代育成支援行動計画たからっ子「育み」プラン（後期計画）

2. 社会的孤立について

(1) 障害のある人(家族)の孤立について

- 地域住民からの障害のある人への関心は「非常にある」「ある程度ある」が70%以上あります。その一方で、障害を理由とする差別や偏見については50%以上が「ある」と認識しています。
- 障害のある人への理解を深めるために必要なこととして、「福祉教育の充実」や「障害のある人の積極的な社会参加」が挙げられています。
- 障害のある人の地域とのかかわりに関する意識としては「いざというときのためにも隣近所との付き合いを大切にしたい」という回答が最も多くなっています。

	非常にある 15.4%	ある程度ある 56.0%	あまりない 15.6%
【障害者への関心】 障害のある人の福祉について関心は？	自分の身内や近所・知り合いに障害のある人がいるから 53.6% 保健・医療・福祉・教育に関係する職業についているから 24.1% まちなかやテレビなどで障害のある人のことを目にするから 34.7%		
【障害者への理解】 地域社会には障害を理由とする差別や偏見があると思うか？	あると思う 16.1%	少しはあると思う 35.2%	ほとんどないと思う 23.2%
	18～39歳 16.9% 40～64歳 22.9% 65歳～ 10.2%	18～39歳 37.3% 40～64歳 33.3% 65歳～ 36.9%	18～39歳 10.2% 40～64歳 25.0% 65歳～ 25.6%

普段の生活の中で地域社会には障害のある人への対応や理解が足りないと思いますか？	全然足りないと思う 9.9% 交通機関や建物の構造 61.4% 仕事や収入 46.7% まちなかでの人の視線 38.0% 近所づきあい 28.3%	少し足りないと思う 38.0%	わからない 34.1%
障害のある人への市民の理解を深めるためには何が必要か？	学校における福祉教育の充実 48.4% 当事者へ問う設問においても高いポイント 身体障害者の回答 20.6% 知的障害者の回答 45.8% 精神障害者の回答 24.5% 手帳なし者の回答 61.2%	障害のある人の積極的な社会への進出 30.7% 当事者へ問う設問においても高いポイント 回答全体 21.8% 当事者の平日の日中を自宅で… 身体障害者 36.2% ※うち 65歳～ 41.5% 精神障害者 34.0% ※うち 18～39歳 42.2% 65歳～ 52.2%	障害や障害者問題に関する啓発の充実 21.6%
【障害者の地域との関り】	いざという時のためにも隣近所の付き合いを大切にしたい 39.3% 身体障害者の回答 58.1% 知的障害者の回答 56.6% 精神障害者の回答 46.5% 手帳なし者の回答 63.6%	隣近所の協力はあてにせず自分のことは自分でする 14.2% 身体障害者の回答 13.7% 知的障害者の回答 11.5% 精神障害者の回答 18.5% 手帳なし者の回答 15.1%	地域のためになることであっても関りを持ちたくない 10.6% 身体障害者の回答 8.6% 知的障害者の回答 14.6% 精神障害者の回答 24.0% 手帳なし者の回答 1.4%

参考：宝塚市第5次^{がい}障害者施策長期推進計画

宝塚市障害福祉計画(第6期計画)・宝塚市障害児福祉計画(第2期計画)

(2) 障害者が悩み・困りごとを相談する相手について

- ・障害者の悩みや困りごとの相談先は、障害種別を問わず「家族・親戚」が最も多くなっています。
- ・障害当事者の親が相談相手である場合には、親の加齢に伴い相談相手としての役割を担うことが困難になってしまいます。
- ・親の立場では『親亡き後』の不安の要因として「親の役割を担える存在を確保できるのか」という課題を抱えています。

60歳以上の同居する家族が障害者を介助している割合

障害種別	割合
身体障害者	71.9%
知的障害者	26.7%
精神障害者	73.3%

障害者が悩み・困りごとを相談する相手

障害種別	家族・親戚	知人・友人	相談支援事業所	施設
身体障害者	40.6%	17.5%	2.4%	9.0%
知的障害者	36.5%	23.3%	20.5%	36.1%
精神障害者	41.0%	14.5%	8.0%	25.5%
手帳なし	44.6%	25.2%	18.7%	27.3%

参考：宝塚市第5次^{がい}障害者施策長期推進計画

宝塚市障害福祉計画(第6期計画)・宝塚市障害児福祉計画(第2期計画)

(3) 外国人市民の孤立について

- ・コロナ禍により、外国籍の方が生活全般・経済的な相談などで「せいかつ応援センター」への来所者が増えた。
- ・平時には生活が安定してるものの、コロナなどの有事においては、情報弱者となり、対応できる制度が乏しくなり、急速かつ深刻な孤立状態に陥りました。

せいかつ応援センターでの外国人の相談支援実績

令和1年度	令和2年度	令和3年度(8月末現在)
0件	75件	10件

(4) ひきこもりの方について

- ・内閣府の平成 30 年度の調査によると、「趣味の時だけ外出する」「近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが家からは出ない」「自室からほとんど出ない」という段階を総称する『広義のひきこもり』の 40～64 歳の出現率（推計）は 1.45% で 61.3 万人と示され、15～39 歳の出現率（推計）は 1.57% で 54.1 万人と示されています。
- また、ひきこもりのきっかけは、「退職したこと」「人間関係がうまくいかなかったこと」「病気」などが挙げられ、ひきこもりの状態になってからの期間は、7 年以上の者が約半数となっています。
- ・出現率を本市の人口に当てはめると、40～64 歳では 1,209 人、15～39 歳では 782 人と推計されます（令和 2 年 12 月末現在）。

(5) 単身者等の増加に伴う課題について

- ・「高齢者単独世帯」「高齢者夫婦のみ世帯」は年々増加しています。その中で、認知症や介護問題、金銭管理などの課題に直面した時に家族による発見や支援が遅れ、日常生活に支障をきたす方が増えると想定されます。
- ・厚生労働省によると、認知症高齢者（日常自立度Ⅱ以上）の高齢者数は、2010 年の 280 万人から 2025 年には 470 万人になると試算されています。
- そのうち 235 万人の認知症高齢者が在宅生活を送るとされ、認知症の人が排除されない仕組みづくりとして、地域での認知症への理解や認知症のケアの充実、医療・介護分野の連携が必要となります。
- ・R3. 障害者白書によると、知的障害者・精神障害者数の 65 才以上の人数が、年々増加の傾向にあります。障害者支援センターでの利用者家族懇談会や当事者家族の会からは介護者の高齢化に伴う「親亡き後の問題」や、「障害者の高齢化」に伴う地域生活の継続などについて懸念されています。

【高齢者世帯の推移】

（単位：世帯、％）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯	世帯数	71,234	78,835	83,448	91,656	94,056
65歳以上の高齢者がいる世帯	世帯数	18,392	23,082	28,112	33,809	38,658
	構成比	25.8	29.3	33.7	36.9	41.1
高齢者単独世帯	世帯数	3,492	5,379	7,212	9,537	10,726
	構成比	4.9	6.8	8.6	10.4	11.4
高齢夫婦のみ世帯	世帯数	5,573	7,506	9,553	11,548	13,727
	構成比	7.8	9.5	11.4	12.6	14.6

参考：宝塚市地域福祉計画（第3期）

3. 当事者の社会参加について

社会参加の課題（就労）について

- ・ コロナ禍の影響で、ビル清掃や郵便物の投入などの仕事が減っていて、令和2年度の障害者求人は194,746人と前年度から22.8%減少しており、障害者が就労することが難しい現状です。
- ・ 職場での障害の理解や仕事を見つける支援が必要との回答が多く、ジョブコーチなどの就労支援者の充実や既存の求人だけでなく、新たな求人先を開拓することが必要とされています。

「通園・通学をしているまたは働いている以外のいずれかに回答した方」

問：あなたは今後どのような形で働きたいと思いますか？

	1位	2位	3位
身体障害	作業所など福祉就労 31.7%	パートなどの非正規雇用 24.4%	自宅でできる仕事（内職） 17.1%
知的障害	作業所など福祉就労 58.1%	会社員などの正規雇用 16.1%	パートなどの非正規雇用 12.9%
精神障害	作業所など福祉就労 27.0%	パートなどの非正規雇用 25.8%	会社員などの正規雇用 21.3%
手帳なし	パートなどの非正規雇用 66.7%	自宅でできる仕事（内職） 33.3%	

問：あなたが働く際に、特にどのような支援があったらよいと思いますか？

	1位	2位	3位
身体障害	職場の障害への理解 46.3%	勤務場所における障害へ配慮した設備 34.1%	自分に合った仕事を見つけられる支援 31.7%
知的障害	職場の障害への理解 51.6%	自分に合った仕事を見つけられる支援 45.2%	就労後のフォローなど、職場と支援機関の連携 35.5%
精神障害	短時間や勤務日数の配慮 56.2%	職場への障害への理解 50.6%	自分に合った仕事を見つけられる支援 29.2%
手帳なし	①短時間や勤務日数の配慮②通勤の手段 ③勤務場所における障害への配慮した設備 ④在宅勤務の拡充 ⑤就労後のフォロー、仕事に役立つ講習等 33.3%		

参考：宝塚市第5次障害者施策長期推進計画

宝塚市障害福祉計画(第6期計画)・宝塚市障害児福祉計画(第2期計画)

4. 居場所機能の充実について

- ・サロン参加者のアンケート調査やまちづくり計画、障害当事者や福祉専門職へのヒアリングによると、子ども・高齢者・障害当事者に限らず、多様な方が気軽に集まれる居場所づくりが必要であることが明らかとなっています。
- ・多様な居場所を作るには、既存の拠点以外にも、空き家や空き店舗、社会福祉施設、民間事業所の空きスペースの活用を含めた、地域住民と社会福祉施設や民間事業所との協働を進めていく必要があります。

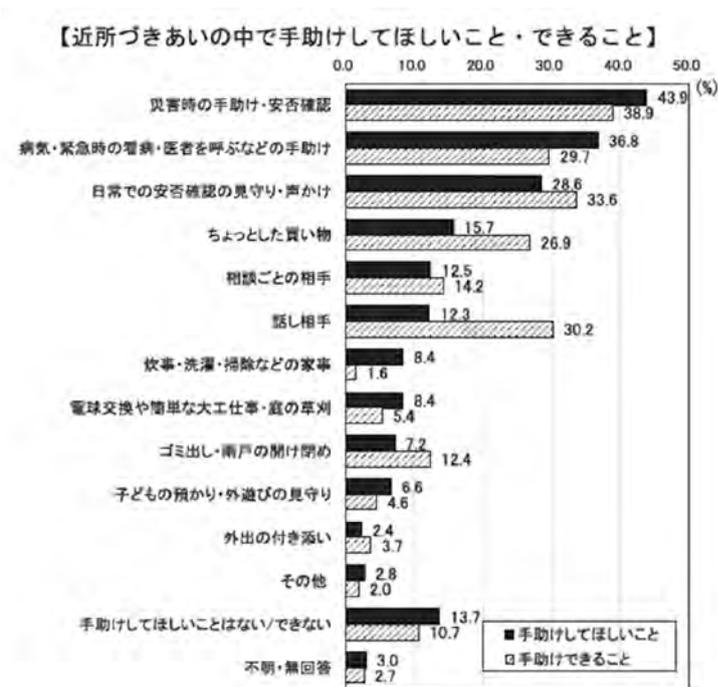
■居場所におけるニーズについて（まちづくり計画の記載や各種ヒアリングから抽出）

	ニーズ	情報元
児童・子育て世代	未就園児、小中高生、各年代にあった遊び、学習（宿題、自習）、体験ができる居場所が必要	まちづくり計画
	子育て世代同士、育児の悩み等、情報交換できる場が必要	
	災害時の子どもの居場所が必要	
ひきこもり	ひきこもりがちな人と交流できる機会が必要	
障害	同世代の方が集まれる場が少ない	当事者
	互いに理解が進んでいない為、互いに不安もあり、サービスだけが居場所となっている	当事者家族
	障がいのある方との交流、参加の場の充実	まちづくり計画
	障がい当事者が参加しやすいプログラムや本人が役割を担うプログラムなどを配慮した居場所づくりが必要	校区ネットワーク会議
	コミュニケーションに障害がある場合、周囲の理解が得られると参加しやすい	ボランティア
	当事者との関わり方に不安がある。専門職が一緒または近くにいることで安心して交流することができる	
	居場所の中でのルールを明確にし、お互いが気持ちよく参加できる場の運営が必要	
	居場所を通じて、関係性を築き、災害時においても、助け合えるようになることが大事	
	土日も空いており、トイレなどの設備がバリアフリー化されている場所が少ない	介護職
日常生活の中で利用しているお店（薬局など）を居場所として活用している例もある		
その他	商店街の空き店舗、事業所の空きスペースや空き家を利用した地域の居場所づくりが必要	まちづくり計画
	男性の居場所、若者のフリースペース確保、居酒屋、食を通じた活動、気軽に集える場の検討	
	ふれあいサロン、いきいき百歳体操、ミニデイサービス、食事会等、既存の交流、閉じこもり予防の居場所づくりの活動の継続支援、新規立ち上げ支援が必要	
	勤労世代や定年後の高齢者等が活躍できる場をつくる	
	高齢者が気軽に（距離、立地、雰囲気）集える居場所が必要	
	在宅勤務者が増え、インターネット環境が整備された居場所があれば嬉しい。仕事をしながら、交流もできる	

5. 災害（日常のつながり）について

(1) 近隣の手助けについて

- ・日常生活が不自由になったとき、近所のつきあいの中で手助けしてほしいこと・手助けできることとして、「災害時の手助け・安否確認」についての回答が最も多い。また、福祉活動者も、「災害時の避難等に関する支援」について関心が高い。
- ・日常生活での安否確認の見守り・声かけ等の回答も多く、災害時だけでなく平時の地域での見守り活動が大切だという認識が広がっている。



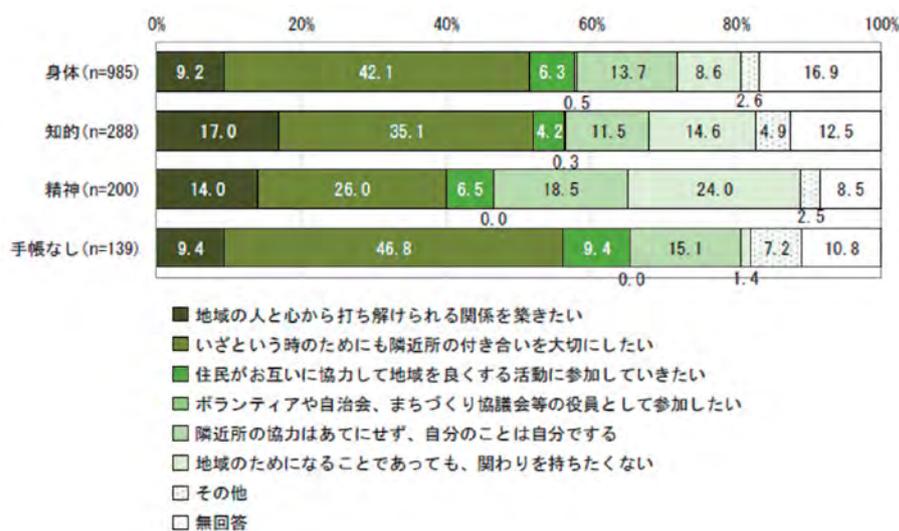
「参考：(第3期)宝塚市地域福祉計画」



「参考：(第3期)宝塚市地域福祉計画」

(2) 障害者の地域との関わりについて

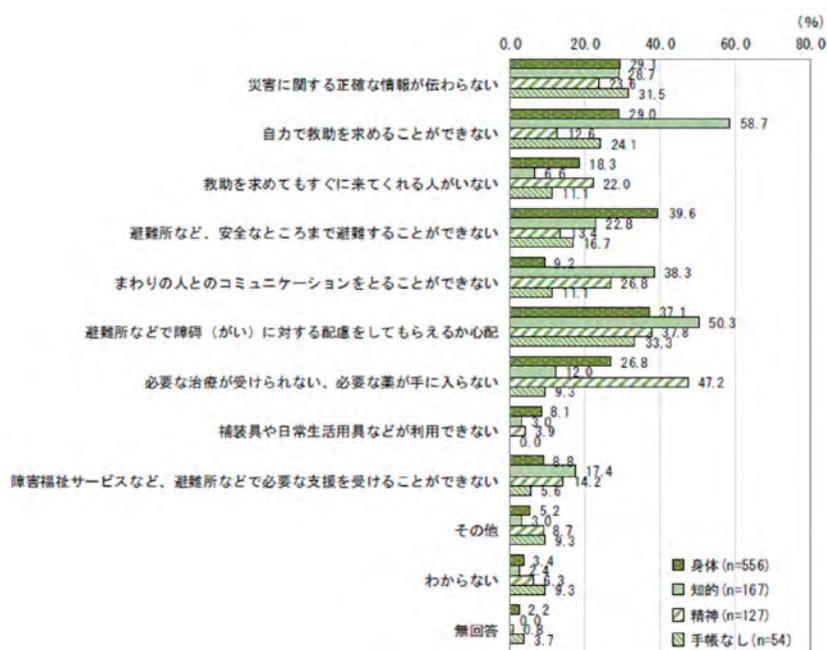
- ・「いざという時のためにも隣近所の付き合いを大切にしたい」が最も多く、緊急時に備えて、地域でのつながりづくりの支援が必要である。
- ・安倉南・西身体障害者支援センターの家族からの声として、地域の方々へ自分の子どものことを理解してほしいという声が強くなる。



「参考：第5次障害者施策長期推進計画 共通資料」

(3) 災害が起こった時の障害者の心配ごと

- ・身体、知的、精神障害の皆さんすべてが「心配なことがある」という回答が最も多い。心配なことについては、身体障害の方は「避難所など、安全なところまで避難することができない」、知的障害の方は「自力で救助を求めることができない」、精神障害の方は「必要な治療が受けられない、必要な薬が手に入らない」、その他として「避難所などで障害に対する配慮をしてもらえるか心配」が最も多い。障害の種別によって心配ごとは異なっており、ニーズに応じた配慮が必要である。

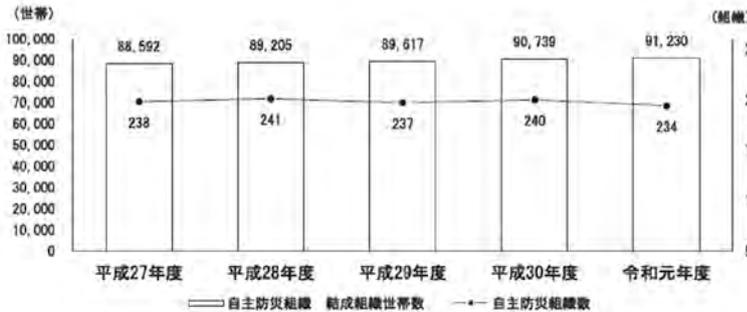


「参考：第5次障害者施策長期推進計画 共通資料」

(4) 地域における団体などの活動の状況

- ・自主防災組織の結成組織世帯数は、各年で増減している。また、令和元年度の自主防災組織の数は、ほぼ横ばいの234団体となっている。地域ごとのまちづくり計画においても、自主防災会の拡大と啓発活動、自主防災組織の充実を挙げているまちづくり協議会がある。

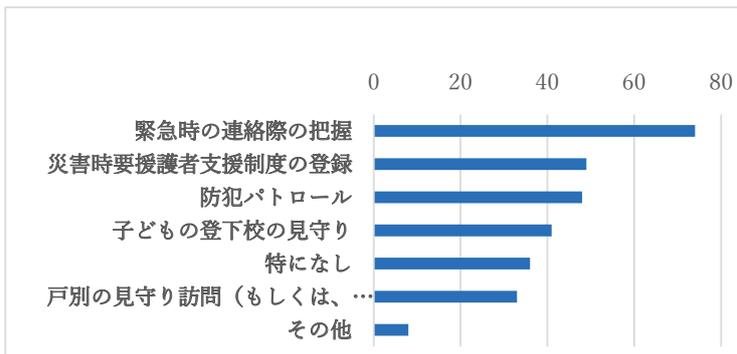
【自主防災組織の推移】



「参考：(第3期)宝塚市地域福祉計画」

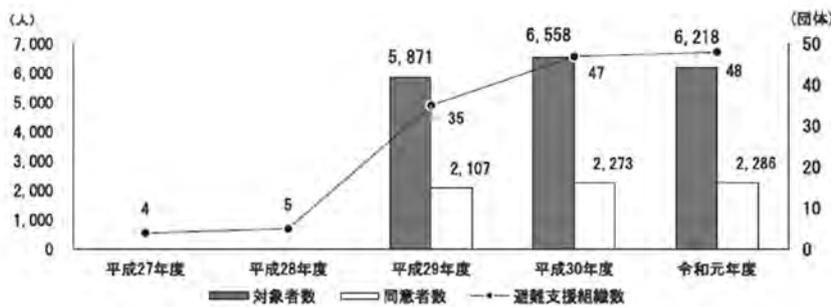
資料：市調べ(各年度末現在)

- ・自治会の見守り活動として、緊急時の連絡先の把握、災害時要援護者支援制度の登録等が挙げられている。災害時要援護者支援制度の避難支援組織数は、増加しており、令和元年度で48団体となっている。



「参考：宝塚社協自治会活動実態把握アンケート(令和2年度実施)」

【災害時要援護者支援制度の避難支援組織数】



資料：市調べ(各年度末現在)

※対象者数・同意者数は制度が全市対象となった平成29年度以降の数値を記載しています。

「参考：(第3期)宝塚市地域福祉計画」

- ・災害時の備えとして、自治会圏域やまちづくり協議会圏域で防災学習会や防災訓練等を実施しているところが多い。まちづくり計画では、防災マップの見直しや災害マニュアルづくり、福祉施設との連携、緊急時の連絡体制の充実等が挙げられている。

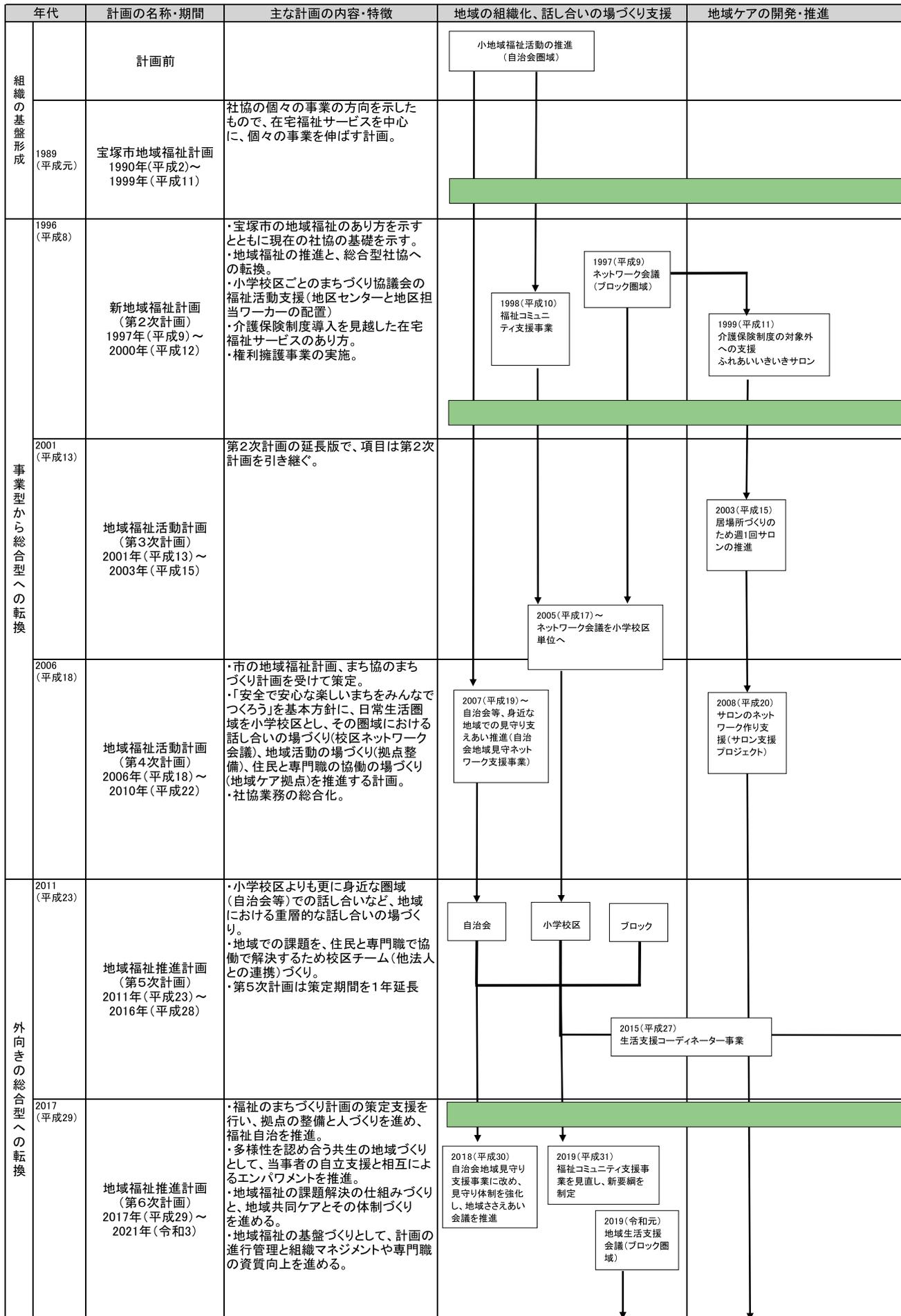
6 制度狭間、複合多問題について

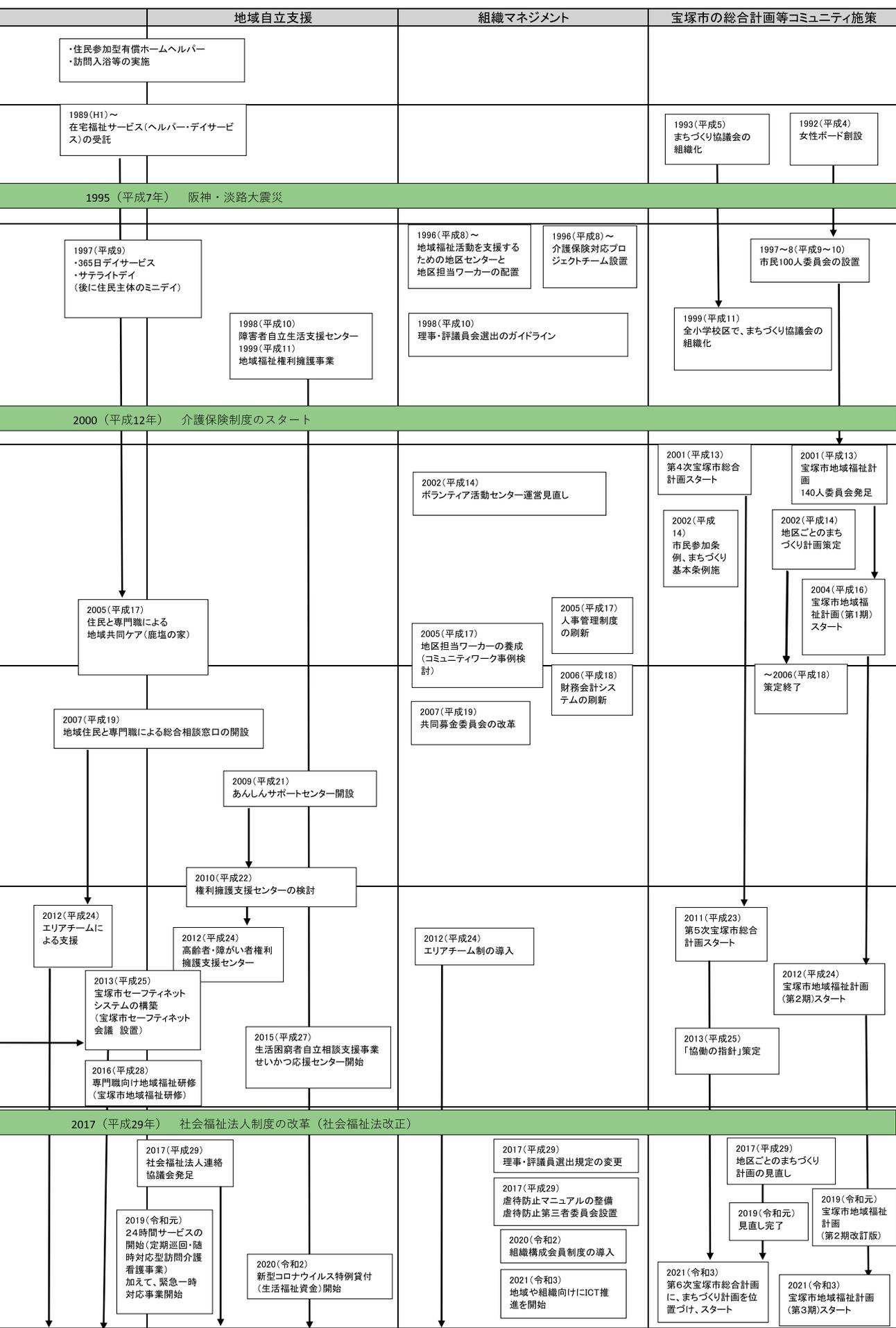
(1) 市内各相談機関からの聞き取り調査の結果（高齢、障害、児童、行政より）

福祉専門職が課題と感じている点としては、①ひきこもりなどで自らがSOSを出せず、関わりが困難や近隣同士の関係の希薄化、②単身世帯の増加や家族による支援力の脆弱化、③障害や認知症などの人権を含む理解不足、④いわゆる8050問題やひとり親家庭などが抱える複合的な生活課題、⑤世帯全体の問題へ対応する支援者間の連携体制の未整備と、大きく5点が課題としてあげられた。

また、専門職向けの地域福祉研修後のアンケート結果から、専門職はそれぞれ制度の狭間での悩みを抱えていることや専門職間の連携が十分ではないこと、地域住民との連携を強化することで、新たな支援や活動を生み出せるなどの意見があり、これから、専門職間のネットワークの強化や、専門職と地域住民が話し合い、連携しながら活動することなどが課題としてあげられた。

(7) 宝塚社協の地域福祉推進プロセス





3 計画策定委員会について

(1) 第7次地域福祉推進計画策定委員会名簿

(敬称略)

	氏名	所属等
1	光村 正生	宝塚市自治会連合会 副会長
2	吉田 公平	宝塚市自治会ネットワーク会議 世話役
3	長岡 恵美	宝塚市民生委員・児童委員連合会 常任理事
4	横溝 ひとみ	宝塚市第6ブロック子ども館協議会 副理事長 山本山手コミュニティ
5	佐藤 亮太	宝塚市障害者自立生活支援センター 運営委員
6	今北 さゆり	宝塚市手をつなぐ育成会 会長
7	金川 紀子	宝塚市社会福祉法人連絡協議会 副代表 宝塚ひよこ保育園 園長
8	金子 博子	「みんなでつくるプロジェクト」プロジェクトマネージャー ボランティアグループ「はっぴーぱーばら」代表
9	鶴園 真紀	ボランティアグループ「サツキとメイの庭」代表
10	寺本 達也	兵庫県中小企業家同友会 障害者委員会 委員 宝塚商工会議所 青年部 株式会社てらす 代表取締役
11	赤井 稔	宝塚市役所健康福祉部 部長
12	藤井 博志 (委員長)	関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科 教授
13	柴田 学 (副委員長)	関西学院大学人間福祉学部社会企業学科 専任講師
14	福本 芳博	宝塚市社会福祉協議会 理事長
15	川勝 陽一	宝塚市社会福祉協議会 理事
16	佐藤 寿一	宝塚市社会福祉協議会 常務理事 (※第1回～第2回)
	牟田 浩伸	宝塚市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 (※第3回～第7回)

(期間：令和2年2月8日から令和4年3月31日まで)

(2) 計画策定委員会の協議内容

日程	主な内容
令和3年2月2日・3日	計画策定委員への事前説明会 ・第6次地域福祉推進計画の概要説明
令和3年2月8日	第1回計画策定委員会 (1) 委員長・副委員長の選任について (2) 第7次地域福祉推進の策定について ①計画策定の概要について ②国・宝塚市の福祉施策動向について ③第6次地域福祉推進計画の到達点と第7次地域福祉推進計画の課題について ④次期計画策定に向けたワーキングチームの設置について (3) 今後の計画策定スケジュールについて
令和3年4月13日	計画策定委員会座談会「宝塚の未来を語ろう」 テーマ「第7次地域福祉推進計画で実現したいこと」 ・ワールドカフェ方式で「解決したいことは何か」「こんなことがあればいいな」「そのためにできることとは」などの話し合い
令和3年6月24日	第2回計画策定委員会 (1) 前回会議からの整理 (2) 居場所・持ち場について (3) 7次計画の基本方針（スローガン）について
令和3年8月25日	第3回計画策定委員会 (1) 7次計画の重点項目について (2) 7次計画の基本目標について
令和3年10月15日	第4回計画策定委員会 (1) 7次計画の重要な項目における現状・課題・対策について
令和3年12月15日	第5回計画策定委員会 (1) 7次計画の基本目標と実施目標・事業項目について
令和4年1月14日	第6回計画策定委員会 (1) 7次計画の事業体系（案）及び事業展開（案）について (2) 基本方針について
令和4年3月3日	第7回計画策定委員会 (1) 計画案について (2) 基本方針について

(3) 第7次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会定款第31条の規定に基づき、法人の委員会として位置づけ、地域福祉活動推進のために、地域福祉推進計画の評価、策定にかかる具体的な方策や総合的な提言を得るため、「第7次地域福祉推進計画策定委員会」（以下、「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会の構成は、次の区分のうち、理事長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 自治会
- (2) 民生児童委員
- (3) まちづくり協議会
- (4) 当事者
- (5) 当事者家族
- (6) 社会福祉法人
- (7) ボランティア・NPO 関係
- (8) 子育て世代
- (9) 企業・事業所
- (10) 関係行政機関
- (11) 学識経験者
- (12) 宝塚市社会福祉協議会理事

(所掌事務)

第3条 委員会は、地域福祉活動に関する推進状況について把握や評価をし、地域福祉推進計画の策定について、総合的な提言を行う。

(委員長および副委員長の選出)

第4条 委員長および副委員長の選出は、次の通りとする。

- (1) 委員会に委員長、副委員長、各1名を置く。
- (2) 委員長、副委員長は、委員の互選により決定する。
- (3) 委員長は、会務を総理し、必要に応じて委員会を召集し、その座長となる。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在又は事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期について)

第5条 委員の任期は、第1回策定委員会の開催日から計画の策定が終わるまでとする。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、おおむね6回程度開催し理事長が招集する。

(理事会、評議員会への報告)

第7条 委員会は、計画の策定段階の状況を必要に応じ、当会理事会及び評議員会へ報告するものとする。

(作業部会)

第8条 策定作業を円滑に進めるため、委員会に補助機関としての実務者による作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、策定作業の細部にわたる検討を行い、当会職員等の実務者で構成する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本会の事務局が処理する。

(補則)

委員会の運営につき、この要綱に定めのない事項は理事長が委員会に諮り定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

宝塚市社会福祉協議会 第7次 地域福祉推進計画

令和4年(2022年)4月発行

編集・発行 社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

〒665-0825 兵庫県宝塚市安倉西2-1-1

電話：0797-86-5000 FAX：0797-86-5069

URL：<http://takarazukashakyo.life.coocan.jp/> E-Mail：shakyo@nifty.com